

《論説》

# 社会主義市場経済政策下中国の 幼稚園行政に関する研究（その3）

西 山 佐 代 子

## 目 次

### 第Ⅲ部 幼稚園行政の実際と今後の課題

#### 第6章 調査による実状の把握

##### 第1節 調査概要

1. 調査対象地域の設定と調査期間
2. 調査目的と内容
3. 調査方法

##### 第2節 結果と考察

1. 経営形態・主体別幼稚園に関する一般的状況
2. 幼稚園経営体制改革，民営化の実際状況の把握
3. 新規幼稚園事業 — 幼稚園経営の多様化実態調査

##### 小括

#### 第7章 幼稚園行政の諸問題

##### はじめに

- 第1節 幼稚園経営体制改革，民営化から派生した問題点
- 第2節 児童に対する公平な保育教育保障の観点から
- 第3節 女性就労支援保障の観点から

#### 終章 社会主義市場経済政策下中国の幼稚園行政に関する今後の動向と展望

##### 第1節 幼稚園行政の今後の動向

1. 「企業」責任から「地域」責任への移行
2. 幼稚園の級別管理と受益者応益負担制の展開
3. 公営，民営による幼稚園経営形態の確立と出資源ルートの多元化
4. 正規，非正規による幼稚園活動形態の活発化
5. 託幼一体化による早期教育（0-6歳児対象の保育教育）化

##### 第2節 幼稚園行政に関する課題

1. 差別的保育教育環境の是正
2. 幼稚園のランクづけ（級別）管理体制の見直し
3. 全国統一的徴収費制度の設定と受益者応能負担制度の導入
4. 遊びの十分な保障
5. 地域の需要に応える幼稚園づくり

##### 第3節 総括

1. 結論
2. 今後の課題

資料 幼稚園行政に関する法規・通達

引用文献・参考文献

### 第Ⅲ部 幼稚園行政の実際と今後の課題

はじめに

第Ⅰ部では、中国の幼稚園制度が、就学前児童の集団的保育教育保障と女性の生産労働などへの参加、政治的、文化的、社会的活動への参加、学習への参加などを支援するという社会主義思想の下に形成され、経済体制が全人民所有制、集団所有制へ移行するにしたがって、幼稚園事業経営もまた国営、公営へと収斂していったことをまず明らかにした。都市では国営化された企業、事業、学校、工場、鉱山などや政府機関、軍隊などが「単位」社会を形成し、職場「単位」に幼稚園が設置され、女性の就労を支援し促進した。また地域では教育部門や街道委員会が設立した幼稚園が、就学前児童を吸収していった。こうして計画経済政策下では、質的には不十分なながらも低廉な保育教育費で集団的保育教育が実現していった。

大躍進期と文革期を間にはさんで計画経済政策から改革開放政策に転換され、市場経済政策が導入された。文革の混乱から脱却し、邓小平の「4つの現代化」(農業・工業・国防・科学技術の近代化)路線の実現を目ざし教育が重視される中、就学前保育教育の重要性もまた強調されるようになった。民営幼稚園が認可されるようになり、幼稚園事業は国営、公営、民営と多元化形態の中で拡大していった。市場経済政策の導入は、国営企業の改革を必然化させたが、当初は企業経営自主権の強化から始まったため企業内の利潤留保が高まり、職員福利がむしろ拡充すると同時に、単位による幼稚園事業も拡大していった。さらに幼稚園制度もまた幾つかの法規、条例などによって整備された。こうして1980年代には幼稚園経営形態が多様化する中で、幼稚園数、在園児数ともに拡大し、都市の幼稚園入園難問題をひとまず解決していった。以上幼稚園行政の沿革の把握を試みた。

第Ⅱ部では、以下の考察を行なった。

その後、幾つかの要因、1979年以降の人口抑制政策の定着による人口圧力の減少、経済の高度成長による個人所得の増大、国営企業の上納金の減少による国家財政収入割合の減少、企業の経営合理化の加速と経営部門と福利部門の分離化などが次第に進展し、それらが幼稚園事業経営にも大きな影響を与えていくこととなった。1990年代には企業の経営部門と福利部門(后勤部門)の分離化が進み、企業経営合理化の過程でかなり多くの企業経営幼稚園の閉鎖や転用、売却などが行なわれるようになった。

こうして幼稚園事業経営は、現在も進行中の社会主義市場経済政策との整合性を図らざるを得なくなった。幼稚園経営体制改革は「改制」「転制」などとして、企業経営幼稚園改革と地域における社会諸力の活用を中心として進められている。このように第Ⅱ部では幼稚園事業経営が大きく変容し始め、社会力量(社会各方面の力)、民営経営が増大するとともに、既存の園の整理・統合、質的向上が図られている状況とその原因を考察した。

第Ⅲ部ではこれまでの考察を前提として、実際に幼稚園現場に赴き、幼稚園改革の現状と観察を行なうと同時に、園長あるいは園の代表者や幼稚園行政担当者との面接を行ない、実状の把握と問題点などの検討を行なった。

## 第6章 調査による実状の把握

### 第1節 調査概要

#### 1. 調査対象地域の設定と調査期間

##### 1) 調査対象地域の設定

調査は、北京市と遼寧省瀋陽市の2つの地域で行なった。北京市は、新中国建国の初期から、北京師範大学幼児教育学部を中心として旧ソ連の幼児教育研究者との交流が活発に行なわれるなど、中国の幼児園行政の牽引的役割を担ってきた。現在も中央政府の幼児園制度をいち早く取り入れ、幼児園行政の法規化などを積極的に進めるなど、幼児園行政分野で先進的地位を占めている。また北京市の幼児園行政の動向は中央政府の幼児園政策に少なからず影響を及ぼしている。北京市の幼児園行政の動向を知ることは、中国全体の幼児園行政の動向を認識する上でも欠かせないと判断した。

一方、遼寧省瀋陽市は、従前より重工業都市として国有企業が大半を占め、企業単位による幼児園経営が市内の幼児園事業を牽引してきた。国有企業改革が進む厳しい環境の中で、都市の、特に単位を中心とした幼児園行政の現状を把握するためには瀋陽市を調査する必要があると考えた。

以下は北京市、瀋陽市の概観である。

##### (1) 北京市概観<sup>1)</sup>

北京市は中国の首都であり、華北平原の北端に位置し、17の県や市によって構成されている。沿海地域にあるが、海岸線を有していない。面積は1.7万km<sup>2</sup>で土地全体の86%強が農用地である。2002年の人口は約1,423万人であり、そのうち流動人口（農村過剰労働力）と呼ばれる地方出身労働者が約287万人であった。こうした労働者は都市で敬遠される「3K」仕事に従事するほか、家政婦や保母（ベビーシッター）といった職業などにも進出し、北京市民の生活に欠かせない存在となっている。

経済面では、産業構造の高度化が進んでおり、私有経済の経済全体に占める割合は2002年に46.5%、2003年の1人あたり平均可処分所得が1万3,883元（全国平均8,472元）であった。しかし、所得格差が拡大しており、たとえば2002年、北京市上位20%と下位20%の家庭間の所得格差は1万6,620元であり、下位20%の所得は6,729元であった。

教育面では、北京市は教育水準が全国で最も高く、小学校から大学までの入学率はいずれも全国最高水準である。2003年現在幼児園総数は1,430か所で、学前班を含めた在園児数は19万9,300人である。

##### (2) 瀋陽市概観<sup>2)</sup>

瀋陽市は中国東北地区の南部、遼寧省の中心に位置している。長白山麓を背に、渤海に面し、遼東半島内陸にあって13の県や市で構成されている。2001年現在、市の面積は約1.3万km<sup>2</sup>、人口は約685万人でそのうち都市人口は約485万人である。中国東北部における最大の経済中心都市。特に機械工業を中心とした工業都市であるが、農村地域も広がっている。東北地区における物資の集散地であり、重要な貿易センターとして、経済発展の東部地域に位置し、遼寧省および中国における対外開放地域の中で重要な役割を担っている。

瀋陽市内都市部の基本的状況は表6-1-1に示した。平均家庭人数は2001年には1990年から0.3ポイント減少し3.0人となっている。少子化が進んでいるものと思われる。また平均就業者数は1995年までは2.1人で2000年には1.7人と0.4ポイント減少したが、2001年には1.8

表 6-1-1 瀋陽市都市住民基本状況

都市住民基本状況	1990年	1995年	2000年	2001年
平均家庭人数(人)	3.3	3.2	3.1	3.0
平均就業者数(人)	2.1	2.1	1.7	1.8
住民平均可処分所得(元/年)	1,674.9	4,082.6	5,850.5	6,386.1

出所)『沈陽年鑑』2002年版,中国統計出版社,2003年,382頁より作成

人とやや回復し,悪化した雇用環境が多少改善されている状況がうかがえる。住民平均可処分所得は2001年は6,386.1円で,1990年の約3.8倍となっている。

2002年現在3-6歳児童総数は14万4,028人で,学前班を含めた在園児数は11万5,228人であり,都市部,農村部を含めた概算では約80%の就園率となっている。

## 2) 調査期間

調査期間は表6-1-2の通りである。

## 2. 調査目的と内容

### 1) 調査目的

調査目的は,幼児園経営の現状,行政の実態を把握し,問題点と幼児園行政の今後の動向を明らかにすることであり,次の調査目的を設定した。

表 6-1-2 中国の幼児園現状調査日程および概要

調査期間	地域	内 容
2000年7月(2日間)	瀋陽市	2か所の幼児園を訪問し,幼児園観察と園長への聞き取りを行なった。
2002年4月~5月 (2週間)	北京市	経営形態・主体別4つの形態の幼児園を訪問し,幼児園観察と園長への聞き取りを行なった。
	瀋陽市	4か所の幼児園を訪問し,幼児園観察と園長への聞き取りを行なった。 遼寧省各市から集まった幼児教育行政担当者交流会に参加した。
2002年7月(3日間)	瀋陽市	瀋陽市教育行政関係者に瀋陽市全体の幼児園の基本的データを求めた(入手不能)。
2003年3月(1週間)	瀋陽市	経営形態・主体別8か所の幼児園を訪問し,幼児園観察と園長への聞き取りを行なった。
2004年8月(4日間) (1週間)	瀋陽市	単位経営幼児園で閉鎖された園の園長への聞き取りを行なった。
		単位経営幼児園で継続している幼児園の単位(経営者)側への聞き取りを行なった。
	北京市	経営体制改革園,新規幼児園事業,非正規幼児園事業を観察し,園長,代表者への聞き取りを行なった。 教育委員会関係者への聞き取りを行なった。

- (1) 経営形態別・主体別幼稚園に関する一般的状況の把握
- (2) 幼稚園経営体制改革，民営化の実際状況の把握
- (3) 幼稚園事業の新しい展開の把握

## 2) 調査内容

調査内容は上記(1)と(3)に関しては、①基本的内容（幼稚園規模，在園児数，教職員数，周囲環境，幼稚園創立年，開園時間など）②幼稚園経営内容（経営形態，経費来源，徴収費，教職員賃金など）③幼稚園の理念，特色④幼稚園経営に関する問題点⑤その他。(2)に関しては，幼稚園経営体制改革園，単位経営閉鎖園，単位経営継続園に分けて，①改革の経過②改革後の経営状況③閉鎖への経過④継続の理由⑤その他とした。

## 3) 調査対象

経営形態別・主体別幼稚園に関する状況の把握は，国営（教育部門経営，単位経営）公営（街道委員会経営）民営（個人，個人団体経営）の分類の下で，4種類の幼稚園形態について北京市4か所，瀋陽市8か所の聞き取り調査を行なった。

幼稚園経営体制改革，民営化の実際状況の把握については，北京市では幼稚園経営体制改革実施園，瀋陽市では単位経営閉鎖園，単位経営継続園について，聞き取りを行なった。

幼稚園事業の新しい展開の把握については，北京市の親子園の取り組み（早期教育），家庭託児所（低所得地域との密着型），流動人口就学前児童に対する保育教育活動の取り組み（遊びグループ活動）に対して聞き取りを行なった。

## 3. 調査方法

調査は幼稚園の観察と，作成した調査表に基づいて，園長あるいは園の代表者への聞き取りを行なった。調査時間は1か所につき2時間程度であった。

## 注

- 1) 李瑞雪／史念／俞嵘 共著『中国経済ハンドブック2004』全日出版社，2003年，184-192頁
- 2) 沈阳年鉴編委會編『沈阳年鉴』2002年版，中国統計出版社，2003年，27-28頁

## 第2節 結果と考察

1. 経営形態・主体別幼稚園に関する一般的状況
- 1) 北京市経営形態・主体別幼稚園調査（2002年）
- (1) 安华第二幼儿园：国営，区教育委員会経営

園長：郭文英（Guo Wenying）

住所：北京市朝阳区

安华第二幼儿园は住宅地域にある幼稚園である。1992年に開設された。敷地は約2,800 m<sup>2</sup>で，用途別に13室と，外の運動場がある。基本的には開園時間は午前7：30～午後5：30であるが，実際には午前7：00～午後6：30と利用者に合わせて弾力的に運営している。募集する園児は，一般の児童で，健康で障害がないことが条件である。教職員58人のうち，女性56人，男性2人である。また教師は25人，保育員は11人で，小班（年少クラス）から大班（年長クラス）まで11の班（小班2，中班4，大班3，寄宿班2）に，各班教師2人，保育員1人が配置されている。学前班は設置していないが，土曜クラス（1時間）を設け，小学校見学

などを行なっている。施設、設備は政府に属している。政府から教育費の支出があり、現在のところ経営上の問題はない。送迎用バスは用意していない。

寄宿制利用者は、外資企業勤務者、商業経営者に多い。働く親のために、また殆どが一人っ子であることから、寄宿制は必要だと思う。寄宿制の経営はそれほど大変ではない。

当園の目的は(1)児童の全面的な発達と個性を伸ばす保育教育を行なうこと(2)保護者が安心して仕事ができるようにすること(3)保護者と幼稚園が一体となって保育教育を行なっていくことにある。

さらに教師教育に力を入れ資質の向上を図っている。教職員研修は園で行なっている。保護者会は各学期1～2回開催している。

## (2) 北京师范大学实验幼儿园：国営，単位経営

園長：張瀾 (Zhang Lan)

住所：北京市海淀区

师范大学实验幼儿园は単位敷地内、すなわち大学キャンパス内に設置されている。他に分園もある。1923年に開設された、約80年の歴史をもつ幼稚園である。園舎は1953年、1989年に改築されている。敷地は約6,000m<sup>2</sup>で、用途別に16室と、外の運動場がある。開園時間は基本的に午前7:30～午後6:00である。募集する園児は、単位職員の児童の他、一般の児童で、健康で障害がないことが条件である。ただし、現在軽度の障害児童を1人収託している。現在園児の約2/3は当大学の教職員児童である。また一般募集で入園希望者の1/3は入れない。卒園後、1/3は当大学の小学校に入学する。教職員90人のうち、女性が80人、男性10人である。小小班(嬰兒クラス)から大班(年長クラス)まで16の班に、各班教師2人、助手1人、保育員1人が配置されている。学前班は設定していない。施設、設備は大学(政府)に属しているが、大学からの補助は現在段階的に縮小されており、最終的に打ち切られる予定である。送迎用バスは用意していない。寄宿制経営への負担はかなり大きい。

当園の目的は(1)保護者へ就労支援(2)遊びを主とした保育教育(3)幼児教育研究活動を行なうことにある。さらに教師教育に力をいれ資質の向上を図っている。家庭との連携を深め、積極的に保護者会を行なっている。

## (3) 果子市幼儿园：公営，街道委員会経営

園長：劉雲 (Liu Yun)

住所：果子市西城区

果子市幼儿园は旧住宅地域にある幼稚園である。1958年に開設された。地域住民が資金を集め設立した。敷地は約3,700m<sup>2</sup>で、園舎は胡同四倉院を利用している。開園時間は基本的に午前7:30～午後5:30である。募集する園児は、一般の1歳半以上の健康で障害のない(軽度ならよい)児童である。募集数と応募数が同じ位である。教職員38人のうち、教師は15人、保育員は15人、職員が8人である。8班編成で、教師1人と保育員2人、あるいは教師2人と保育員1人が配置されている。学前班は設定していない。この園の特徴は2～6歳までの混合班をモデル班(モンテッソーリ班)として設置していることである。この班は保育教育費が高い。施設は公共建築物を利用しているが、行政からの財政的な補助はない。送迎バスは用意していない。寄宿制の経営は負担が大きい。

当園の目的は(1)保護者の満足(2)子どもを楽しませること(3)子どもの自立にある。幼児園業務計画や給食委員会、幼児園業務管理に保護者の声を反映させるために、毎月1回保護者会を行っている。

(4) 北京市长颈鹿双语幼儿园：民営，個人

園長：李 (Li)

住所：北京市顺义区

长颈鹿双语幼儿园は顺义区郊外にある私営幼児園である。2000年に開設された。敷地は約3,674 m<sup>2</sup>で、その中に約1,674 m<sup>2</sup>の園舎がある。用途別に8室と、外の運動場がある。基本的には開園時間は午前7:00～午後5:00である。募集する園児は、一般の児童で、試験はない。健康で障害がないことが条件である（ただし現在足に障害がある園児1人を収託）。入園希望者が多く、毎年40人位が待機児童となる。教職員32人のうち、女性28人、男性4人である。教師は10人、保育員は5人であるが、その他に英語教師、パソコン教師を雇用している。小班から大班までの5班（小班2、中班1、大班1、寄宿班1）に、各班教師2人、保育員1人が配置されている。学前班は設定していない。施設、設備は個人に属する。調達した自己資金と、銀行借款で施設、設備を取得した。行政による財政補助はない。送迎バスはない。

当園の運営方針は、(1)子どもの言葉を受け止め、心の声を聞くこと(2)英語教育、パソコン教育などを行ない園児の資質を高めること(3)教師教育に力をいれ資質の向上を図ることにある。教職員研修は研修学校で受けたり、また園で行なっている。保護者会なども熱心に行なっている。

以上が北京市の4つの経営形態別各幼児園の調査概要である。詳細は表6-2-1にまとめた。また表6-2-2は北京市幼児園保育教育費徴収費基準である。引き続き、瀋陽市での調査概要をまとめた。

2) 瀋陽市経営形態別幼児園調査（2003年）

(1) 南宁幼儿园：国営，区教育委員会経営

園長：于立驻 (Yu Lizhu) 党委書記：安桂敏 (An Guimin)

住所：瀋陽市和平区

南宁幼儿园は市内住宅地にある区教育委員会設立の幼児園である。1948年に開設され55年間の歴史がある。敷地は約4,700 m<sup>2</sup>で、園舎は4階建てで総面積が7,700 m<sup>2</sup>である。園舎は区教委（政府）所有である。用途別に部屋数が31室あるが、その内訳は教室17、音楽室1、図書室2、医務室1、厨房1、弁公室（園長室や教職員室など）4、体育室1、総合遊戯室1、パソコン室1、資料室1、受付事務室1である。運動場は室内が1,000 m<sup>2</sup>、屋外が1,000 m<sup>2</sup>である。基本的開園時間は午前7:00～午後5:00。園児募集は毎年8月に行なう。募集する園児は教師の児童、政府機関事業単位職員の児童のほか一般児童で、健康で障害がないことが条件である。現在教師や単位職員児童と一般児童の割合は1:9である。2002年の場合、園児募集数540人に対して応募数約800人であった。教職員数70人のうち女性が65人、男性が5人である。教師は30人、保育員は15人である。その他医師1人、看護師1人、事務職員3人、炊事員10人、雑務員3人、園長である。班編成は小班（30人/班）（4班）中班（35人/班）

表6-2-1 北京市幼稚園聞き取り調査

経営形態	国 営		公 営	民 営
経営主体	区教委	単位	街道委	個人
在園児数(人)	330	520	250	150
在園児年齢(歳)	2～6	2～6	2～6	2～6
募集対象児童	一般	単位/一般	一般	単位/一般
*園形態	日託/全託	日託/全託	日託/全託	日託/全託
教職員数合計	58	90	38	32
教師数(人)	25	72	15	10
保育員数(人)	11	保育員は教師に含まれている	15	5
*その他(人)	22	18	8	17
園経営経費				
教職員賃金	教育費	自取自支	自取自支	自取自支
園経営経費	自取自支	自取自支	自取自支	自取自支
園設備経費	教育費	自取自支	自取自支	自取自支
保育教育費(日託)				
職員児童	—	300元/月	—	350元/月
一般児童	230元/月 3歳以下は+50元/月	700～800元/月	600元強/月	830元/月
保育教育費(全託)				
職員児童	—	—	—	—
一般児童	580元/月	—	700元/月	900元～1,020元/月
給食費(元/日)	120元/月	保教費に含まれる	保教費に含まれる	保教費に含まれる
教職員賃金(元/月)				
教師	平均1,500元以上	平均約2,000元	平均約1,200元	平均1,000元
保育員				平均800元
医務職員				
保護者職業				
父親	多種類	①大学職員 多種類	多種類	多種類
母親	多種類	①大学職員 多種類	多種類	多種類
*世帯収入(元/年)	把握していない	把握していない	把握していない	把握していない

注) \*園形態：日託は全日制，全託は寄宿制(月～金まで) \*その他：医務職員，炊事員，非常勤職員など

\*世帯収入については，中国では幼稚園がランク別に保育教育費が決まっているため把握していない場合が多い。

(40人/班)(4班) 大班(5班) 混合班(3-6歳)(35人/班)(2班) の計15班である。教職員は小班から混合班まで各班に教師2人保育員1人，寄宿班のみ保育員2人が配置されている。教職員の学歴は，教師は幼児師範学校卒業以上である。保育員10人が職業高等学校の幼児教育専門課程卒業である。医師，看護師はそれぞれの資格を有している。保育員の残り5人，その他の職員は普通高等学校，中学校卒業である。教職員養成訓練制度は園長が園外研修機関で2-4回/年，教師が園内，園外養成訓練機関で6-8回/年，保育員が園内で3-5回/年，医務職員が園内，園外で6-8回/年，その他の職員が園内，園外で2-4回/年研修を受けている。費用は園が負担している。一人っ子の園児割合は100%である。保護者会は年6回程度で保護者の



表 6-2-2 北京市幼稚園保育教育費徴収費基準

内 容	徴収費基準 元/生月	徴収対象	徴収単位
小学校附設就学前クラス（学前班）			
就学前保育教育費 （遠郊区県，市，町）	25	学齡前児童	学校
就学前保育教育費 （遠郊区県，農村）	20	学齡前児童	学校
就学前保育教育費 （都市近郊区）	30	学齡前児童	学校
* 幼稚園級別			
1級1類（3歳以上/3歳以下）	150/200	学齡前児童	幼稚園
1級2類（3歳以上/3歳以下）	100/150	学齡前児童	幼稚園
2級1類（3歳以上/3歳以下）	80/130	学齡前児童	幼稚園
2級2類（3歳以上/3歳以下）	60/100	学齡前児童	幼稚園
2級3類（3歳以上/3歳以下）	50/ 70	学齡前児童	幼稚園
3級2類（3歳以上/3歳以下）	50/ 70	学齡前児童	幼稚園
3級3類（3歳以上/3歳以下）	40/ 60	学齡前児童	幼稚園
4級及び未審査	35/ 50	学齡前児童	幼稚園
その他の徴収費			
給食費	150	学齡前児童	幼稚園
託児補助費	80	学齡前児童	幼稚園
寄宿費	100	寄宿児童	幼稚園
**園代行費	日託20 全託30	外単位児童	幼稚園

注) \* 幼稚園級別：中国の幼稚園は級別管理が行なわれている。級は施設，設備などハード面，類は教師資質などソフト面の等級である。

\*\* 園代行費は，単位職員児童を街道委員会経営或いは民営の幼稚園に入れる場合，その職員が所属する単位が街道或いは民営幼稚園に代行費として支払うもの。

出所) 託児所，幼稚園徴収費基準の調整に関する北京市物価局，財政局，教育委員会の通知（1997年発行）から作成

参加率は高い。地域との連携は，1995年前後は余り活発とは言えなかったが，現在は活発である。園経営の方針は教科研究を実施し，保育教育の質を高め，幼児の個性を重視し，調和的発展を旨とすることにある。

(2) 蓓蕾幼儿园：国营，区教育委員会経営

園長：金貞姫（Jin Zhenji） 党委書記：金貞姫（Jin Zhenji）

住所：瀋陽市沈河区

蓓蕾幼儿园は市内住宅地にある市教育委員会設立の幼稚園である。1995年に開設され8年間の歴史がある。園舎は2階建て総面積が1,835 m<sup>2</sup>である。園舎は市所有である。用途別に部屋数が33室あるが，その内訳は教室18，音楽室1，図書室2，医務室1，厨房1，弁公室（教職員室など）3，園長室1資料室1，受付事務室1である。運動場は室内が1,000 m<sup>2</sup>，屋外が1,500 m<sup>2</sup>である。基本的開園時間は午前7：00～午後5：30。園児募集は毎年8月に行なう。園児の補充はいつでも可能である。募集する園児は単位職員の児童の他一般児童で，健康で障害がないことが条件である。特に募集のちらしなどは配布しない。保護者の口こみである。現在単位職員児童と一般児童の割合は50：1である。2002年の場合，園児募集数90人に対し

て応募数約90人であった。教職員数39人のうち女性が36人、男性が3人である。教師は24人、保育員は4人である。その他医務職員が2人、その他の職員が5人であり園長などを含めて総数39人である。班編成は小班(2.5-4歳)(30人/班)(3班)中班(4-5歳)(35人/班)(3班)大班(5-6歳)(3班)の計9班である。教職員配置数は小班から大班まで教師2人保育員1人/班である。教職員の学歴は教師は短大卒業以上が6人である。職業高等学校の幼児教育専門課程卒業が教師16人、保育員3人である。幼児教育専門学校卒業が教師2人。看護専門学校卒業が2人、その他の職員は職業高等学校、普通高等学校、中学校卒業が5人である。教職員養成訓練制度は園長が園外研修機関で3回/年、教師が園内、園外養成訓練機関で5回/年、保育員が園内で1回/年、医務職員が園外で2回/年、その他の職員が園外で2回/年研修を受けている。費用は教師が園負担と自己負担、保育員が自己負担それ以外は園負担である。一人っ子の園児割合は99%である。保護者会は年2回程度で保護者の参加率は高い。地域との連携は活発である。園経営の方針は以前は厳しかったが、現在は遊びが中心である。

### (3) 朝阳一校幼儿园：国営，単位経営

園長：馬秀文 (Ma Xiuwen)

住所：瀋陽市勤石巷32号

朝阳一校幼儿园は市内住宅地にある単位(学校)設立の幼児園である。1998年に開設され4年間と歴史はまだ浅い。敷地は約6,700m<sup>2</sup>で、園舎は4階建てで総面積が5,700m<sup>2</sup>である。園舎は学校所有である。用途別に部屋数が26室あるが、その内訳は教室14、音楽室1、図書室2、医務室1、厨房1、弁公室(教職員室など)4、園長室1、副園長室1、受付事務室1である。運動場は室内が500m<sup>2</sup>、屋外が2,000m<sup>2</sup>である。基本的開園時間は午前7:00~午後5:30。園児募集は毎年3月、9月に行なう。園児の補充は時期が限定される。募集する園児は単位職員の児童の他一般児童で、年齢が一致すること、面接を行なうことが条件である。特に募集ちらしは用意しない。保護者の口こみである。2002年の場合、園児募集数450人に対して応募数約450人であった。教職員数53人すべて女性である。教師は26人、保育員は14人である。その他医師1人、事務職員4人、炊事員6人、雑務員2人であり園長などを含めて総数53人である。班編成は小班(2.5-4歳)(30人/班)(4班)中班(4-5歳)(35人/班)(4班)大班(5-6歳)(40人/班)(6班)計14班である。教職員配置数は小班から大班まで各班教師2人保育員1人配置されている。教師学歴は全員が幼児教育専門学校卒業である。教職員養成訓練制度は園長が園外研修機関で10回/年、教師が園内、園外養成訓練機関で50回/年、保育員が園内で10回/年、医務職員が園外で4回/年、その他の職員は特に受けていない。費用は園が負担している。一人っ子の園児割合は90%である。保護者会は年2回程度で保護者の参加率は高い。地域との連携は活発である。園経営の方針は「幼児園綱要」に基づいて幼児の全面的健全な発展を旨とするにある。

### (4) 沈阳农业大学幼儿园：国営，単位経営

園長：楊雅学 (Yang Yaxue)

住所：瀋陽市東陵区

沈阳农业大学幼儿园は郊外単位敷地内にある単位(大学)設立の幼児園である。1954年に開設され48年間の歴史がある。敷地は約2,500m<sup>2</sup>で、園舎は3階建てで総面積が2,900m<sup>2</sup>であ

る。園舎は国家所有（大学）である。用途別に部屋数が20室あるが、その内訳は教室10、音楽室1、図書室2、医務室1、厨房1、弁公室（園長室や教職員室など）4、その他2である。運動場は屋外が2,000 m<sup>2</sup>である。基本的開園時間は午前7:30～午後5:00。園児募集は毎年9月に行なう。補充はいつでもよい。募集する園児は単位職員の児童の他一般児童で、健康で障害がないことが条件である。現在単位職員児童と一般児童の割合は1:1である。2002年の場合、園児募集数200人に対して応募数約200人であった。教職員数43人すべて女性である。教師は25人。保育員は8人である。その他看護師1人、事務職員4人、炊事員4人、雑務員1人であり園長などを含めて総数43人である。班編成は小班（2.5-3.5歳）（25人/班）（1班）中班（2.5-4.5歳）（30人/班）（2班）大班（4.5-5.5歳）（2班）学前班（5.5-6.5歳）（45人/班）（2班）の計7班である。教職員配置数は小班から学前班まで教師2人保育員1人/班である。教職員の学歴は教師は短大卒業以上が3人、職業高等学校の幼児教育専門課程卒業が8人、幼児教育専門学校卒業が14人である。保育員は中学校卒業が5人、普通高等学校卒業が3人である。その他の職員は医務職員が看護専門学校卒業が1人、普通高等学校卒業、中学校卒業が10人である。教職員養成訓練制度は園長が園外研修機関で1回/年、教師が園内、園外養成訓練機関で5回/年、保育員が園外で1回/年、医務職員が園外で2回/年、研修を受けている。費用は園が負担している。一人っ子の園児割合は99%である。保護者会は年2回程度で保護者の参加率は高い。地域との連携は活発である。園経営の方針は美術や舞踊など特色のある教育にある。園経営の問題点は幼稚園経費不足にある。

(5) 辽宁大学幼儿园：国営、単位経営

園長：張芝（Zhang Zhi）

住所：瀋陽市皇姑区

辽宁大学幼儿园は市内単位敷地内にある単位（大学）設立の幼稚園である。1958年に開設され45年間の歴史がある。敷地は約2,800 m<sup>2</sup>で、園舎は2階建てで総面積が1,580 m<sup>2</sup>である。園舎は大学所有である。用途別に部屋数が23室あるが、その内訳は教室18、音楽室1、医務室1、厨房1、弁公室（園長室や教職員室など）2である。運動場は室内ではなく、屋外が1,200 m<sup>2</sup>である。基本的開園時間は午前7:30～午後5:30。在園児数は220人である。園児募集は毎年3月、8月に行なう。補充期間は限定されていない（年中可）。募集する園児は単位職員の児童の他一般児童で、健康で障害がないことが条件である。現在教師や単位職員児童と一般児童の割合は1:1である。2002年の場合、園児募集数100人に対して応募数約100人であった。募集ちらしを作成している。教職員数30人で女性27人、男性3人である。その内訳は、教師は17人、保育員はいない。その他医師1人、看護師1人、事務職員4人、炊事員4人、雑務員2人である。班編成は小班（2-3歳）（35人/班）（2班）中班（3-4歳）（30人/班）（2班）大班（4-5歳）（30人/班）（2班）学前班（5-6歳）（35人/班）（2班）の計8班である。教職員配置数は小班が教師3人、中班から学前班まで教師2人である。教職員の学歴は教師は短大卒業以上が4人、その他の職員が2人である。職業高等学校の幼児教育専門課程卒業が4人である。幼児教育専門学校が10人、医務職員1人、その他の職員が3人である。医務職員は看護専門学校が1人である。その他の職員は普通高等学校卒業で5人である。教職員養成訓練制度は園長が園外研修機関で10回/年、教師が園内、園外養成訓練機関で30回/年、医務職員が園外で4回/年、その他の職員が園内、園外で1-2回/年研修を受けている。費用は

園長と教師に対しては園が負担している。一人っ子の園児割合は99.9%である。保護者会は年6回程度で保護者の参加率は高い。地域との連携は活発ではない。園経営の方針はモンテッソーリ教学と国内の教学理念を結合し、楽しく学ぶことを理念として幼児に主体的に参加させ、探索させることにある。

保育教育費は職員も一般も同じである。寄宿制は担当教師、警備員などの配置がむずかしくなり廃止した。2001年から2003年まで段階的園経営形態の転換。段階的に大学の補助を減額し、最終的に園が自ら経営する。

(6) 沈陽市委机关幼儿园：国营，単位経営

園長：孔丽远 (Kong Liyuan) 党委書記：孔丽远 (Kong Liyuan)

住所：瀋陽市沈河区

沈陽市委机关幼儿园は市内単位敷地内にある単位（市政府機関）設立の幼児園である。1949年に開設され53年間の歴史がある。敷地は約6,000 m<sup>2</sup>で、園舎は総面積が4,000 m<sup>2</sup>である。園舎は国家（市政府）所有である。用途別に部屋数が20室あるが、その内訳は教室12、音楽室1、図書室1、医務室1、厨房1、弁公室（教職員室など）4である。運動場は室内が210 m<sup>2</sup>、屋外が1,000 m<sup>2</sup>である。基本的開園時間は午前7:00～午後5:00。園児募集は毎年8月（25-30日の5日間）に行なう。園児補充は年中いつでも可能である。募集する園児は単位職員の児童の他一般児童で、健康で障害がないことが条件である。現在教師や単位職員児童と一般児童の割合は1:1である。2002年の場合、園児募集数100人に対して応募数約105人であった。募集ちらしを準備する。教職員数36人のうち教師は27人。保育員は3人である。その他医務職員2人、その他の職員4人である。班編成は小小班（2-3歳）（22人/班）（2班）中小班（3-5歳）（30人/班）（3班）中班（4-5歳）（3班）大班（5-6歳）（35人/班）（3班）の計11班である。教職員は小班から大班まで各班教師2人保育員1人配置されている。教職員の学歴は教師は短大卒業以上が5人その他の職員が4人である。幼児教育専門学校卒業が教師22人、保育員6人である。中学校卒業はその他の職員4人である。教職員養成訓練は園長が園外研修機関で2-4回/年、教師が園内、園外養成訓練機関で6-8回/年、保育員が園内で3-5回/年、医務職員が園内、園外で3-4回/年、その他の職員が園内、園外で2-4回/年研修を受けている。費用は園が負担している。一人っ子の園児割合は98%である。保護者会は年8回程度で保護者の参加率は高い。地域との連携は、1995年前後は余り活発とは言えなかったが、現在は活発である。園経営の方針は幼児の全面的発達を旨とすることにある。また英語教育に力を入れている。

(7) 阳光幼儿园：公营，街道委員会経営

園長：王英华 (Wang Yinghua)

住所：瀋陽市沈河区

阳光幼儿园は市内住宅地にある街道委員会設立の幼児園である。1989年に開設され13年間の歴史がある。敷地は約1,800 m<sup>2</sup>で、園舎は4階建て総面積が1,300 m<sup>2</sup>である。園舎は集団所有である。用途別に部屋数が16室あるが、その内訳は教室10、音楽室1、図書室2、医務室1、厨房1、弁公室（園長室や教職員室など）3である。運動場は室内が160 m<sup>2</sup>、屋外が700 m<sup>2</sup>である。基本的開園時間は午前7:00～午後5:00。園児募集は毎年3月に行なう。補

充は年中可能である。募集する園児は一般児童で、健康で障害がないことが条件である。2002年の場合、園児募集数130人に対して応募数約130人であった。教職員数36人である。教師は20人、保育員は10人である。その他医務職員が1人その他の職員が5人である。班編成は小班（2-3歳）（19人/班）（2班）中班（3-4歳）（22人/班）（3班）大班（4-5歳）（32人/班）（3班）学前班（5-6歳）（44人/班）（2班）の計10班である。教職員は小班から学前班まで教師2人保育員1人各班に配置されている。教職員の学歴は、教師は短大卒業以上が2人、幼児教育専門学校卒業が16人、普通高等学校卒業が2人である。保育員は1人が普通高等学校卒業で残り9人は中学校卒業である。医務職員が看護専門学校卒業1人、その他の職員が8人は普通高等学校卒業、中学校卒業である。教職員養成訓練制度は園長が園外研修機関で教師が園内、園外養成訓練機関で、保育員が園内で医務職員が園外で、その他の職員が園内でいずれも2-3回/年受けている。費用は園が負担している。一人っ子の園児割合は100%である。保護者会は年4回程度で保護者の参加率は高い。地域との連携は、1995年前後は余り活発とは言えなかったが、現在は活発である。園経営の方針は教科研究を実施し、研究型教師を育成し、保育教育の質を高め、幼児の学習を重視し、調和的発展を旨とすることにある。

(8) 小哈津幼儿园：民営，個人経営

園長：張蕾 (Zhang Lei)

住所：瀋陽市黄河北大街

小哈津幼儿园は市内住宅地にある個人設立の系列化された幼児園である。他に4園あり、現在はデパート内にも進出している。小哈津幼儿园は2001年に開設された。敷地は約6,000 m<sup>2</sup>で、園舎は4階建てで総面積が4,200 m<sup>2</sup>である。園舎は個人所有である。用途別に部屋数が50室ある。基本的開園時間は午前7:00～午後6:00。園児募集は毎年8月に行なう。年間通して園児補充は可能である。募集する園児は一般児童で、健康で障害がないことが条件である。募集ちらしを準備する。送迎用のマイクロバスを用意している。教職員数約100人である。班編成は小小班（1.5-3歳）中班（3-4歳）大班（5-6歳）寄宿班である。教職員は小小班が教師2人保育員2人、寄宿班教師2人保育員3人で、それ以外は教師2人保育員1人を各班に配置している。教職員の学歴は教師、保育員が幼児教育専門学校卒業が多く、医務職員は看護専門学校卒業、その他の職員は高等学校あるいは中学校卒業である。教職員養成訓練は園長が園外研修機関で3回/年、教師が園内、園外養成訓練機関で5回/年、保育員が園内で5回/年、医務職員が園外で2回/年、その他の職員が園外で1回/年研修を受けている。費用は園が負担している。一人っ子の園児割合は90%である。保護者会は年3回程度で保護者の参加率は中くらいである。地域との連携は、1995年前後は余り活発とは言えなかったが、現在は活発である。園経営の方針は英語教育やパソコン教育を実施し、保護者の需要に応えられる園を旨とすることにある。

以上が瀋陽市経営形態別調査の概要である。詳細は表6-2-3に示した。また、瀋陽市における徴収費基準は表6-2-4に示した。

3) 北京市，瀋陽市調査結果

〈基本的内容に関して〉

- ・ 幼児園創設時期は、新旧さまざまであった。

表 6-2-3 瀋陽市幼稚園聞き取り調査

経営形態	国 営						公 営	民 営
	区教委	市教委	単位1	単位2	単位3	単位4	街道委	個人
経営主体	500	300	450	225	220	329	288	400
在園児数(人)	3~6	2.5~6	2.5~6	1.5~6	2~6	2~6	2~6	1.5~6
在園児年齢(歳)	単位/一般	単位/一般	単位/一般	単位/一般	単位/一般	単位/一般	一般	一般
募集対象児童	日託/全託	日託	日託/全託	日託	日託	日託/全託	日託	日託/全託
*園形態	70	41	55	43	42	39	41	約100
教職員数合計	30	24	28	25	30	27	26	
教師数(人)	15	4	14	8	0	6	6	
保育員数(人)	25	13	13	10	12	6	9	
**その他(人)	園経営経費		教職員賃金		園経営経費		園設備経費	
	教育費	自取自支	自取自支	教育費/自	自取自支	自取自支	自取自支	自取自支
	自取自支	自取自支	自取自支	教育費/自	自取自支	自取自支	自取自支	自取自支
	自取自支	自取自支	自取自支	自取自支	自取自支	福利費/自	自取自支	自取自支
保育費(日託)	職員児童	460元/月	320元/月	200元/月	154元/月	134元/月	230元/月	110元/月
	一般児童	580元/月	320元/月	250元/月	214元/月	134元/月	300元/月	220元/月
								680元/月
保育費(全託)	職員児童	460元/月	—	295元/月	—	—	230元/月	—
	一般児童	580元/月	—	450元/月	—	—	300元/月	—
								680元+ $\alpha$ /月
給食費(元/日)	4	5	5	5	4~4.5	5	96元/月	—
教職員賃金(元)	最高/最低	最高/最低	最高/最低	最高/最低	最高/最低	最高/最低	最高/最低	最高/最低
教師	1,800/1,200	1,300/800	670/530	1,000	1,400/970	1,200/800	1,200/800	900
保育員	1,200/800	1,100/700	355	800	—	800/600	700/600	600
医務職員	1,600/1,000	1,200/800	700	1,900	1,300	1,200/800	1,200/700	800
保護者職業	父親	教師	多種	無回答	①教師②個営 ③工人	無回答	無回答	①個営②公務員 ③専門職
	母親	教師	多種	無回答	①教師②個営 ③サービス	無回答	無回答	①会社員②教師 ③個営
世帯収入(元/年)	24,000 ~36,000	不明	無回答	18,000 ~36,000	無回答	無回答	18,000 ~40,000	無回答
備考(再調査)					8月閉園	8月閉園		

注) \*園形態：日託は全日制，全託は寄宿制(月~金まで) \*\*その他：医務職員，炊事員，非常勤職員など

- ・開園時間は，北京市では10時間が3園，10.5時間が1園であった。瀋陽市は9.5時間が1園，10時間が4園，10.5時間が2園，11時間が1園であった。両市共に10時間が最も多かった。登園時間は午前7時から7時30分のどちらかであった。
- ・園児数は，北京市が150~520人，瀋陽市が220~500人と，小規模から大規模園までさまざまであった。
- ・園児年齢は北京市が4園すべて2~6歳，瀋陽市は3~6歳が1園で7園は1.5歳，2歳，2.5歳から6歳までと9割以上の幼稚園が3歳以下の乳幼児を就園させ，「託幼一体化」が事実上展開されていた。
- ・全託(寄宿制)については北京市は4園とも実施していた。瀋陽市では4園が実施，4園は実施していなかった。全託を実施している幼稚園での全託園児の割合はその園全体の1-2割程度であった。

- ・単位経営幼稚園は全ての園が一般児童に開放されていた。
- ・教職員は、基本的に各班教師2人、保育員1人配置されており、寄宿班、保育教育に付加価値をつけた班（モンテッソーリ班、語学班など）は、教師、保育員などを増員したり、専門教師を配置したりしていた。

〈幼稚園経営内容に関して〉

- ・幼稚園経営経費は、北京市では区教委経営1園が、教職員賃金、園設備経費が教育費から支出され、園経営経費は自収自支であった。後の3園は単位経営幼稚園を含めてすべて自収自支であった。瀋陽では区教委経営1園が教職員賃金が教育費から支出されていた。単位経営の2園が経費の一部が福利費から支出されていた。後の4園は全て自収自支であった。園舎については、個人経営以外はすべて公的施設を使っていた。
- ・利用者徴収費（保育教育費）は北京市の場合、区教委経営幼稚園が最も低かった。単位経営幼稚園は職員児童と一般募集児童では2倍以上の格差が設定されていた。徴収費は調査した中では、個人経営の民営幼稚園が最も高く、一般児童は830元/月で、区教委経営の約3.6倍であった。瀋陽市の場合は単位経営幼稚園、街道経営幼稚園は比較的低額であった。また単位児童と一般募集児童との格差がある園は5園、格差がない園も2園あった。格差がある場合も、大半が2倍以内であった。個人経営の民営幼稚園が680元/月と最も高額であった。区教委経営幼稚園は580元/月であった。北京市、瀋陽市の保育教育費徴収費基準を示したが（表6-2-2、表6-2-4参照）、調査した幼稚園を見ると北京市は基準値を上回っていたが、瀋陽市の場合は比較的基準値に近かった。北京市では、教育費から財政支援がある場合以外は単位、公営、民営すべて徴収費は高額であった。瀋陽市の場合は単位、公営幼稚園は比較的低額であった。

表 6-2-4 瀋陽市幼稚園保育教育費徴収費基準

内 容	徴収費基準 元/生月		徴収対象	徴収単位
	1994年	2000年改訂		
幼稚園級別				
省・市モデル（模範）幼稚園	—	300	学齢前児童	幼稚園
1級幼稚園	74	159	学齢前児童	幼稚園
2級幼稚園	64	80	学齢前児童	幼稚園
3級幼稚園	54	50	学齢前児童	幼稚園
級外幼稚園	44	—	学齢前児童	幼稚園
その他の徴収費				
給食費	幼稚園が自ら定める	幼稚園が自ら定める	学齢前児童	幼稚園
寄宿制	15	50	学齢前児童	幼稚園
*園代行費	日託40 全託30	日託40 全託30	外単位児童	幼稚園

徴収費価格を自由に設定できる場合（1994年規定）

- (1) 省・市のモデル（模範）幼稚園の認可を経た場合（2000年改訂）
- (2) 外資と共同経営しており、一定の規模を有している場合
- (3) 個人経営の場合
- (4) 満3歳以下の乳幼児を収容している場合

注）\*園代行費は、単位職員児を街道委員会経営或いは民営の幼稚園に入れる場合、その職員が所属する単位が街道或いは民営幼稚園に代行費として納入するもの

出所）「瀋陽市託幼業務管理規定」、瀋陽市教育委員会、1994年から作成。2000年改訂については、教育行政関係者に聞き取りしたもの（2004年）

- ・教職員賃金は両市ともに、民営幼稚園の賃金が低く抑えられていた。
- ・通園家庭の世帯収入と父母の職業については、北京市の4園では把握していないとのことであった。瀋陽市の3園から回答があった。区教委経営幼稚園に通園させている児童の世帯収入は24,000～36,000元である。単位2の場合が18,000～36,000元、単位4の場合は、18,000～40,000元であった。いずれにしても、世帯収入にはかなりの格差が見られるが、世帯収入格差を勘案した徴収費の軽減措置はない。なお、中国の幼稚園は級別管理で、幼稚園の等級で保育教育費が決められているので、親の職業、所得を把握していないという園が多い。

#### 〈幼稚園の理念、特色〉

- ・各園それぞれ幼稚園制度の理念を基本にしているが、重点目標は異なっていた。中でも公営や民営幼稚園では、モンテッソーリ班や、語学教育、パソコン教育などを取り入れた班を設置し、サービスの差別化を図るなど経営努力を重ねていた。
- ・寄宿制経営は大変ではあるが、働く女性のために、また、園経営環境の厳しさが増す中でセールスポイントとしての意味も大きいようである。
- ・1995年頃は、保護者会などは殆どの幼稚園で、行なわれていなかったようである。現在、家庭との連携などが重視され、殆どの園で実施されるようになった。

#### 〈幼稚園経営に関する問題点〉

- ・現在園長が抱えている幼稚園経営の悩みとして、最終的には園経営は独立採算制に移行するため、園の維持をどのように図っていくか、考えなければならない。他の園との競合もあり、施設設備などを充実したり、保育教育の質を高めたいが、補助金は段階的に縮小されており、厳しい状況である。またそのような状況でも、教職員待遇は園の等級に応じて実施しなければならない、などであった。
- ・再調査の結果、8月には瀋陽市の調査した国営単位経営園2園が閉鎖していた。

#### 考察

以上の調査結果から、次のことが明らかとなった

- 1) 託児所が減少すると同時に、幼稚園が満3歳以下の乳幼児を就園させる「託幼一体化」がさらに進んでいく傾向が見られる。
- 2) 国有企業改革、経営合理化が強力に進められ、企業内福利の外部化が進展している現在、「単位」経営幼稚園事業も独立採算制、民営化への移行が顕著である。その際、以前と同等の保育教育の質が保障されるかどうか（臨時職員の配置など）は不透明である。また園の閉鎖も進んでいる。
- 3) 統計では教育部門経営の幼稚園事業は増加しているが、調査でも市教委経営幼稚園がすべて自収自支で運営している市教委経営幼稚園が見受けられるなど公的教育費による財政支出が減少し、利用者負担への移行が顕著であり、実質的に「単位」経営幼稚園とともに公有民営化、あるいは独立採算制への移行がうかがえる。
- 4) 「単位」幼稚園の一般児童への開放は、「幼稚園の社会化」として、一般の利用者から好意的に受け止められている。また現在では単位職員児童のみでは、単位幼稚園経営は困難になってきている。



5) 以上のように園経営体制改革はまさに進行中であると言える。

6) 利用者徴収費と世帯収入との関連については、瀋陽市の3園のみしか回答がなかった。

3園と幼稚園徴収費の関係を見てみると、区教委の納入費は給食費を含めると一般募集児童が月最大で700元、年間8,400元となる。低い世帯収入の方の24,000元の年収に対しては、1/3強を占めるので、父母の負担はかなり大きい。また単位2、単位4の場合は（表6-2-3参照）、納入費は年間最大で一般募集児童4,368元、3,792元で、低い世帯収入の人の18,000元で見た場合約1/4、1/5であった。世帯収入格差が大きいのが、収入格差は幼稚園徴収費には勘案されない。こうした状況は、すべての園に存在する問題である。利用者には園を選択する権利があるが、幼稚園徴収費が高額であるため親の所得によって入園できる園が決まり、希望の幼稚園に入園出来ない児童も出てくる。

7) 親の高学歴志向を背景とした英才教育型幼稚園事業が、幼稚園事業経営側の経営理念ともあいまってさらにエスカレートすると同時に、全国統一的な利用者負担に関する制度規定が存在しない現状では、高額保育教育費や高額賛助金などの徴収が進み、親の所得格差が保育教育内容の格差に反映することになる。また教育費が家計を圧迫する懸念が大きい。

8) 北京市と瀋陽市では、保育教育費が北京市の方が概して高かったことがあげられるが、北京市と瀋陽市の世帯平均可処分所得の格差や物価格差などの反映と見ることができよう。

## 2. 幼稚園経営体制改革、民営化の実際状況の把握

前述の幼稚園経営形態・主体別調査では、幼稚園経営体制改革が進行中であることが明らかであった。ただし、その進展状況は一様ではなく、たとえば閉鎖に追い込まれる園、段階的に独立採算制へ移行している園、単位福利費、財政性教育費支出などの支援を受け比較的経営が安定し、低額な保育教育費を設定している園など混淆しており、まさに過渡期的状況が見られた。本項では、幼稚園経営体制改革、民営化などが幼稚園現場でどのように行なわれているか、より具体的状況の把握を試みる。まず瀋陽市では閉鎖した単位経営幼稚園と、継続している園の関係者に①閉鎖への経過②継続の理由を聞き取り調査した。次に北京市において、幼稚園体制改革幼稚園での聞き取りを行なった。また北京市では、調査中に、北京師範大学学前教育学部が行なった『幼稚園経営体制改革報告書』<sup>1)</sup>を入手した。事例6以降はその報告書の調査をもとにしている。

〈事例〉

### 事例1 国営・R単位経営幼稚園—閉園

所在地：辽宁省沈阳市皇姑区

閉園：2003年8月

調査対象：閉園当時のP園長

調査日：2004年8月

#### 1) R幼稚園の歴史

R幼稚園は1958年に開設された1級幼稚園である。P園長は6代目であった。45年間の歴史に幕を閉じたことになる。閉園前の在園児数は、約200人。1/3が単位職員の児童、2/3が近辺の一般児童だった。教職員は29人で16人が単位職員、13人が外部からの招聘で、臨時職員だった。閉園時の保育教育費は180元/月、給食費は平均4.5元/日だった。

## 2) 幼稚園閉園過程

## (1) 幼稚園閉園理由

単位の方針であり、園長自身はよくわからない。閉園について単位側から打診はあった。当初単位は幼稚園の移転を考えていたが、適当な土地が見つからなかったようである。また、建物、設備が古くなり、現在の利用者が求める幼稚園に改革にすることがむずかしくなっていた。閉園に対する幼稚園教職員の反対は特になかった。

## (2) 閉園過程

単位が決定し、教育委員会へ報告し、最終的に市へ報告した。2002年末に決定されていたようである（P園長自身は2003年4月頃正式に通告された）。2003年3～4月にはサーズ問題で子どもたちは家に帰した方がよいという園の判断もあった。

## (3) 閉園時の在園児への対応

80人は卒園し、120人は他の園に移った。移る園は利用者が決めた。利用者からの不満は少なかった。

## (4) 教職員への対応

① 単位職員の16人への対応 — 単位が希望を聞き、配置先を決めた。単位内ならどの部署へ移動してもOKだった。P園長は労働組合に配置転換となった。P園長は2001年に園長職についたが、配置転換にそれほど抵抗はなかった。ただ、再び園長ができるなら、やってみたい気持ちはある。

② 臨時職員の13人への対応 — 解雇され別の幼稚園へ移っていった。

## (5) 幼稚園の建物

改造され現在単位内の銭湯、スーパーとなっている。

## 3) 一般的幼稚園行政の状況

## (1) 教師採用人事

就職先分配制度がなくなったのは、1998-1999年頃である。

## (2) 利用者の状況

① 現在3歳以上の児童は大半が幼稚園に入園している。家で世話をしてくれる祖父母がいても、利用者は教育を重視し、幼稚園に入れる。

② 利用者の園の選定基準は、家庭の経済状況と送り迎えの便宜である。所得の低い親は、質が低くても低保育教育費の幼稚園に通わさざるを得ない。

## (3) 民営幼稚園に対して

現在のところ瀋陽市では、国営の方が質がよい。たとえば、チェーン化されているK民営幼稚園は、施設、設備が整っている。しかし、保育教育費が高い割には教師能力はそれほどでもない。

## 事例2 国営・事業単位経営幼稚園—継続

所在地：辽宁省沈阳市沈河区

調査対象：B小学校附属幼稚園，Y副校長

調査日：2004年8月

## 1) B幼稚園の歴史

B幼稚園は1995年に開設された。1989年に設立されたB小学校附設の幼稚園である。場所は

市内商業地域にある。最近 10 数万元かけて改築した。

## 2) 幼稚園概要

日託のみである。開園時間は午前 8:00～午後 4:00（例外的に午前 7:00～午後 5:00）である。定員は 100 人で、卒園生は大半が同小学校へ入学する。募集対象は 4 歳以上の小学校教職員児童と一般児童である。園の教職員数は 10 人であり教師 9 人、保育員 1 人（正規雇用 5 人、非正規雇用 5 人）である。

## 3) 幼稚園経営

経営経費は利用者徴収費と、単位からの補填である。保育教育費は創立時（1995 年）は 100 元/月で、現在（2004 年）は 185 元/月となっている。経費不足分は小学校から補填される（最終的には国家教育費）。保育料値上げ申請には設備、質の向上など行政基準があり、現在は考えていない。現在殆どが一人っ子であり、値上げしても利用者は不満を言わないようである。

教職員賃金は正規雇用者が 1,000 元/月位、非正規雇用者は 5-600 元/月位である。幼稚園の予算、決算は、園長が校長に口頭で伝える。予算決算は学校内で処理するので、特に資料として残していない。学校内で解決できる問題は学校内で処理する。それ以上は上級機関へ相談する。園児数と徴収費は上級機関へ報告しなければならない。利用者職業は多種にわたっており把握していない。利用者年間所得も把握していない。

## 4) 幼稚園利用者の意識変化

親の学歴が高くなっており、子どもにも教育への期待が高い。また一人っ子でもあり、幼稚園を選択する時は、保育料よりも、施設、設備、保育教育の質を基準にする利用者が多くなった。

## 5) 幼稚園経営の問題点と今後の B 幼稚園方向

- (1) 最近改築したが、地所が非常に狭いので室数も少なく、拡大建築はむずかしい。
- (2) 定員数が少なく、入園できない子どもも多い（入園は先着順）。
- (3) この園では民営化の方針はない。利益目的ではなく、福利的経営であり、運営費も大変であるが、今後も引き続き現在のまま経営していく。

## 6) 副校長からみた一般的な民営化の状況について

単位が経営する幼稚園は、単位組織の方針に従わなければならないが、民営幼稚園として独立すれば、独自に幼児の保育教育を発展できる。今後単位幼稚園は減少し、民営幼稚園が増加するだろう。民営幼稚園には大規模と小規模幼稚園がある。小規模の場合は、届け出は義務づけられているが、簡単に設立経営ができる。

### 事例 3 国営・事業単位経営幼稚園—継続

所在地：辽宁省沈阳市東陵区

調査対象：事業単位経営者

調査日：2004 年 8 月

#### 幼稚園経営継続の有無について

幼稚園を徐々に独立採算制の方向へもっていくが、分離化はせず、今後も経営していく

理由：企業、事業体は、人的資源が重要である。優秀な人材を集めるためにも、安心して働くための幼稚園など就労環境条件は欠かせない。

#### 事例4 国営・事業単位経営幼稚園—継続

所在地：辽宁省沈阳市皇姑区

調査対象：事業単位前経営者（大学）

調査日：2004年8月

1990年代大学では法改正により、学費を徴収するようになった。以前は福利費は単位が項目毎に国に申請し、国は貢献度に合わせて福利費を配分した。現在は国が単位に一括して費用を配分し（金額は減少）、単位の裁量に任せている。経営合理化のために福利サービス部分の外部化を図ることとした。

〔託児所〕託児所は廃止した。託児を必要とする職員に対しては、補助金を出し、個人的に保母（ベビーシッター）を雇う、あるいは親にみてもらうなどの措置をとっている。廃止の理由は、国の補助が少ないこと、親の要求が高いことなどである。

〔幼稚園〕幼稚園は継続した。自収自支、すなわち独立採算制とした。条件として、1) 大学教職員児童を優先的に入園させること、2) 利益が出た場合、その一部を大学に納めること、の2点を取り決めた。現在保育教育費を値上げし、一般児童の募集に力を入れているようである。幼稚園の場合、少子化、高学歴重視の風潮により、子どもの教育に対する親の期待が大きく、教育費投資を厭わない親が多いことから、独立採算制をとり継続して経営することは可能であると判断した。

#### 事例5 企業幼稚園経営体制改革園（園長請負制、独立採算制）

所在地：北京市朝阳区

調査対象：D園長

調査日：2004年8月

##### 1) 幼稚園概要

Q幼稚園は市内住宅地にある1953年、企業経営単位が設立した幼稚園である。現園長は5代目で、2001年新体制になってから初代である。敷地は約7,885m<sup>2</sup>で、園舎は4階建て総面積が6,000m<sup>2</sup>である。土地は国家所有、施設設備は個人（企業社長）所有である。用途別に部屋数が61室あるが、その内訳は教室48、その他13室である。基本的開園時間は午前7:30～午後5:30。募集対象は1-6歳で、単位職員児童と一般児童である。現在、在園児数720人で、日託と全託（現在約100人）を行なっている。教職員数は110人で教師48人、保育員は32人、その他の職員が30人である。教職員は小班から学前班まで教師2人保育員1人各班に配置されている。班編成は小班（5班）中班（5班）大班（6班）混合班（4班）寄宿班（4班）の24班である。教職員学歴は、教師は幼児教育専門学校以上で、保育員は中学卒3名その他は高等学校卒業以上である。

##### 2) 経営体制改革について

1990年代から体制改革を徐々に進めてきたが、2001年に新体制になり、現在はまだ改革の途上にある。改革内容は教師管理改革と経営改革である。教師管理改革では、教職員雇用契約制を実施し、教職員の積極性、仕事に対する責任感などを求めている。教師を募集する時は、質の高い教師を求め、子どもに愛情がない教師はやめてもらう。経営改革では、独立採算制の導入を図った。現在幼稚園経営は利用者から徴収する保育教育費で賄っている。

園長は請負制であり、園の経理、教育に責任を負っている。教師は1年契約、園長は3年契約

である。体制改革時には基本的にリストラはなかった。当時、企業単位の労働者は合理化で2万人解雇された。現在利益はすべて経営者にいくわけではなく、減価償却や、園修理費や一定の蓄積のため内部留保している。園長の自由裁量部分は改革以前より高まった。児園の保育教育方針は1) 幼児の全面発達促進、2) 保護者の仕事、学習などへの便宜を図ることにある。また明確な教育目標をたて、保育教育を行なっているので、子どもたちも変わったと思う。全託は大変であるが、忙しい親、遠方の児童などを中心として預かっている。

### 3) 特色ある保育教育 — 差別化した保育教育：普通班とモンテッソーリ班

園舎を普通班棟（一般棟）とモンテッソーリ班棟（特別棟）に分けている。特別棟は保育教育の質が高く、モデル幼稚園となっている。3人の教師が20人の児童をみている。保育教育費は800円で、給食費が110円かかる。また全託は1,000円+給食費130円である。特別棟の在園児数は約300人である。

一般棟は保育教育の質は低い。3人の先生で40人の児童をみている。もとの単位の職員児童への対応である（一般児童も含まれている）。保育教育費は380円で給食費が110円である。現在園児数約420人である。

外の運動場は時間を区切って遊ばせている。一般棟と特別棟に分けたのは、低い保育教育費を求める利用者と、高額でも質の高い保育教育を求める利用者に対応したものである。

## 事例6 自主園経営体制の実現 — 多元投資主体への所有権変革による自主園経営体制

S幼稚園はもとは北汽摩連合製造会社が第二幼稚園として開設した企業経営幼稚園であった。

### 1) 経営体制改革過程

S幼稚園は次の段階を経て企業と分離し、現在の自主経営園となった。

#### 第1段階：(1992-95年)「損益自己計算」(自計盈亏)

S幼稚園は会社(公司)の下属部門である生活サービス(服務)会社が管理していた。園児源は主として工場内の職員労働者の児童であった。企業は、国家財政局規定の児童1人80元/月の託児保育費(託保費)を職員労働者に直接支給する方法を改めて、幼児に、幼稚園支出予算の不足分と合わせて児童1人約160元/月を支給する方法に切り替えた。

この結果1992年から幼稚園は、全職員の賃金、奨励金、幼稚園の運営費に対して責任を負うこととなった。

#### 第2段階：(1995-98年)「経営請負」(承包经营)段階

職員児童の入園が減少し、社会一般児童の入園数が増加するようになった。1995年から幼稚園は経営請負制を開始した。幼稚園は職員の賃金、奨励金および三保険(養老、医療、失業)に責任を負い、企業は離退職者の退職金をはじめとする全費用に責任を負うこととなった。

#### 第3段階：(1999年-)「自主経営、損益自己責任」(自主经营、自負盈亏)段階

幼稚園は経営を独立し「自主経営、損益自己負担」を実施し、自らの運営に完全に責任を負い、家賃と管理費を納めるようになった。ここ10年来、幼稚園経営は悪化した。園は新しい経営方法を模索した結果、多元投資主体による経営方法をとることとなった。この経営方法採用の根拠となったのは、1995年に国家教育委員会、国家機関委員会、民政部、建設部、国家経済貿易委員会、全国総労働組合、全国婦女連合会の7部門が公布した「企業経営幼稚園に関する若干の意見」であった。この「意見」では、改革の方法について、「社会各方面の力を動員し依存して、多経路、多形式で資金を集め、幼稚園を良好に発展させる」ことを提起している。

表 6-2-5 北京市 S 幼児園の概要

項目	内容		
幼児園名称	S 幼児園	園長名	O 園長
創設	1953 年		
現経営形態	民営：多元投資主体		
幼児園等級	改革前は 1 級 2 類		
所在地	朝陽区呼家楼街区		
敷地面積	5,800 m <sup>2</sup>	建築面積	3,600 m <sup>2</sup>
園舎	2 棟（1 棟：旧ソ連建築/1 棟：1980 年代建築）		
在園児数	550 人	対象年齢	1.5～6 歳
班（クラス）編成 合計 16 班	蒙氏（モンテッソーリ）班 双語（バイリンガル）班 普通班	6 班 4 班 6 班	混合班 混合班 大（年長）班－3（45 人/班） 中（年中）班－2（43 人/班） 小（年少）班－1（35 人/班）
教職員数	89 人（10 人の内部退職者含む）	教職員配置	教師 2 人保育員 1 人/班
保育教育費	蒙氏（モンテッソーリ）班 双語（バイリンガル）班 普通班	750 元/月 650 元/月 300 元/月	
教師基本賃金	教師平均	1,000 元/月	
近隣環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝陽区は CBD（商務中心区）計画の主要な投資地帯——今後の発展が期待できる</li> <li>・住民生活水準高い。相当数の親が小型乗用車で児童を送迎</li> <li>・呼家楼街道地域はすでに大小 21 か所の幼児園が合併、閉園。現在 3 か所のみ開園</li> </ul>		

出所) 北京师范大学学前教育系編『北京市幼儿园办园体制改革调查报告集』2002 年 28-29 頁より作成

## 2) 幼児園経営体制改革の背景

### (1) 市場経済の進展と企業の圧力

1992 年頃、企業の経済効益（効率と利益）は悪化し、企業は幼児園の閉鎖を決定した。しかし、職員労働者の児童数が多く、入園問題を解決するのは困難であった。幼児園は職員労働者の利益を擁護するために、損益自己計算体制に移り、幼児園を存続させる方針をとった。その後、時間が経過し、企業は新規職員労働者を採用しなかったため、就学前児童のいる職員労働者数が減少した。現在、全園児数の 10%が単位職員の児童で、残り 90%は一般社会募集児童である。S 幼児園は、企業の福利性機関から次第に地域サービス性機関になった。S 幼児園は依然として企業の資産であるが、企業福利としての意味をもたなくなかった。一方、企業は幼児園所在地が非常に大きな商業的価値があることに注目し、リースあるいは売却し、巨大な利益を得ることができると判断した。幼児園に対して 200 万元のリース料を要求し、もしそれができなければ、幼児園を閉鎖するとの圧力をかけた。

企業からの幼児園経費収入以外に収入のなかった幼児園にとって、200 万元のリース料を納入することは不可能だった。幼児園の存続に最大の危機が訪れた。このような背景の中で、幼児園を存続させるために、また幼児園の教職員をリストラしないために、さらに企業との間の摩擦を解決するために、幼児園経営体制改革が必要であった。

## (2) 歴史的負担

S 幼稚園は相当数の教職員が原企業の過剰人員であり、その受け皿となっていた。これらの職員は身体的原因から十分な仕事ができず、園では、幾つかの比較的暇な仕事に彼らをつかせていた。このことは、幼稚園の作業効率、保育教育の質の向上にとって障壁となっていた。この歴史的負担すなわち過剰人員の解決も体制改革の原因の1つである。（体制改革の結果、50人の幼稚園職員が退職した）

## (3) 幼稚園入園難問題と地域経済構造の変化

1992年からこれまでS幼稚園付近の大小21か所の幼稚園は合併あるいは閉鎖され、S幼稚園が所属する呼家楼街道地域にはS幼稚園を含めて3か所の幼稚園しか残っていない。このような状況は、幼稚園に発展の機会と圧力を与えることとなった。またこの地域におけるCBD（Center Business District）計画の実施は地域住民の経済構造に変化をもたらし、幼稚園制度の改革を進め、サービスの類型や幼稚園の地域における立場の調整が必要となった。

## 3) 園経営体制改革構想の確立と実施

S幼稚園の今回の制度改革の構想の主要な根拠は、先にあげた1995年の7部門の公布による「企業経営幼稚園に関する若干の意見」、および2001年北京市人民政府弁公庁（事務局）が公布した第36号文書、「北京市人民政府発行中小企業発展奨励と促進に関する市経済委員会の若干の政策と意見の通知」である。

この文書の公布によって、北京市の各国有、集団経済中小企業は2年以内に構造調整を行なうことが規定された。同時に構造調整と制度改革方法に対する詳細な規定が盛り込まれた。S幼稚園はこの文書の指導の下で、園体制改革構想を確立した。すなわち股権改革（出資権利改革）と資産重組（資産再構成）を行ない、企業から独立し、「多元投資主体」の幼稚園となった。

制度改革は2000年末から開始された。11月に北京市教育委員会の審査を受け、「社会力量办学（学校経営）許可証」を獲得し、併せて体制改革のモデル幼稚園となった。同時に物価局の「取費（徴収費）許可証」を獲得し、さらに人事局の認可を経て、2級法人、すなわち幼稚園に財産権のない法人となった。2001年3月1日財政局に申請し、会社を仲介して、幼稚園に対する国有資産の評価を行なった後、国有資産認定センターが資産認定を行なった。7、8か月の評価認定を経て、2001年11月評価査定が完了し、幼稚園が行なう経営体制改革の基礎を固めた。

## 4) 幼稚園と主経営単位の職務責任権限関係

S幼稚園は北汽汽車集団有限公司（北汽摩集団有限公司）の下属単位である生活サービス会社に所属していた。計画経済体制下では、幼稚園は上級部門の行政命令に従ってすべての管理を行ない、自主性と活力を欠いていた。1999年から経営体制改革により「自主経営、損益自己負担」の段階に入った。幼稚園は独立経営管理権、人事権、および独立口座と財産管理権を持った独立経営園となった。制度改革期間、主経営単位は幼稚園に対していかなる協議、契約も許可せず、物質的援助、政策的保証も与えなかった。しかし、園の財産権が主経営単位に属していたため、主経営単位へ管理費を毎年20万元、家賃を毎年7、8万元納入しなければならなかった。

2001年11月、ようやく資産評価が終了したことを受けて、現在、教職員代表大会を開催し、体制改革のさらなる具体計画を研究討論している。体制改革のすべての順序は北京市36号文書規定に基づいて行なっている。もし職員代表大会で「多元投資主体」案が順調に通過すれば、幼

児園の体制改革はすべて成功を収めることができる。幼稚園は完全に北京汽車集団有限会社から独立し、1級法人となる。その資産は国家所有（会社所有）から幼稚園所有に代わり、今後、北京汽車集団有限会社に管理費と家賃を納入する必要がなくなる。まさに独立した自主経営幼稚園が実現する。

#### 5) 幼稚園組織構造形式

現在、幼稚園組織構造は民主的管理体制となっている。教職員代表大会があり、園内の大小の事務は民主的に管理されている。近い時期に開催される教職員代表大会では、北京市第48号文書「国有身分置換」条例に基づいて、職員の幼稚園の投資割当額（あるいは株式保有額）が決まり、「多元投資主体」への移行が確定する。確定すれば近い将来、幼稚園の組織構造もまた調整を行ない、理事会、小出資者（株主）会を設立する。その時から幼稚園は教職員が経営する園となり、すべての事業や事務は出資者が決定することになる。それは教職員の自主性と積極性を大いに高めるだろう。しかし、まだ実施段階の過程にある。

#### 6) 幼稚園の退職職員問題の処理

北京市第50号文書により国有企業の負担は迅速に軽減された。国有資産が相場化され、国有資産を現金化して職員労働者に与えることができるようになった。国有企業の退職職員労働者はかなり多く、企業の負担は大きかった。この制度の導入により、現金不足の企業も、退職職員労働者に退職金などを支払うことができるようになった。支払いは年齢、労働年数に関係なく、制度改革企業に対して、一律で1人平均3万円の現金が与えられた。北汽摩はこの3万円の資産をすべて幼稚園に与え、幼稚園に、これらの退職職員の生老病死に関わる全負担を代替させた。現在幼稚園は、身軽になって保育教育の質を高めるために、企業と退職職員問題の協議を行なっている。

#### 7) 幼稚園の園児募集および徴収費制度

現在幼稚園の園児源は10%が主経営単位の職員労働者の児童で90%の児童が広範囲から通園している。しかも入園児童の託児形式は多様で、全託、半日、1週間に3日など、保護者の異なった要求に対応して、幼稚園ではすべて弾力的に調整している。

幼稚園は制度改革前は幼稚園徴収費基準で費用徴収を行なっていた。幼児は毎月保育教育費200元/月、賛助費普通班が1,000元/年、モンテッソーリ班4,000元であった。36号文書、58号文書により幼稚園は新しい徴収費政策を実施した。幼稚園は賛助費を解消し、徴収費項目は代行費年平均9.6万元、託保費年平均3.2万元、保育費336万元、寄宿費96万元、総計約480万元とした。幼稚園を定収で支えるために、調査研究を通して地域の保護者の経済状況を把握し、これに基づいて育児のコストに対して予算、すなわち平均コスト予算を作った。このコストは主として教職員経費支出と公用経費支出すなわち賃金、保険、福利費と事務費、旅費差額、玩教具費、暖房費、電気水道費、維持補修費、上納管理費など、総計481.56万元である。他に園の使用費は園児平均コスト計算に入っていない。使用費については、園はまだ具体的規定を作っていない。幼稚園は学期毎にさらに経費の一部を社会公益活動の運営に支出している（親子遊び大会、幼児保護者講座など）。幼稚園の収入は主として保護者の徴収費から来ている。具体的に言えば、普通班の児童は毎月保育教育費300元、モンテッソーリ班は750元、バイリンガル班は650元納



める。また幼稚園の発展、運転資金は、主として銀行借款を利用しており、幼稚園の今期の発展、運転に必要な予算は、銀行からの借款に基づいている。銀行借款の導入により幼稚園の健全な運営を保証することが出来る。

この他、幼稚園は多種ルートを利用して増収を図っている。たとえば、アメリカの某大学と提携し、毎年大学から何人かの学生を派遣してもらっている。彼らに園児たちに外国語を指導してもらい、幼稚園から一定の実習費を納めている。このように子どもたちに良好な外国語学習条件を提供することによって幼稚園の増収が見込まれる。さらに、幼稚園は週末に園の一部の教室を貸し出し、幼稚園の収入源を拡大している。また夏期、冬期休暇期間、小学生向け管理班を開設し、保護者の不安を解決すると同時に幼稚園に収入拡大をもたらした。

#### 8) 幼稚園の教職員聘用制度および賃金福利待遇

前管理体制の下では、教職員は労働年数によって等級区分された賃金を受け取っていた。現行体制の下では、一般教師は、基本賃金約1,000円で、賃金は固定賃金、職位賃金、職稱補填、奨励金などで構成されている。教師は住宅基金を所有し、また医療保険、養老保険、労働傷害保険をかけ、教職員の不安を解決している。幼稚園は財務を公開し、仲介している財務事務所に賃金計算を依頼し、職員の公平に関して透明性を高めている。また幼稚園は毎年3、4万円の教師養成訓練費用を支出するなど積極的に教職員研修を奨励し、資質を高めている。

#### 9) 幼稚園体制改革上の問題点

3段階の制度改革を行なって以来、S幼稚園はすでに非常に大きい成功を取めた。体制改革については上級各部門の審査認可を経て、体制改革に必要な許可を取得した。上級部門へ国有資産の算定を依頼し、現在職員代表大会を行ない体制改革の具体案の策定を行なっている。1992年体制改革の初期に幼稚園の存続問題は体制改革過程の中で最も困難な問題であった。体制改革の第3段階では、幼稚園が直面した最大の問題は資産評価と算定問題であった。国有資産額が比較的大きかったこともあり、国有資産の流失は避けられず、資産評価と算定は7か月以上かかった。評価結果がなかなか出なかったため、幼稚園はさらなる改革を進めることが出来なかった。現在評価はすでに終結し、教職員代表大会で最後の体制改革「多元投資主体」案を決定するのみである。

#### 事例7 経営拡大方針——既に独立採算制下にある街道委員会経営園の改革

M幼稚園は、街道委員会経営幼稚園である。園の資産は街道弁事所が所有し、集団所有制事業単位に属している。設立当初から園長請負制を実施し、自収自支、損益自己負担体制をとっている。

このように、街道委員会経営の幼稚園は、設立当初からいわゆる公有民営であり、そういった意味では経営体制改革による経営形態の転換は必要ではない。しかし、教育行政がこれまで条件的に優位にあった国有単位や教育部門経営幼稚園に対して経営体制改革を奨励している現在の状況は、M幼稚園などにとってはむしろ追い風であるという。行政が積極的に民営化を促進し、民営化に関する制度が整備される方向に向かっているからである。

##### 1) M幼稚園の園長権限

M幼稚園では法人資格を備え、園長は人、財、物の管理権限をもっている。ただし、人事管理

表 6-2-6 北京市M幼児園の概要

項目	内容		
幼児園名称	M幼児園	園長名	N園長
創設	1985年		
現経営形態	公営：街道委員会経営，園長請負制		
幼児園等級	1級2類		
所在地	北太平庄薊門里		
敷地面積	戸外活動場 800 m <sup>2</sup>	建築面積	不明
園舎	2棟		
在園児数	160人	対象年齢	2～6歳
班（クラス）編成 合計5班	2-3歳	1班	小小班
	3-4歳	1班	小班
	4-5歳	1班	中班
	5-6歳	1班	大班
	寄宿班	1班	混合班
教職員数	24人	教職員：園児割合	1対7
保育教育費	430元/月		
教師基本賃金	不明		
近隣環境	・住宅街 ・近隣に5か所の幼児園がある		

出所) 北京师范大学学前教育系編『北京市幼儿园办园体制改革调查报告集』2002年95-96頁より作成

については多少問題点がある。教職員の大部分が計画経済体制下の職員分配制度により、街道委員会から配分されているため園長は彼らに対して罷免権はない。幼児園は組合を組織し、責任、職員の積極性を動員し、職位効益を結合して分配と賞罰制度を行ない管理を強化すると同時に、党員の先鋒的作用を発揮して積極的に園の雰囲気高め、集団の凝集力を高めてきた。

## 2) 利用者主体の経営方針

街道幼児園は、自己経営で独立採算制であり、政府や企業などの資金投入や支援はない。このような背景の中、M幼児園の近隣には部隊幼児園、企業経営幼児園など5か所の幼児園があり、他園との競合がある。こうした厳しい経営環境の中で生き残っていくために園長が掲げた方針は、質の高いサービスの提供と、社会貢献、良好な地域サービスの提供であった。現在地域住民の高い信任と好評を獲得し、園児源を十分満たしている。綿密に計算し、支出を節約する。幼児園はできるだけ労働者を雇わず自分達で補修、修繕なども行なう。「地域に向かい、住民にサービスする」方針をとり、自分達のすべての力を顧客の満足に向けた。たとえば休日は地域の幼児に無料で活動場や大型玩具を開放した。地域の小中学校の生徒に「小給食」サービス（100人規模、130元/月）を開設したり、車で送迎し安全を保証するなど、教職員は非常に忙しいが収入は増加した。幼児や保護者の要求に基づいて、英語、舞踊、絵画などのクラスを設定した。多年にわたる努力の結果M幼児園は地域住民の高い信任と好評を得ている。こうした評判により、近隣のみならず周辺地域からも幼児が入園している。

### 3) 財務管理

今回のM幼稚園の経営体制改革で最も大きかったのは徴収費基準の改革である。従来の級別徴収費基準による保育教育費、賛助費の徴収から、園児平均育成コスト計算による徴収費額算定を導入した。M幼稚園は以前の徴収費は園児1人200元/月、別に賛助費が1,000元/年で実質的に月平均280元であった。園は各種費用（教職員賃金、奨励金、福利、事務用品、園の補修費、水道・電気代など）を、すべて幼児の保育教育費から支出してきた。

現在は賛助費は取り消され「園児育成コストと保護者の負担能力に基づいて、園自ら保育費、給食費など具体的基準を制定する」といった方法で、徴収費基準をまず自分の園で計算し、その後上級部門の審査を経て、物価局が徴収許可証を発行する。M幼稚園は現在430元/月の徴収費となり、保育教育費は以前より増加した。こうした徴収費の改善で、M幼稚園ではさらに園経営を積極的に実施できる基盤ができた。

園長はこの徴収費改革を幼稚園の長期発展に生かすために、玩教具を定期的に更新し、教職員の待遇の改善、研修機会の増加に投入し、教師の資質を高め、保育教育の質を高めている。

### 4) 多様な管理体系と党支部の活用

M幼稚園では多様な管理体系を取り入れている。組合制度を取り入れ、分層管理（園長—副園長—班長—教師）を行ない、教職員の積極性を引き出している。教職員24人のうち8人が党員で1/3を占めている。このため、積極的に党員による模範的役割を利用し、園の各種活動への積極的環境を作っている。管理体制にしても、「園長—長制」とならないよう、各種討論会を通して、民主的で、公明性、透明性のある管理体制を心がけている。賃金体系に関しても、3期に分け、奨励金制度を改革した。

### 5) M幼稚園が抱える問題点

街道経営幼稚園であるM幼稚園は公有民営幼稚園であり、また教職員の大半が街道所属の集団所有制所属職員であることから、次のような問題点が存在する。

- (1) 社会保障すなわち、医療保険、失業保険、養老保険など「三険」問題である。「労働法」では、職員を雇用する場合は単位は必ず、職員の「三険」を納めなければならない。M幼稚園の場合、大半の教職員が街道所属であるが、新規採用の職員もいる。こうした混合状態で、どのように対応するか、ということである。

この他、退職者の年金問題がある。国家は毎年1人あたり3,500元を支出している。その不足分はすべて園が給付しなければならない。これらは、幼稚園運営に大きな負担となっている。

- (2) 教職員平均年齢の上昇

M幼稚園では、教職員の平均年齢が38～40歳となっている。園長に街道所属職員の罷免権はなく、新規の若い教職員の採用がむずかしい。現在は情報化時代で、教師はそれに対応しなければならず、幼稚園教職員の高齢化が問題である。

- (3) 教師陣が脆弱である

M幼稚園の教師は、非専門教師が多く、正規の幼児保育教育専門訓練を受けていない。多くの教師は、業余時間（仕事外時間）を利用して学習し養成訓練証を取得しているが、教育部門経営や単位経営幼稚園の教師陣と比較して、彼らの資質水準は低い。

以上がM幼児園の改革の状況と問題点である。

#### 事例8 園経営請負制の実施——所有権と経営権の分離化による園経営請負制への移行

R幼児園は、段階的に平穩に経営請負制へ移行した、事業単位経営幼児園である。事業単位から外部化された福利サービス集団会社G物業会社が幼児園を支援するといった形で進められた体制改革園である。

##### 1) 改革過程

R幼児園の1997年以前の運営は、完全に主経営単位が行ない、経費を支出していた。1997年から1998年には、単位は園教職員の賃金福利のみを支給し、園が一切の幼児園経営経費を調達する形態に変わった。この時点で、G物業会社は単位と幼児園間の交渉に余り関与せず、しかし、次のような一定の条件を園に提供した。すなわちリストラによる退職者をG物業会社で引き受け、消化するよう協力する、というものであった。

その後、幼児園側は努力を重ね、次第に園経営を独立運営軌道に乗せた。現在、幼児園は法人として独立経営自主権があり、経費調達源を保護者から徴収する保育教育費で賄う独立採算体制園となっている。定取で園経営を行ない、形式的にG物業会社に管理費2万円を納めている。

1999年から全員聘用制を実施している。基本的に配置された教職員と外部からの聘用教職員は同一労働同一賃金である。幼児園経営は、地域に門戸を開き、特色班などを作って地域に各種サービスを提供している。幼児園の徴収費は400-800元/月である。園の教職員には明らかに精神面での変化が見られる。改革の情勢に適応し、多収入を獲得するためには多労働をしなければならないことを自覚している。改革は幼児園の自主経営管理能力を高めた。

R幼児園は国有企業改革によって、福利部門が主経営部門から分離した後、初歩的な損益自己負担、自主経営路線に向かった。R幼児園の経営体制改革は、積極的かつ確実に体制改革を達成するという方式をとった。改革の初期段階での成功は主経営事業単位の大きな支援や指導をなくしては考えられない。1997年、単位は幼児園を民営軌道に乗せるための準備を始めた。彼らは数多くの市場調査を行ない、自己の実際と合わせて分析し、発展方向を確定し、明確な改革方法、具体的対策を模索した。特に企業管理理念と方式を引き入れ、園の経営路線と結びつけ、真剣に制度を学習し政策を会得した。政府部門の支持を取り付け、足場を固めながら着実に進めていった。

体制改革中、主経営部門と福利部門は分離し、福利部門のG物業会社は企業から離れ、外部化された。その下部門の幼児園も分離し民営化に向かった。体制改革後、権利責任関係においては、主経営単位に対してG物業会社は請負いとなり、独立法人となった。主経営単位は依然として園舎など固定資産の所有者である。G物業会社は経営権を掌握し、権利委託書で園長に権利を与え、G物業会社が代表して幼児園経営を引き受けた。G物業会社の教育主管部門が園の直接の上級指導機関となり、監督指導管理を行なっている。体制改革前は、幼児園は、主経営部門によってすべて守られていた。しかし園に自主権はなく、幼児園は生存への圧力や動力、活力がなかった。体制改革後、幼児園には以前と比較して一定程度の自主経営権がある。独立した帳簿を持ち、独立財産管理制度を持ち、教育内容と方式面でも園長は一定の選択権と決定権を持っている。

体制改革前には、主経営単位は幼児園に対して経費全額を支出していた。体制改革後は毎年た

たとえば次の通り減額していった。幼稚園の正職員に対しては2000年には1人につき400元/月を補填し、2001年には1人につき200元/月、2002年にはすべての経費投入を停止した。幼稚園は自ら資金を調達し、自ら出路を見出し、支出コストに基づく保育教育費徴収を実施した。現在保護者が納入する保育教育費は幼稚園の主要な財源となっている。各幼稚園はさらに自身の条件を利用し地域から委託されて、主経営事業の他に、たとえば小学生の小給食事業、冬期、夏期管理班などを実施している。

体制改革後、人事および分配制度において、R幼稚園の正職員は依然として主経営単位規定の賃金基準と福利待遇を享受している。しかし教職員経費は主経営部門支出から転換し、幼稚園が自主解決を図ることになった。上級部門は退職職員に責任を負い、幼稚園の分離によって生じた過剰人員の消化に協力し、大きな医療費などを引き受けている。主管部門の支援力は相当大きい。幼稚園は現在の正職員を引き受けると同時に園長は人材市場から必要な教職員を募集し、労働契約を結んでいる。

R幼稚園の体制改革は園長に比較的大きい行政管理権を与えた。同時にまたG物業会社は園の業務管理を行ない、幼稚園の総体的利益を代表し、教育の角度から園の発展の計画指導を行ない、管理規範を与え、保育教育の質の向上を促進している。その市場型+業務型の経営は、R幼稚園の体制改革の独自色となっている。

この幾つかの幼稚園体制改革の経験は一定の代表性と典型性を持っている。その共通する特徴は、主管部門の指導方法、積極的な支援、多方面の保障の提供、物業会社或いは福利集団が全体的な系統の中で発揮する総合的調整配合作用（たとえば過剰人員の分流、各部門間の協力と支援など）である。それによって園は比較的にスムーズに外部化に向かった。現在、主経営単位規定の園の資産占用費と管理費は形式的に20%であり、園の発展と市場経済への適応は独立運営に良い条件を提供した。

#### 事例9 分園方式——有名園の分園化による園経営体制改革

Z幼稚園は有名園ZZ幼稚園が、1998年公開競争方式を通して設立した分園方式の国有民営方式の幼稚園である。開園3年来有名園分園の効能を発揮し、初歩的な独立経営路線を進め、一定の教育効益を獲得した。有名園の効能の発揮はZ幼稚園の一大特色である。幼稚園は民営公助に属し、自ら「理事会下の園長責任制」を実施し、自主経費、独立採算、損益自己負担制をとっている。創立者はZ幼稚園にスタート資金として20万元投入した。これは出資全体の20%を占めている。

開園当初Z幼稚園は満員であった。このことによりZZ幼稚園の方は園児圧力が解消した。幼稚園の教師の一部はZZ幼稚園から派遣された。管理制度上、職員養成訓練教育や研究方面は直接ZZ幼稚園の支援を受け経験を相互に享有した。現在のZ幼稚園園長はZZ幼稚園の退職園長である。Z幼稚園は独立法人をなし、園の全面的業務、教務、教学、行政管理などに責任を負っている。分園長は総園長によって聘用され、総園長に対して責任を負う。双方は職員の再雇用を毎年共同で行なう。幼稚園は自己のサービス対象を周囲の地域に定め、地域から園児を募集し、「1人1人の子どもを愛し、社会に向かい、未来世紀をまたいで人材を育成する」が園経営の目標である。幼稚園の日常運営は大部分を利用者の徴収費に依存し、スタート資金の80%は保護者の賛助費から賅った。幼稚園の運営はさらに国家教育費支出の一部を受けることが出来る。主要な園の教師陣は、ZZ幼稚園の教職員から編成され、Z幼稚園はこれらの職員を引き受けるこ

とが条件だった。在職教師の基本賃金は国家が支出し、幼稚園が一般募集した職員に対しては園がその賃金と2つの保険に責任を負った。現在園と教育委員会は全員聘用任命制を実施し、職位調整配置と試験による評価を行なっている。

2001年3月、幼稚園の徴収費は同時に保護者の経済状況などを考慮し、新たな計算方法を導入し、物価局の認可を経て徴収費を調整した。3歳以上と3歳以下に分け、徴収費基準は給食費を含めて総計870元/月～1,080元/月、寄宿制はさらに100元/月を加えた。

Z幼稚園は教師と幹部の質は高く、人事制度と分配制度改革を結合して教職員の仕事への積極性を引き出した。併せてZZ幼稚園の有名園としての力量を取り込んだ。また当初は小班の乳幼児の取託を主とした。幼児を迅速に園の生活に適応させて保護者を安心させることに力を注いでいる。幼稚園はさらに地域との連携を重視し、サービス意識を強化し、多種形式の活動を展開させた。園の教育業務とサービスは利用者に満足を与え、認められている。同時に知名度を高め、さらに多くの園児を吸収した。園の生存発展に最も必要なのは、保育教育の質の向上と教師資質の向上である。Z幼稚園は教育委員会の同意を経て、ZZ幼稚園と同様の区教育研究活動に参加することとなった。このような機会と条件は保育教育の質を向上させる。

分園による幼稚園経営の優れた点は有形無形の支持を得ることができる点にある。もちろん欠陥もある。分園と本園の関係が過密になり、多くの面でねじれが生じる。特に人事上双方の職責権利関係が混淆し、互いに不明確になる。Z幼稚園にはいかに完全に独立するかの問題が残されている。

#### 〈結果と考察〉

ここまで幼稚園経営体制改革、民営化の事例をみてきたが、以下のことがうかがえた。

##### 1) 幼稚園経営体制改革の内容

改革は所有権と経営権の分離、独立採算制への移行、人事管理制度改革、園経営の多機能化、収入源の拡大などとして進められている。

##### (1) 所有権と経営権の分離

- ① 企業、事業単位の経営の悪化があげられる。経営悪化により、幼稚園の閉鎖あるいは、継続する場合は経営体制改革をせざるを得ない状況となった。
- ② 企業、事業単位所属職員の就学前児童数の減少により、一般社会の就学前児童の入園数の方が多くなり、企業福利の意義が薄れてきた。
- ③ 企業、事業単位の経営が順調な場合も、幼稚園の閉鎖、経営体制改革、そのまま続行などは経営側、経営者の判断によるところが大きい。
- ④ 行政指導により、企業、事業単位と幼稚園の分離化が奨励されているが、行政側は、具体的な改革方法などを提示していないため、幼稚園側は、幾つかの法令を根拠に試行錯誤しながら改革を進めている。

##### (2) 独立採算制への移行と利用者負担の増大

経営体制改革はそれまでの企業、事業単位からの経費支出から独立採算制への移行を伴っており、独立採算制の実施は、直接利用者負担の増大につながっている。また、独立採算制への移行は、企業、事業単位経営幼稚園のみならず、教育部門経営幼稚園でも進められてい

る。独立採算制への移行は、園独自の財源をいかに確保し、園経営を安定させるかが重要な鍵となっている。

(3) 人事管理制度改革は、企業、事業経営幼稚園の経営体制改革に対しては3つの意味をもっている。1つは、経営体制改革時に、それまで政府分配制度によって引き受けていた過剰人員（大半が幼児教育専門の資格を所有していない）の解雇である。2つめは、雇用契約制の導入とそれに伴った賃金体系の改正である。3つめは非正規雇用者の拡大である。

(4) 園経営の多機能化、収入源の拡大

自主独立園経営、独立採算制への移行には、安定的財源調達が重要となっている。幼稚園内部で、保育教育の質の差別化を図り、徴収する保育教育費に格差を設けている。また通常の幼稚園事業の他に、収入源の拡大を目ざし、各種事業を行なう園が増えている。

## 2) 幼稚園経営体制改革後の幼稚園の状況

- (1) 園経営の自主性が進み、積極的に家庭、地域の要求に応えようとする姿勢が見られる。
- (2) 保育教育費が高くなり、利用者負担が大きくなった
- (3) 他園との競合もあり、保育教育の質的向上のために同一園内で保育教育の差別化を図っている事例が多くあり、保育教育の質と保育教育費の格差が大きくなった。

次に、新規事業として0-3歳児の親子園活動の状況と、家庭託児所、また幼稚園に入園出来ない就学前児童（本調査の場合流動人口児童）を対象とした「遊びグループ活動」について聞き取りを行なった。

## 3. 新規幼稚園事業 — 幼稚園経営の多様化実態調査

### 事例1 0-3歳児早期教育 — 親子園活動

北京市亚运村第二幼儿园

北京市朝阳区亚运村

園長 冯淑兰 (Feng Shulan)

#### 1) 園の概要

(1) 第二儿园は市内住宅地にある街道委員会経営幼稚園である。1992年亚运村街道居民委員会が設立した。最初は5クラス(班)から出発した。機会を捉え、管理を強化し、たえず保育教育の質と教師陣の質を高めた。当初幼稚園等級では等級外であったが、その後の経営努力で、現在は最上級のモデル幼稚園となった。園舎は4,188 m<sup>2</sup>、緑化面積2,339 m<sup>2</sup>である。園舎は街道委員会所有である。基本的開園時間は午前7:00~午後5:30である。設園形式は日託と全託で420人、対象年齢は3-6歳である。募集対象は一般児童である。教職員数は70人で教職員数70人のうち教師は30人、保育員は16人、その他の職員24人である。班編成は小班(6班)中班(4班)大班(3班)寄宿班が小班(1班)中班(1班)大班(1班)の計12班である。教職員は小班から大班まで各班に教師2人保育員1人配置されている。教師学歴は幼児師範学校卒業以上が85%である。

(2) 園経営の方針は(1)遊びの中での教育 — 幼稚園は勉強が多い。家庭に帰っても1人であり、

幼稚園での遊びが少ないのが問題である。(2)遊びの保障 — 以前は教師が指導していた。現在は子ども達がいくつかの中から選んで遊び教師が補助している。(3)特色ある保育教育 — 武術などの重視。英語(年齢毎)、美術、パソコン(週に2回30分程度)、切り紙、少数民族舞踊などである。

- (3) 幼稚園経費出所源は、保育教育費 600 元、給食費 171 元(3食+おやつ) 寄宿制は+200 元 特色ある活動は+150 元(注:保育教育費は教育コストに基づく 給食費は基準に基づく)である。
- (4) 教職員雇用、賃金待遇 教職員は正規雇用 1/2 で、非正規雇用 1/2 である。正規雇用が次第に減少してきている。雇用形態が体制改革後、契約制(任期制)となり、園長をはじめとして、3年契約(各園で違いがある)である。また体制改革前は、臨時採用でも1年後に本採用される可能性があった。しかし、現在は正規職員への道は厳しい。教職員賃金は、教師が1,400-1,500 元/月、保育員1,000 元前後で格差がある。賃金は、等級(高級、1級、2級など)、学歴、年数、能力などで評価される。

## 2) 園の特色活動

第二幼稚園では、親子園活動を行なっている。

親子園の取り組みは北京市が推進している。北京市では2001年に、地域住民に対して60項目の新しい試みを提案した。56項目目に0-3歳までの幼稚園早期教育基地(幼稚園は通常3-6歳と規定されているが、現在0-3歳を含めた0-6歳児対象とした早期教育の実施が教育部より提唱され、特に北京市のような先進地域では、いち早く新しい取り組みを行なっている)を、5年以内に約11か所作ることが提案された。早期教育は、殆どが一人っ子のため親の希望が大きい。始めた頃は20件の応募であったが現在は56件と2.8倍となった。私立の幼稚園では実施しているところがあったが街道委員会経営園では初の試みである。300m<sup>2</sup>の大教室を使ってやっている。効果はまだわからないが、最初4人から現在数十人に増えた。市政府から10万円の補償と教師の研修活動助成(0-3歳児についての保育研修→合格証→基地活動に参加)がある。主たる目的は「親たちへの教育」にある。

親子班クラスの実施日程は保護者の希望に応じて次のように組んでいる。

- ・週末班 2時間
  - ・月水金班 8:30~12:30
  - ・火水木班 8:30~12:30
  - ・月火水木金班 8:30~12:30
- 週末班以外は祖父母、親戚のおじおばが多い。現在、平日半日班が3班(各クラス15人) 週末班が7班(各クラス15人)となっている。8月20日に親子班は終了。9月から小班に入園。卒業園児の90%以上はこの幼稚園に入る。徴収費は1時間20元を超えないことを原則としている。

## 事例2 游戏小姐(遊び活動グループ)活動

北京市四环市场游戏小姐

所在地:北京市西城区新街口街道四环菜市场

游戏小姐代表者:程敏(Cheng Min)

### 1) 四环市场游戏小姐概要

四環市場遊び活動グループは2004年4月に開設されたボランティア有志による無料活動グループである。市内商業地域にある四環市場内にあり、四環菜市场管理所所有の建物1室、約



20 m<sup>2</sup> を利用している。非正規幼稚園である。開園時間は、午前9:00~11:00と午後4:00~6:00で、この間（午前11:00~午後4:00まで）は児童は家庭で食事したり、昼寝をしたりする。これは利用者の希望時間帯である。在園児数は平均20~30人で、対象年齢は特に決めていない。四環市場遊び活動グループはボランティアが主体の活動グループである。教職員数は常勤ボランティアが6人（学生5人、退職教師1人）、非常勤ボランティア約40人で構成されている。

## 2) 四環市場遊び活動グループの歴史

### (1) 設立の背景

現在、北京市には約400万人の農民工（農村から都市へ流入した農民労働者）が生活していると言われている（2001年の公式統計では289万人）。1980年代、民工潮時期から農村過剰労働者の都市への流入が加速した。こうした流動人口の児童たちは親の戸籍あるいは経済的理由などから、地域の正規幼稚園にはなかなか入れない。そのために、親の仕事場の近くで日常を過ごすか、あるいは放置されている。中には、問題行動をおこす児童も見られるようになってきた。

四環市場は、こうした農民工が約1,000人規模で形成している市場である。北京市内から生活関連商品また近郊から農畜産物などを仕入れ販売している。このような市場が北京市内に大小含めて約1,400か所存在している。四環市場の中には80人以上の就学前児童がおり、一部の児童は地域の幼稚園などに通園しているが、大半が市場内あるいは市場の周囲で遊んでいる。現在のところ、こうした流動人口の就学前児童に対する行政的な対応はなされていない。

### (2) 設立過程

こうした状況に対して、北京師範大学教育学部学前教育学部の張燕教授たちが立ち上がり実践活動を始めた。張燕教授主導の下に、学前教育教師陣やなかでも張燕教授が指導している師範大学の学前教育系大学院生、学部生たちが中心となって四環市場に遊び活動グループを開設したのである。

2004年4月初旬、まず事前調査を行ない同年4月、市場に隣接した市場管理所が所有している建物の中で、四環市場遊び活動グループの活動が始まった。開設の費用、運営費用は、張燕教授自らの浄財と一般の人の寄付、他の幼稚園からの物品の寄贈などで賄っている。

### (3) 設立目的と内容、方法

目的は、児童の健全な成長が第一であるが、そのためにも、農民工である親たちへの教育を重視している。また、学前教育学部の学生の教育実践、研究活動の場、教師資質の向上を目的としている。保育教育内容は、規定の幼稚園とは違い、現場に合わせ対応している。その日によって児童の顔ぶれも違ってくるためクラス分けはなく、大きい子小さい子混合で、保育教育を行なっている。小学校から帰ってきた子が、一緒に小さい子を教えることもある。すべてボランティアで、代表の程敏を含めた5人の師範大学大学院生、学部生と、退職した教師1人が、3人位ずつ交代で保育教育を行なっている。その他約40人のボランティアが在籍している。保育教育費は無料である。運営方法 毎週1回張燕教授を中心にミーティングを行ない、それぞれが問題点などを出し合い、よりよい活動方向を模索している。

### (4) 親たちの状況

仕事の合間をみて、2、3人の親が活動の様子を見に来るなど遊び活動グループに関心を

もっている。利用者の反応（3歳女兒，3.5歳女兒の親）は次の通りであった。

- ① 幼児園ができたことに対して：とても良かった
- ② どのような点が良かったか：教育をしてくれる。遊び場所ができた
- ③ 子どもの様子の変化：話しをするようになった。先生と遊ぶことができ、変った
- ④ 子どもを預けることについて：安心して仕事ができる
- ⑤ 託児時間：十分である
- ⑥ 子どもへの期待：勉強して欲しい，健康で，社会に役立つ人間になってほしい

#### (5) 運営上の問題点

現在のところ特にないが，親たちへの教育がむずかしい。教育は，幼児園とか学校で行なうものと思っている。しかし，自分たちのことを受け入れ，信頼してくれているので，やりがいがある（代表者，程敏）

こうした遊びグループ活動は，非正規幼児園活動として，中国では次第に盛んになってきているが，こうした流動人口，農民工の児童への対応はこの四環市場遊び活動グループが初めてである。

### 3) 流動人口問題 — 人口移動と新たな階層分化

ここで流動人口問題について，触れておきたい。流動人口の大半は，農村の過剰労働力の都市への流入人口である。都市の農村からの人口誘引要因として(1)都市建設規模の拡大，建設労働力需要の増大，(2)重点建設社区，開放区，特区における新たな労働力需要形成，(3)都市3K労働の空白化などがあげられる。農村には計画経済政策下の集団経営の下で潜在化していた過剰労働力が顕在化し，農村人口の都市特に沿海開放都市への移動が増大した。さらに，都市と農村の収入格差拡大は人口移動の動機になっている。

また，政府は政策的に戸籍制度改革を進めている。過剰労働力の農業以外への移動と地域間の合理的な人口移動を進めることが目的とされている。

都市に流入する人口について李徳濱が次のような分類形態を提起している。

- (1) 経済型流動人口：①合同工，臨時工，保母など，最も激しく，苦しい，汚い，きつい労働に従事している。②経営型商販。農村の副業製品や都市工業製品などの商品の販売を行なっている。③農村からの个体手芸人は，一芸に秀でており，サービス業，修理業，伝統的な手工業や手相占いなどに従事し，都市生活に必要な空白部分を埋めている。
- (2) 社会型流動人口：①会議，学習②探親③旅行，病気治療 最近の流動人口の特徴は経済型流動に属する労務従事者の増加と，探親，治療などが60%台から30%以下に減少している点である。

また，流動人口の宿泊場所としては：①旅館や招待所②工場や機関などの単位の事務所③飯場，野宿，遊興場所④駅や飛行場，フェリーの待合室などである。正式な暫住戸口登録は管轄居民委員会が登録所となっている。しかし，暫住登録をしないままにインフォーマルセクターで働くケースがある。無許可の露天商，屋台，飲食店店員，廃品回収業などである。

都市には苦しい，汚い，きつい，危険な仕事が空白部分となっており，ここに流入してきた人々が参入してくる。また幾年かの海外生活での収入を元手に個人商店や食堂を開業し，流入人口を雇用するといった事例も多い。こうした人口移動にともなって，就学前児童の都市流入も増大している。新たな階層分化が進んでいると同時にこうした流動人口の就学前児

童の保育教育保障問題が生起している。

### 事例3 低所得者対応の家庭託児所

愛心屋家庭託児所

所在地：北京市大兴区观音寺十区 24-710

園長 马伟华 (Ma Weihua)

個人設立経営

#### 1) 幼稚園概要

愛心屋家庭託児所は北京市郊外の住宅団地マンションの1階にある。2002年4月に創設された。建築面積は1,070 m<sup>2</sup>で、外での活動は団地の公園を利用している。設園形式は全託と日託である。基本的開所時間は午前7:00～午後5:30である。在園児数は30人、対象年齢0-6歳であるが、流動性が高い。教職員数は4名である。保育教育費は基本的に300元であるが、支払えない人のためには配慮をしている。

#### 2) 設立過程

2002年4月、園長個人が設立した。保育を主体としている。経営は弾力的で、0-6歳の児童を預かっている。1週間続けて預かることもある。2004年6月は在園児数が39人、8月は29人など流動性が大きい。近くに幼稚園もあるが、団地内外から入所してくる。親の職業は多種にわたっている。親から物質的な支援があるなど、家庭的雰囲気である。開設費用は自己資金である。今後さらに自己資金を投入し新設する予定である。(家庭託児所の需要が高まっている。現在北京市内に数十か所ある。)教職員は園長、師範学校卒業生、専門学校実習生の3人で、そのほか家族が協力している。また退職した教師がボランティアで手伝ってくれている。马園長と周先生は北京市の公的機関である幼児教育センターで園長、教師として勤務していた。马園長は退職を機に、自分の住宅を利用し、低所得者や弾力的収託を希望する人たちのために、できるだけ低保育料で預かる施設をと開設した。当初から利益目的ではない。街道居民委員会に、管理費として毎月100～200元を納入している。周先生は、午前7:00ごろ出勤してくるが、何時に仕事が終わるかは決まっていない。また給料も子ども数に応じて変化する。

こうした家庭託児所は正規の幼稚園では無理な、低所得者層、弾力的運用を求めている層への開設である。また最も必要としている人たちのためにとの園長たちの志に支えられた園でもある。こうした教師陣の活動が北京市で芽生え始めている。

### 小括

本章では、中国における聞き取り調査を中心として、幼稚園事業経営の現状の把握と問題点を考察してきた。経営形態別幼稚園の状況では、すべての経営形態の幼稚園が10時間前後開園しており、また3歳以下の児童を入園させ、早期保育教育を行なう、保護者会を活発に行ない家庭との連携を図る、など、家庭や地域のニーズを受け止め積極的な経営努力が見受けられた。寄宿制は、幼稚園側にとってもかなりの負担ではあるとのことであったが、女性の就労支援の立場に立ち、以前より縮小されつつも実施されていた。またそれぞれの園が理念、信念、目標をもち保育教育を行っていた。就学前児童に対して集団的保育教育を保障し、女性の就労を支援することに幼稚園の教職員が心を傾けている状況がよくわかった。

幼稚園経営体制改革、民営化の状況に関しては、企業単位などの経営悪化で、閉鎖せざるを得

ない厳しい状況の中で、経営体制改革を選択し、手本となるモデルがないままに、試行錯誤しながら改革を行なっている園や、企業単位や行政からの経費支援を打ち切られる中、独立採算制への移行で、地域に開かれた多機能型の幼稚園経営を目ざし、安定した財源確保に努力している園など、過渡期的状況の中で、それぞれが生き残りをかけて努力を重ねている様子が調査によって浮き彫りとなった。経営体制改革はさらに勢いを増していくと思われる。

さらに、中国の幼稚園行政が抱えている新しい状況、親への教育を含めた0歳児からの早期教育への取り組みが始まったり、また現在行政対応のない流動人口の就学前児童の保育教育に対して、自主的にボランティアを募って非正規幼稚園活動を始めたり、低所得層を対象とし、地域に密着した0-6歳児対象の家庭託児所を開設するなどの幼児教育関係者たちを中心とした、ささやかではあるが力強い新しい活動の試みが始まっている様子が見られた。

しかし、そうした動きの一方で、看過できない幾つかの問題状況も見受けられる。次章では、そうした問題点について考察したい。

## 注

- 1) 北京师范大学学前教育系編『北京市幼儿园办园体制改革调查报告集』2002年4月

## 第7章 幼稚園行政の諸問題

はじめに

ここまで幼稚園行政に関する現状、諸問題について、先行研究および調査結果の分析を行ってきた。本章ではこれまでに明らかとなった幾つかの問題点について、幼稚園経営体制改革、民営化から派生した問題点、幼稚園制度の理念、目的である、就学前児童の心身の健全な発達を保障する集団的保育教育保障、女性の就労支援の観点から考察を試みたい。

### 第1節 幼稚園経営体制改革、民営化から派生した問題点

#### 1. 幼稚園間の不平等競争構造と拡大する幼稚園間格差

入園児童を確保するために、幼稚園間の競争が見られる。競争は幼稚園が互いに切磋琢磨して保育教育の質を高め、幼稚園環境を良好なものにしていくためには、必要不可欠なものである。その場合、競争は出来るだけ公平な土俵の上で行なわれなければならない。

しかし、幾つかの不公平が存在する。たとえば現在のいわゆる民営幼稚園間には、最初から私営でスタートした民営幼稚園と経営体制改革による民営幼稚園の間の不公平競争がある。前者は、設立資金をはじめとしてすべてを最初から創出しなければならない。後者は、施設、設備、教職員、資金助成、情報などの面で最初から整備され優位に立っている。

また、国家財政性教育費支出を受けられる公営幼稚園と、財政支援のない民営幼稚園では、公平な土俵上の競争とは言えない。

#### 2. 受益者負担の増大と、所得格差による保育教育の質の格差

幼稚園は独立採算制をとることにより、経営資金は保育教育費が主となる。経営コストは大半が利用者にかかってくる。幼稚園は級別管理で、受益者応益負担制であり、所得によって保育教育料金が減額される制度は設定されていない。利用者は、自分の所得により幼稚園を選択せざるを得ない。この結果、親の所得によって児童が受けられる保育教育の質に格差が生じている。

### 3. 教職員雇用条件の不安定化と保育教育の質の低下

教職員は園長を含め正規教職員も契約雇用制度がとられるようになっており、園によって、契約年数は3年、5年などと決められている。また給与の低い非正規教職員を採用する割合が高くなってきている。賃金福利待遇面での不安定化が続くことにより、教職員の流動化が高まると、幼稚園では教職員に対して研修、養成訓練の機会を設定しなくなる。この面からも、教職員の資質が低下し、保育教育の質が下降しかねない。

## 第2節 児童に対する公平な保育教育保障の観点から

### 1. 拡大する保育教育保障の不平等な環境

すでに見たように当初から有利な立場にある園では、その保育教育内容の高度化が図られ、それに応じて徴収費も高くなっているが、そうでない園では保育教育の質はまだ低い。また同一園内で、一般班と特別班に分け、設備、教師、保育教育内容などに差を設け、保育教育費に相当の格差をつけて運営している園が見られる。モンテッソーリ班は、比較的多くの園で実施され、殆どが一般班よりも高額な保育教育費を徴収している。こうした同一園内での格差の設定は、園の経営の安定、低額の保育教育費を求める利用者と質の高い保育教育を求める利用者への対応とされているが、園児は自らの選択ではなく、差別的環境の中で成長することになる。

また北京市では、貴族幼稚園と言われる3,000元/月の幼稚園から150元/月の幼稚園まで存在している。その格差は大きい。

### 2. 低所得者層、流動人口児童への保育教育保障

質の高い高額幼稚園が増えている反面、低所得者層、流動人口児童などのなかに幼稚園に通えない児童が出現している。こうした児童の保育教育保障は先進的教師集団の関心事となり、一部着手されているが、未だ行政によってなされていない。

3. 一人っ子政策が定着している都市では、一人っ子はほぼ100%に近い。集団的保育教育保障は親の所得いかんにかかわらず一人っ子の心身の健全な発達保障の面からも重要である。一人っ子政策を推進しているのは国家であり、当の国家による十分な対応が必要である。

## 第3節 女性就労支援保障の観点から

### 1. 企業経営幼稚園の減少と就労環境の悪化

企業経営幼稚園は、これまで都市の幼稚園事業を支え、女性労働者に対して、安心して働きながら子育てできる環境を提供してきた。しかし、1990年以降、相当数の企業経営幼稚園が閉鎖された。また経営体制改革を行なった園は、保育教育費が高くなった。さらに職場と幼稚園の距離は遠くなった。この点では一般的に言って、女性の就労環境はこれまでよりも悪化したと言える。

### 2. 幼稚園雇用改革による就労環境の悪化

幼稚園では契約雇用制の導入後、正規教職員雇用の割合が減り、給与の低い非正規雇用教職員割合が増加している。経営合理化を進め、経営コストを下げ、経営安定化を図るためにとられている措置であろうが、こうした正規職員の減少、非正規職員の増加は、相当数に上る幼稚園教職

員の雇用の安定と労働条件の向上を危うくしている。また、正規教職員であっても、期間を限定して雇用したり非正規教職員の臨時的雇用を増やしていくことは、教職員の長期的な専門的能力の形成にとってもマイナスである。市場経済に適応するための経営改革による幼稚園内部の就労環境の悪化、さらには中国全体での女性就労環境や条件の悪化が懸念される。

## 終章 社会主義市場経済政策下中国の幼稚園行政に関する今後の動向と展望

### 第1節 幼稚園行政の今後の動向

#### 1. 「企業」責任から「地域」責任への移行

中国では、計画経済政策の下で、都市では国営企業、事業体などによる「単位」社会が、農村では人民公社を中核とする地域「単位」社会が形成された。大躍進期と文革期の混乱の後、経済的再建と発展のために市場経済政策が導入されるようになり「単位」社会は徐々に解体されていくことになる。しかし、市場経済政策導入の初期には企業経営自主権の強化により、「単位」社会の福利は一時一段と拡充した。「単位」は従業員の「ゆりかごから墓場まで」を、さらに「社会保障から生活サービスに至るまで」を、質はともあれ保障してきた職場生活共同体であった。それまではこうした「単位」の福利サービスによる幼稚園事業が、都市における幼稚園保育教育を支えてきた。

しかし、市場経済政策の深化によって国営企業改革、経営合理化が進み、企業からの福利部門の分離化政策が実施されるようになった。企業部門と社会保障部門は分離された。企業単位社会は次第に解体し、企業経営幼稚園事業は企業から分離化された園経営体制への改革を行わなければならないとなっている。もちろん、経営状態の良好な企業は幼稚園をそのまま継続するか、改革を実施して企業と分離化するか、あるいは経営形態を変えて継続するか、あるいはまた売却するなどは企業の方針に任されている。とはいえ市場経済政策を推進する限り、企業経営合理化と幼稚園分離の方向性はより強まっていくと言わざるを得ない。

こうした、企業など単位経営幼稚園改革により、「地域」での受け皿づくりが重要な課題となってきた。「地域」は中国では「社区」と呼ばれている。「社区」の領域は、市政府の優先機関である街道弁事所、共産党の街道委員会、公安部門の派出所などの管轄範囲と基本的に一致する。「社区」は、企業「単位」社会の解体によって、「単位」が果たしてきた幼稚園経営を含めた社会的サービスなどの諸機能を漸進的に代行するという重要な役割を担うこととなりつつある。

2003年1月に国務院から発行された「幼児教育改革と発展に関する指導意見」では、今後5年(2003-2007年)の幼児教育改革総目標として「引き続き幼稚園は次第に社区を基礎として確立する」ことが提起されている。市場経済の浸透と経済の拡大、生活標準の向上は、企業活動と労働者の生活の場を従来の「単位」社会の枠組みからはみ出させ、企業そのものが移転したり、企業活動から離れた所に新興住宅街を出現させて、事実上の個人所有住宅を拡大させるに至っている。職住分離の進行は、幼稚園の立地を住宅地に移動させつつあるからである。

現在、「企業」責任から「地域」責任へと幼稚園事業経営、幼児保育教育行政は移行していきつつあると言える。

#### 2. 幼稚園の級別管理と受益者応益負担制の展開

1980年代後半には、幼稚園の水準向上のために幼稚園経営にも市場原理が導入され、級別管理体制が導入された。幼稚園は各地方政府が定めた等級によってランクづけされ、それに応じた

保育教育費の徴収が認可されている。計画経済政策下では、たとえば企業経営幼稚園などは、経営経費は企業部門から支出され、幼稚園教職員は、特に幼稚園の経営のことを考える必要がなかった。しかし改革が進み、企業からの園経営の分離独立の方針が示され、独立採算による園経営が重視されてくるにつれて、幼稚園の施設、設備や教職員の資質を高め、幼稚園全体の質の向上を目ざして級別管理が導入されることになった。調査でも明らかなように、現在級別管理体制は定着している。市場原理を働かせようとする限り、保育教育の質的向上のために徴収費上げが認可されることになるから、さらに今後も級別管理体制は展開されていくだろう。この級別に設定される徴収費の基準は各地方政府が策定するため、全国一律ではない。計画経済政策下では、利用者が負担する保育教育費は非常に低廉であった。現在は、調査結果からも明らかなように、徴収費は格段に引上げられそれぞれの園でかなりの差がある。また全体に徴収費は年を追って上昇し、園による格差もまた拡大している。受益者応益負担制がとられているため、利用者は日本の保育所のように所得に応じて徴収費用を納入するのではなく、等級で定められたその園の保育教育費を納入しなければならない。個人の支払い能力に応じた級の幼稚園を選択することが、幼稚園選択では求められる。今後、質の高い保育教育を掲げて、高い費用を徴収する幼稚園がさらに拡大していくことが予測されるが、級別管理と応益負担制度によって、受益者にはさらに負担の増加がもたらされ、また格差は拡大するだろう。

### 3. 公営、民営による幼稚園経営形態の確立と出資源ルートの多元化

王湛教育部副部長（日本の文部科学省副大臣にあたる）は、2001年の全国幼児教育工作座談会講話の中で次のように述べている。「今後さらに社会各方面の力を動員し、多ルート、多形式で幼児教育事業を発展させる方針を確立する。公営と民営が共同して発展する“2本足で歩く”方針をとる。」<sup>1)</sup>

2003年には「民営教育促進法」が施行された。これは、1997年に出された「社会力量办学条例」をさらに強化した法律である。今後、幼稚園は公営、民営の2大路線で行くことが明らかである。またその財源調達方法を多元化し、公費支出を抑え、反面で幼稚園の設立にも運営にも社会の資金をできるだけ吸収して、幼稚園事業を発展させるとの方向性が明らかである。公費抑制と民営化の流れの中で、国家的課題と位置づけられた学前教育：保育教育の公平はどうか。

### 4. 正規・非正規による幼稚園活動形態の活発化<sup>2)</sup>

中国の人口の大半は農村人口である。以前から農村、辺境、貧困、少数民族地区では都市と比較して、幼稚園事業の普及が困難であった。一時、統計上農村での保育教育人口が急増したことがあるが、実態はなかなか把握しがたいのが実状である。こうした状況に対して、弾力的な形式で行なわれてきたのが非正規幼児教育事業である。たとえば「草原流動幼稚園」「幼児活動ステーション」「家庭教育補導センター」などである。

また都市でも、正規の幼稚園に通園出来ない、あるいは通園しない子どものために、「遊び活動グループ」「幼児活動ステーション」「巡回幼児教育補導センター」「玩具図書館」「保護者互助グループ」「仲良しクラス」など多彩な幼児教育活動が展開されている。さらに正規の幼稚園が通常の幼稚園での保育教育業務を行なうかわり、地域の子どもの対象として「半日入園」「臨時入園」「仲良しの会」、また親子を対象とした「親子園」、親を対象とした「保護者学校」「家庭

教育講座」「社区教育基地」などを設け、活発な活動をくり広げてもある。

今後もまた流動人口を対象とした「遊びグループ」などの活動も含めて、こうした正規、非正規幼稚園活動が活発に展開されていくものと思われる。このような活動は保育教育の公平を一部実現すると言えるが、国あるいは地方政府の積極的政策なくしては、非正規の拡大による正規教育の補完はおぼつかないと言わなければならない。

## 5. 託幼一体化による早期教育（0-6歳児対象の保育教育）化

先の「指導意見」（2003年1月、国務院発行）では、「幼稚園は0-6歳児童と保護者に、早期保育教育サービスを提供する」ことを求めている。

こうした託幼一体化による早期教育が提起された背景について次のことが考えられる<sup>3)</sup>。

- 1) 託児所が激減していることがあげられる。こうした激減の背景には①人口抑制政策、ディンクス志向による少子化、②家庭保育条件の拡大（育児休暇の充実、専業主婦の漸増、退職祖母による養育）③一般の人々の就学前教育への強い期待と教育の質すなわち教育内容、教育効果、教師の指導性などへの要求の高まり、④義務教育と直結する0-6歳への「一貫教育」への要求の高まりなどがある。
- 2) 年齢で機能を分ける必要はない。むしろ仲間関係の連続や発達研究的な意義から言っても0-6歳一貫保育教育が有利、という見方のひろがり。
- 3) 行政的管理の一体化。大都市（上海、北京など）では、すでに、教育部の「素質教育の対象は乳児から」とした考え方に基づいて、教育委員会が学前教育の一体化を進めている。

今後、幼稚園で積極的に0-3歳児童を収容することになれば、保育的観点は薄れて0-6歳児童を対象とした早期教育を進めていくものと思われる。乳幼児の遊びによる発達という観点は危うくなっていくことが懸念される。

## 注

- 1) 王湛著「在全国幼儿教育工作会议上的讲话」中国学前教育研究会／湖南省长沙师范学校编『学前教育研究』2002年No.1所収、5-10頁
- 2) 張燕著蘇真訳「中国の早期教育およびその社会支援体系」日本保育学会第56回大会資料、2003年
- 3) 有賀克明報告「中国における育児の社会的支援と乳幼児の権利保障に関する調査研究——北京、上海の状況——」日本保育学会第56回大会報告資料——、2003年

## 第2節 幼稚園行政に関する課題

### 1. 差別的保育教育環境の是正

- 1) 中国の幼稚園では保育教育の質の向上という視点から「差別化」を行なっている園が数多く見受けられる。こうした幼稚園の対応は、できるだけ低額の保育教育費を望む利用者と、高額な保育教育費でも質の高い保育教育を受けさせたい利用者への合理的な対応として行なわれている。また実験教育として行なっている園もある。

しかし、問題点が多々ある。1点目は、保育教育を受けるのは児童である。同じ園の中で、常時差別化された保育教育を受けるのである。このことは、子どもの心身の健全な発達保障、平等な保育教育保障の理念から乖離しているのではないか。また幼児期から差別的環境で子どもを育成するのは、子どもの人間形成の上にマイナスではないか。2点目は利用者の保育教育



費負担能力が児童に明らかに不平等な保育教育をもたらしていることである。3点目は、こうして園では差別化をはかり、モンテッソーリ班などにかなり高額な保育教育費を上乗せして徴収しているが、実際の保育教育内容と差額保育教育費が客観的にみて妥当であるかということである。モンテッソーリ班などは保育教育の質的向上の手段として認可されており拡大する傾向にあるが、その効果の計測評価はむずかしい。反面その高い徴収費は、園全体の経営安定に貢献していることは明らかである。

自らの経営努力で、幼稚園を維持していかなければならない厳しい経営環境状況は理解できるが、教育部によるこうした園内での差別的環境の認可には理解し難いものがある。

## 2. 幼稚園のランクづけ（級別）管理体制の見直し

級別管理は各幼稚園の質の向上を、ハード面、ソフト面から求めた評価制度政策である。計画経済政策下での旧弊を改め、良好な園経営への努力を奨励することを目的としている。ランクを上げるためには、幼稚園は施設、設備から教師資質に至るまで努力して高めなければならない。こうした園の質の向上への努力は重要であり、継続していくべきであろう。

しかし、各級にはそれぞれ異なる保育教育徴収費が設定されているため、よい保育教育を受けるためには高い費用を払わなければならない。教育内容向上の努力は高い徴収費認可を求める努力でもあり、これによって幼稚園は厳然とランク分けされている。先の園内部での格差と園間格差が二重の差別をもたらすことになる。幼稚園のランクは歴然としており、ランクづけされた幼稚園に入園しなければならないのは児童である。このような教育内容と徴収費による級別管理制度もまた、実際に入園する児童の健全な保育教育保障の観点が欠けているように思われる。

中国では、義務教育段階から、厳しい競争社会が待ち受けているという。さらに幼稚園段階から、子どもが意識するかしないにかかわらず格差を設けるといった環境を設定することには疑問を感じる。

## 3. 全国統一的徴収費制度の設定と受益者応能負担制度の導入

人間の平等の理念に反する格差の拡大は、児童の健全育成を目的とした幼稚園制度の根幹をゆるがし、児童の人間形成に悪影響をもたらす可能性がある。現在、幼稚園の徴収費用については全国統一的基準はなく、各地方行政がそれぞれに徴収費基準を設定している。今後の幼稚園行政の展開にあたっては、保育教育の公平と負担軽減の観点から全国統一的徴収費基準を定めていく必要がある。さらに利用者の応益負担を応能負担に改め、できるだけ所得格差によって受ける児童の保育教育の質の格差を是正すべきであろう。児童の養育と教育は社会的課題である。

また、幼稚園に対する財源措置に関しても、全国統一の幼稚園設置基準を設定し、それに達している幼稚園は、公営、民営を問わず、教育財政支出から補助金を出すようにし、そうした面から公営、民営幼稚園全体の資質を高めていく努力が必要ではないか。

これらの面に関しては、たとえば日本の保育所運営の場合を参考例として示したい<sup>1)</sup>。日本では保育所運営費は（保育所は厚生労働省管轄であるが、幼稚園はその目的、理念、内容などから保育所に近い）、全国統一的な保育単価を設けて運営費の支弁基準としている。市町村はこの保育単価に基づいて、毎月保育所に対して運営費を支弁する。市町村はまた利用者からその負担能力に応じた保育料を徴収することができる。こうして、市町村から支弁された運営費から徴収された保育料を差し引いた残額に対して、国が5/10を、都道府県が2.5/10をそれぞれ負担するこ

とになっている。残りの2.5/10が最終的に市町村の負担となる。全体の割合で言えば、運営費の1/2は保育料、1/2が国・都道府県・市町村支出となる。保育料については応能負担の原則により、その世帯の所得税、市町村民税などの課税階層区分によって一定の基準額を定めた徴収基準が適用される。この徴収基準は、市町村が条例に基づいて自らの徴収基準を設けている。

また、運営費の支弁対象となるのは、公営、私営の別ではなく、「児童福祉施設最低基準」<sup>2)</sup>を満たし、認可されていることによる。もちろん、こうした日本の保育単価と保育料基準とのリンク制度にも問題がある。保育単価の内容が年々改善され、増額されることによって、保育料が増額され、家庭の負担も増大する。徴収基準の階層や地域によっては相当の家計負担となり、家計を圧迫している。しかし、国による基準の設定によって、低所得者から高所得者まで、全国一律の保育を受けることができる。

従来 of 枠組みからの変革を進めている中国の幼稚園の資質をより高め、中国の就学前全児童に対する公平な保育教育保障を実現するためにも、幼稚園のランクづけ管理から幼稚園全体の質を高める方策への転換、財源措置、保育教育費徴収方策の改善が求められる。

#### 4. 遊びの十分な保障

乳幼児の発達における遊びの役割は中国でも十分認識されており、「教育綱要」などでは、「遊びを主体とする。遊びの中に教育がある」ことが明確に示されている。がしかし実際には、自由に遊ばせることよりも、定められたコースの中で遊ぶことが多い。また、大半が一人っ子であることから、教師は事故を心配し、児童に身体を使った十分な遊びを保障できない面がある。

日常の大半を幼稚園で過ごす子どもにとって、帰宅後の十分な遊びは期待できないため、幼稚園在園中に思いきり身体を動かし遊ぶことが、健全な発達のために重要であると思われる。

現在、中国の市場経済は著しく拡大し、次第にグローバルな競争の中に巻き込まれており、世界的に活躍する人材が求められるようになってきている。両親あるいは血族が自分の子どもに高等教育を受けさせて、そのような環境に適應できる人物に育てたいとする欲求は非常に強まっている。しかし、現在中国の高等機関の数はごく少ない。そのような中で、幼稚園制度が整えられていくにつれて、幼稚園もまた親の教育競争に巻き込まれてきていると言える。義務教育段階から激しい競争が始まるが、それを反映して幼稚園でも教育が重視されるようになってきている。たとえば英語教育やコンピュータ教育を組み込んでいる幼稚園は、たとえ費用が高くとも応募者が絶えないといわれる。しかし幼稚園には託児、保育という重要な機能も付託されているのであり、この面の抑圧は決してよい人間的教育効果をあげるとは思われない。

幼稚園において遊びが十分に保障される環境を就学年齢前児童に提供することは、児童個々人の心と身体に対して一生の基本的土台を築くものである。同時に、豊かな社会主義的社会を理想とする中国にとって、心豊かな、健康で、知的欲求に富んだ個人を育むことこそが理想社会実現のための最短距離であろう。やむを得ず一人っ子政策をとらざるを得ない中国では、幼児期の集団の中での十分な遊びの保障をこそ就学前保育教育の柱とすべきであろう。

#### 5. 地域の需要に応える幼稚園づくり

北京市の家庭託児所、遊びグループの調査でも明らかなように、地域では、幼稚園に対してさまざまな要求を抱えている。特に幼稚園行政施策外に沈黙し潜在化しかねない低所得層に対する行政政策は重要である。

就学前教育は学校教育制度の一環として位置づけられており、就学前全児童に対する公平な保育教育環境の整備が必要である。現在増えつつある低所得者、長時間労働者、移動労働者などの多様な需要にそった保育教育体制を整えなければならない。教師集団のボランティア的活動や地域有志による通常8時間、特殊な場合24時間の保育の提供（寄宿制以外に）、親をも対象とする保育スクールの実施などが少しずつ広がりを見せているが、こうした地域が最も必要としている保育教育活動は、今後重要性を増すものと思われる。

視点を変えれば、このような地域や親の要求に対して、幼稚園あるいは教師集団などが積極的に関わっていくことは、保育教育の理論と実践の上に、重要な意味をもつと言える。地域や親の実態に即した保育教育を模索することで、いままでとは異なった理論を構築する必要に迫られるかもしれない。それはまた幼稚園教育や教師資質を高めることにも結びついていく。

さらにそうした活動を大切に育てつつ、各幼稚園の網の目から落ちこぼれている就学前児童に対する保育教育網の整備、就学前児童の保育教育に関心のない親への教育などの政策的配慮もまた、市場経済を深めつつ社会主義社会、社会主義的人間教育を追求している中国にとって、解決しなければならない本質的な問題であろう。

職場の幼稚園の減少が展望される現在、居住地域にあり、地域や親が参加し、教師集団とともに就学前児童を育みつつ親や教師や地域もまた成長する、そのような観点を包摂した幼稚園行政が望まれる。

## 注

- 1) 坂茂, 枅尾勲, 小玉武俊編『新版保育行政』チャイルド本社, 1989年, 63-81頁
- 2) 「児童福祉施設最低基準」は、「児童福祉法」(1947年)第45条を受けて1948年に制定された。入所児童が、明るく、衛生的な環境下で心身ともに健全に育成されることを保障する場にふさわしい、必要最低限度の施設設備について示した基準で、保育所もこの基準を満たすことが義務づけられている。

## 第3節 総括

### 1. 結論

本論文は、中国の現在進行中の幼稚園改革を分析したものである。中国では社会主義計画経済から、大躍進期および文化大革命期の混乱を経て、社会主義市場経済への大転換が行なわれた。それにともなって、国営企業や事業所に附設されていた託児所や幼稚園は、その経営管理形態を大きく変革しなければならなかった。

社会主義計画経済の下では、託児所や幼稚園は、女性の解放、労働への参加、および児童の集団保育教育という理念の下に、各企業や事業所の下に当然のこととして設置され運営されていた。市場経済政策が導入された当初は、各企業、事業所は経営自主権を付与されたことによって、従業員の福利施設としての附設幼稚園に対しても資源を回すことが多く、文化大革命で混乱に陥っていた幼稚園はその数や収容児童数を増加させた。

しかし市場経済政策が本格的に発動されると、国有企業は自立化と経営合理化を図ることとなり、企業負担と感じられるようになった附設幼稚園の閉鎖や分離が行なわれるようになった。また社会主義の理念の下に、農村に設けられていた形ばかりの幼稚園もまた整理統合、閉鎖が相次いだ。1980年代後半からその効果を現わし始めた一人っ子政策の定着による入園児童数の減少が、それを後押しした。

児童数の減少は幼稚園の一定程度の閉鎖統合の理由ではあったものの、長く幼児の集団保育教育と女性の労働参加を支えてきた社会主義的財産である幼稚園を過度に消滅させることはできなかった。幼稚園を市場経済政策の展開と整合的に維持し、また保育教育内容や施設設備の質的向上を図るためには、従来の国有、あるいは国家的統制をはずされて順調な拡大発展を続けている経済社会の力いわゆる社会力量をできる限り動員する必要があった。こうして幼稚園の独立採算＝自収自支、民営化が積極的に進められることとなるが、そのためには幼稚園経営経費の利用者への転換が避けられぬこととなり、幼稚園のランクづけに応じた保育教育費の徴収方針が定着していった。また幼稚園配置の職場から居住地域への転換が必要となった。

邓小平の指導によって市場経済が本格化してくると、著しい経済的な発展の反面で市場経済特有の矛盾もまた出現してきた。競争による優勝劣敗、所得格差の拡大や失業などである。幼稚園が次第に市場経済の諸法則にのっとりながら経営されるようになってくると、そこにも幼稚園間の激しい競争が生じ、それは幼稚園設備や保育教育の質的向上を促した反面で、よい幼稚園には高い徴収費が当然とされ、幼稚園格差が顕在化してきたのである。しかし教育部も地方の教育局も、今のところ幼稚園民営化方針を強化する一方で、その肯定的側面を重視しており、格差拡大や、所得が低いために事実上幼稚園にやれない親の問題などには手をつけていない。

先進資本主義国では、市場経済の長い歴史的な経験を経て、教育や福祉における市場経済の弱点を国家社会の力を用いて手直ししており、各種の法律によって、乳幼児の保育教育にあたってはその健全発達のために必要な施設設備や教職員の最低の基準を設け、また保育教育費についても最高額を設定する反面、所得が低いために保育教育が受けられぬことがないように、低所得者に対する減免措置が備えられている。また保育教育の内容についても、厚生労働省と文部科学省が基準を定め、必要に応じて指導している。

中国の場合、幼稚園の民営化は幼稚園間に大きな格差をもたらし、過度な競争は教職員の雇用の不安定化を招き、また教育優先に見られるように幼児保育教育内容を歪めているが、これらがそのまま放置されるとは考えられない。北京市など地方教育行政は各種の条例を制定中であり、地域が幼稚園行政に責任を持つ場合の諸基準をより具体的なものとしている。また師範大学研究者、教師集団、地域父母有志などによる、地域住民の実情を反映する様々な乳幼児の保育と教育の試みが出現しつつある。やがて全就学前児童を対象とする平等な健全発達のための諸方策が具体化していくであろう。

## 2. 今後の課題

本論文では、社会主義計画経済から社会主義市場経済への転換とともに進められてきた中国の幼稚園経営体制改革、単位附属幼稚園から独立採算民営幼稚園への転換と地域への責任委譲が、どのような経過を経て行なわれてきたか、また行なわれつつあるかを見てきた。新しい幼稚園はその経営の安定と教育内容、施設・設備の質的向上のために努力しており、見るべき成果を収めているが、反面では幼稚園の保育教育の中に乳幼児の健全な人間的発達に支障を来すと思われる不平等が持ち込まれ、また地域によってはその所得の制約ともあいまって、希望する幼稚園に児童を入園させることができず、女性の就労の妨げとなっている場合が多々あることも明らかとなった。しかし少数ではあるが、地域の住民の要請に応えようとする先進的な試みも見られるようになっている。

過渡的な状況にある中国における保育教育の進展を見守り、児童の健全発達と女性の社会参加

がどのように保障されていくことになるのかを見極めること、また就学前保育教育分野で日本および他の諸国との比較研究を進めていくことが今後の課題として重要であると考えている。

## 資料

## 幼稚園行政に関する法規・通達

はじめに	112
中华人民共和国教育法（中華人民共和國教育法）	114
幼儿园工作规程（幼稚園業務規程）	122
幼儿园管理条例（幼稚園管理條例）	130
幼儿园教育指导纲要（试行）（幼稚園教育指導綱要（試行））	134
基础课程改革纲要（试行）（抜粋）（基礎課程改革綱要（試行）（抜粋））	142
教师资格条例（教師資格條例）	143
社会力量办学条例（社会各界の力による学校経営條例）	147
中华人民共和国民办教育促进法（中華人民共和國民營教育促進法）	153
北京市学前教育条例（北京市就学前教育條例）	160
幼稚園体制改革の試験的業務に関する意見（北京市）	164
辽宁省幼儿园管理实施办法（遼寧省幼稚園管理實施方法）	167
沈阳市托幼工作管理规定（瀋陽市託幼業務管理規定）	170
国家教委，国家计委，财政部，人事部，劳动部，建设部，卫生部，物价局 关于加强幼儿教育工作的意见（国家教育委員会，国家計画委員会，財政部， 人事部，労働部，建設部，衛生部，物価局の幼児教育業務強化に関する意見）	175
幼児教育改革と発展に関する指導意見	180
中华人民共和国妇女权益保障法（抜粋）（中華人民共和國婦女權益保障法 （抜粋））	186

## はじめに

中国は広大な国土と人口を有する国家である。幼稚園事業経営については、国家統一的な法規、通達などに基づいて、各地区で実施されている。さらに、地方政府は国家法規、通達を基本として、各地域の実際に即した条例、規定などを策定し、各種業務を遂行している。中国の幼稚園行政を把握する上に、基本的な幼稚園行政に関する法規、通達を理解することが重要であると考え、ここに資料として掲載した。

114 頁から 146 頁までは幼稚園の基本的な位置づけ、業務内容、管理方法、教育指導内容、教師

資格に関する法規・通達を取り上げた。147 頁から 159 頁までは、幼稚園経営への民間諸力導入に関する法規を取り上げた。160 頁から 174 頁までは、地方行政による幼稚園法規・通達（北京市，遼寧省，瀋陽市）を取り上げた。175 頁以降は、幼稚園業務強化，今後の幼稚園行政の展開に関する意見，最後に，女性の権益保護に関する法規を取り上げた。

# 中华人民共和国教育法

## (中華人民共和国教育法)

1995年3月18日第8期全国人民代表大会第3回会議通過中華人民共和国主席令第45号発布

1995年9月1日施行

### 第1章 総則

- 第1条** 教育事業を發展させ、全民族の素質を高め、社会主義物質文明および精神文明建設を促進するために、憲法に基づいて本法律を制定する。
- 第2条** 中華人民共和国国内の各段階各種類の教育に、本法律を適用する。
- 第3条** 国家はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想および中国的特色のある社会主義理論を指導として建設することを堅持し、憲法が定めた基本原則に従い、社会主義教育事業を發展させる。
- 第4条** 教育は社会主義現代化建設の基礎であり、国家は教育事業の優先的な發展を保障する。全社会は教育事業の發展に関心を持ち支持しなければならない。  
全社会は教師を尊重しなければならない。
- 第5条** 教育は社会主義現代化建設に奉仕しなければならない、生産労働と互いに結合しなければならない。徳・知・体などの面で全面的に發達した社会主義事業の建設者および後継者を養成しなければならない。
- 第6条** 国家は教育を受ける者に、愛国主義、集団主義、社会主義教育を行い、理想、道德、規律、法制、国防および民族団結教育を行う。
- 第7条** 教育は中華民族の優秀な歴史文化の伝統を継承および發揚し、人類文明發展のすべての優秀な成果を吸収しなければならない。
- 第8条** 教育活動は国家および社会の公共の利益と合致しなければならない。国家は教育と宗教を分離する。いかなる組織および個人も宗教を利用して国家教育制度の活動を妨害してはならない。
- 第9条** 中華人民共和国公民は教育を受ける権利および義務を有する。  
公民は民族、種族、性別、職業、財産状況、宗教信仰などによって分け隔てされることなく法に基づいて平等の教育を受ける機会を有する。
- 第10条** 国家は各少数民族の特性および要求に基づいて、各少数民族地区の教育事業の發展を支援する。  
国家は辺境の貧困地区を扶助し教育事業を發展させる。  
国家は障害者教育事業を扶助し發展させる。
- 第11条** 国家は社会主義市場經濟の發展および社会進歩の要求に適応し、教育改革を推進し、各段階各種類の教育の協調的發展を促進し、生涯教育体系を確立し、完全にする。国家は科学教育研究を支持し奨励しかつ組織して、科学教育研究の成果を普及し、教育の質の向上を促進する。
- 第12条** 漢言語文字を学校およびその他の教育機関の基本教学言語文字とする。少数民族の学生を主体とする学校およびその他の教育機関は、その民族あるいは当地の民族に通用する言語文字を使用して教育を行ってもよい。



学校およびその他の教育機関は教育を行い、全国に通用する共通語および標準文字使用を普及しなければならない。

**第 13 条** 国家は教育事業の発展に対して特に際立った貢献をした組織および個人に対しこれを表彰する。

**第 14 条** 國務院（日本の内閣にあたる）および地方各級人民政府（地方各自治体）は、分級管理に基づいて業務を分担し責任を負うことを原則とし、教育業務を指導し管理する。

中等および中等以下の教育は、國務院指導のもとで地方人民政府が管理する。

高等教育は國務院および省、自治区、直轄市人民政府が管理する。

**第 15 条** 國務院教育行政部門は、全国教育業務を主管し、統一して計画按配し、全国の教育事業を協調して管理する。

県級以上の地方各級人民政府教育行政部門は、その行政区内の教育業務を主管する。

県級以上の各級人民政府その他の関連部門は、各自の職責の範囲内で関連する教育業務に責任を負う。

**第 16 条** 國務院および県級以上の地方の各級人民政府は、その級の人民代表大会あるいはその常務委員会に対して、教育業務および教育経費予算、決算状況を報告し、監督を受けなければならない。

## 第 2 章 教育基本制度

**第 17 条** 国家は就学前教育、初等教育、中等教育、高等教育の学校教育制度を実施する。

国家は科学的な学制制度を確立する。学制制度内の学校およびその他の教育機関の設置、教育形式、就業年限、募集対象、養成目標などは、國務院あるいは國務院が権利を与えた教育行政部門が規定する。

**第 18 条** 国家は 9 年制の義務教育制度を実施する。

各級人民政府は各種措置をとり、適齢児童、少年の就学を保障する。

適齢児童、少年の父母あるいはその他の後見人および関係する社会組織と個人は、適齢児童、少年に規定年限の義務教育を受けさせ、かつ達成させる義務がある。

**第 19 条** 国家は職業教育制度および成人教育制度を実施する。

各級人民政府、関連する行政部門および企業・事業組織は、公民が職業学校教育を受ける、あるいは各種形式の職業養成訓練を受けることを発展させかつ保障する措置をとらなければならない。

国家は多種形式の成人教育が発展することを奨励し、公民に適切な形式の政治、経済、文化、科学、技術、職業教育および生涯教育を受けさせる。

**第 20 条** 国家は国家教育試験制度を実施する。

国家教育試験は國務院教育行政部門が種類を確定する。また国家の許可によって教育試験を実施する機関を請負う。

**第 21 条** 国家は学業証書制度を実施する。

国家の承認を経て設立あるいは認可された学校およびその他の教育機関は、国家の関連規定に基づいて、学歴証書あるいはその他の学業証書を授与する。

**第 22 条** 国家は学位制度を実施する。

学位授与機関は法に基づき、一定の学術水準あるいは専門技術水準に到達した者に対して、

相応の学位を授け、学位証書を授与する。

**第23条** 各級人民政府、末端の大衆性自治組織および企業・事業組織は、各種の措置をとり、非識字者を一掃する教育事業を発展させなければならない。

**第24条** 国家は教育監督指導制度と学校およびその他の教育機関の教育評価制度を実施する。

### 第3章 学校およびその他の教育機関

**第25条** 国家は教育発展計画を策定し、併せて学校およびその他の教育機関を設立する。

国家は企業・事業組織、社会团体、その他の社会組織および公民個人が、法に基づいて学校およびその他の教育機関を設立することを奨励する。

いかなる組織および個人も、営利目的をもって学校およびその他の教育機関を設立してはならない。

**第26条** 学校およびその他の教育機関の設立は、下記の基本条件を備えなければならない。

- (1) 組織機構および規則を有すること
- (2) 基準にあった教師を準備すること
- (3) 規定水準に合致する教学場所および施設、設備などを有すること
- (4) 必ず学校運営資金および安定的な経費調達源を有すること。

**第27条** 学校およびその他の教育機関の設立、変更および停止は、国家の関連規定に基づいて審査、認可の処理をし、登記あるいは記録手続きをとらなければならない。

**第28条** 学校およびその他の教育機関は下記の権利を行使する。

- (1) 規則に基づいて自主管理する
- (2) 教育教学活動を組織運営する
- (3) 学生あるいはその他教育を受ける者を募集する
- (4) 教育を受ける者に対して学籍管理を行い、表彰あるいは処分を行う
- (5) 教育を受ける者に対して相応の学業証書を授与する
- (6) 教師および他の職員を招聘任命し、表彰あるいは処分を行う
- (7) 本機関単位の施設および経費を管理し使用する
- (8) いかなる組織および個人も、教育教学活動の非合法的干渉に対しては拒否する
- (9) 法律、法規が規定するその他の諸権利。

国家が保護する学校およびその他の教育機関の合法権益は、その権利を侵犯されない。

**第29条** 学校およびその他の教育機関は下記の義務を履行しなければならない。

- (1) 法律、法規を遵守する
- (2) 国家の教育方針を貫徹し、国家の教育教学基準を履行し、教育教学の質を保証する
- (3) 教育を受ける者、教師およびその他の職員の合法的権益を擁護する
- (4) 適切な方法で、教育を受ける者およびその後見人が、教育を受ける者の学業成績およびその他関連する状況を理解するための便宜を提供する
- (5) 国家の関連規定に基づいて費用を徴収しかつ徴収費項目を公開する
- (6) 法に基づいて監督を受ける。

**第30条** 学校およびその他の教育機関の設立者は、国家の関連規定に基づいて学校設立の場所あるいはその他の教育機関の管理体制を確立する。

学校およびその他の教育機関の校長あるいは主要な運営責任者は、必ず中華人民共和国国籍

を有し、中国国内に定住し、また国家が規定する勤務条件である公民担任を備え、その任免は国家の関連規定に基づいて処理されなければならない。学校の教育およびその他の運営管理は、校長がその責任を負う。

学校およびその他の教育機関は、国家の関連規定に基づいて、教師を主体とする教職員代表大会などの組織形式を通じて、教職員に民主的管理および監督に参加することを保障する。

**第 31 条** 学校およびその他の教育機関が法人としての条件を備えた場合、設立認可あるいは登記登録をした日から法人資格を取得する。

学校およびその他の教育機関は民事活動上は法に基づいて民事の権利を有しており、民事責任を引き受ける。

学校およびその他の教育機関のなかで、国有資産は国家所有に属する。

学校およびその他の教育機関が設立した学校経営産業は、独立して民事責任を引き受ける。

#### 第 4 章 教師およびその他の教育職員

**第 32 条** 教師は法律に規定された権利を享有し、法律が規定する義務を履行し、国民の教育事業に忠誠を尽くす。

**第 33 条** 国家は教師の合法的權益を保護し、教師の勤務条件および生活条件を改善し、教師の社会的地位を高める。

教師の賃金報酬、福利待遇は、法律・法規の規定に基づいて処理する。

**第 34 条** 国家は教師資格制度、職務招聘任命制度を実施し、審査、表彰、養成および訓練を通して教師の資質を高め、教師陣の形成を強化する。

**第 35 条** 学校およびその他の教育機関内の管理職員については、教育職員制度を実施する。

学校およびその他の教育機関内の教学補助職員およびその他の専門技術職員については、専門技術職務招聘任命制度を実施する。

#### 第 5 章 教育を受ける者

**第 36 条** 教育を受ける者は、入学、進学、就職などの面において、法に基づき平等な権利を享有する。

学校および関連行政部門は、国家の関連規定に基づいて、女子の入学、進学、就職、学位授与、留学派遣などの方面で男子と平等の権利を保障しなければならない。

**第 37 条** 国家、社会は、入学条件を満たしている家庭経済の困難な児童、少年、青年に対し各種形式の経済援助を提供する。

**第 38 条** 国家、社会、学校およびその他の教育機関は、障害者の心身の特性とその要求に基づいて教育を実施しなければならない。またそのために彼らに援助と便宜を提供しなければならない。

**第 39 条** 国家、社会、家庭、学校およびその他の教育機関は、違法犯罪行為を行った未成年者のために、教育を受ける条件を創出しなければならない。

**第 40 条** 従業者は、法に基づいて職業訓練を受けたり、教育を継続する権利および義務を有している。

国家機関、企業・事業組織およびその他の社会組織は、その単位の職員・労働者の学習および訓練のために条件と便宜を提供しなければならない。

**第41条** 国家は学校およびその他の教育機関、社会組織が、公民が生涯教育を受けるための条件を創出する措置をとることを奨励する。

**第42条** 教育を受ける者は下記の権利を享有する。

- (1) 教育教学計画を按配した各種活動に参加し、教育教学施設・設備、図書資料を使用する
- (2) 国家の関連規定に基づいて、奨学金、貸学金、助学金を獲得する
- (3) 学業成績および品行において公正な評価を獲得した上で、規定の学業を達成した後に、相応の学業証書、学位証書を獲得する
- (4) 学校が与えた処分に対する不服は、関連部門に上告し、その人身権、財産権などの合法権益を侵した学校、教師に対して、上告あるいは法に基づいた訴訟をおこす
- (5) 法律、法規が規定するその他の諸権利。

**第43条** 教育を受ける者は下記の義務を履行しなければならない

- (1) 法律・法規を遵守すること
- (2) 学生としての行為、規範を遵守し、教師を尊敬し、良好な思想、良好な道徳心、および行為習慣を養うこと
- (3) 学習に努め、規定の学習任務を達成すること
- (4) 所属する学校あるいはその他の教育機関の管理制度を遵守すること。

**第44条** 教育、体育、衛生行政部門と学校およびその他の教育機関は、体育、衛生保健施設を完全にし、学生の心身の健康を保護しなければならない。

## 第6章 教育と社会

**第45条** 国家機関、軍隊、企業・事業組織、社会団体およびその他の社会組織と個人は、法に基づいて児童、少年、青年学生の心身の健全な成長のために良好な社会環境を創造しなければならない。

**第46条** 国家は、企業・事業組織、社会団体およびその他の社会組織と大学、中等職業学校が、教学、科学研究、技術開発および普及などの面で多種形式の協力を進めることを奨励する。

企業・事業組織、社会団体およびその他の社会組織と個人は、適切な形式を通じて学校建設を支援し、学校管理に参加することができる。

**第47条** 国家機関、軍隊、企業・事業組織およびその他の社会組織は、学校組織の学生の実習、社会実践活動のために、援助および便宜を提供しなければならない。

**第48条** 学校およびその他の教育機関は、正常な教育教学活動に影響をおよぼさないという前提のもとに、積極的にその地域の社会公益活動に参加しなければならない。

**第49条** 未成年者の父母あるいはその後見人は、その未成年子女あるいはその他の被後見人が教育を受けるために、必要な条件を提供しなければならない。

未成年者の父母あるいはその他の後見人は、学校およびその他の教育機関と協力して、その未成年子女あるいはその他の被後見人に対して教育を行わなければならない。

学校、教師は学生の保護者に対して、家庭教育指導を提供することができる。

**第50条** 図書館、博物館、科学技術館、文化館、美術館、体育館（場）など社会公共の文化体育施設さらに歴史文化旧跡および革命記念館（地）は、教師、学生を招待し、教育を受ける者のために、教育の便宜を提供しなければならない。

ラジオ・テレビ放送局は、教育番組を開設し、教育を受ける者の思想、良好な道徳的行為、

文化および科学技術の資質が向上するよう促進しなければならない。

**第 51 条** 国家、社会は、未成年者に対して校外教育を行う施設を建設し発展させる。

学校およびその他の教育機関と末端の大衆性自治組織、企業・事業組織、社会团体は、相互に協力しあって、未成年者に対する校外教育活動を強化しなければならない。

**第 52 条** 国家は社会团体、社会文化機関およびその他の社会組織と個人が、教育を受ける者の心身健康にとって有益な社会文化教育活動を展開することを特に奨励する。

### 第 7 章 教育に対する投入と条件の保障

**第 53 条** 国家は財政支出を主とし、その他の多種経路での教育経費調達を補足的体制として確立し、逐次教育に対する投入を増加し、国家が設立して運営する学校の教育経費の安定的な出所を保証する。

企業・事業組織、社会团体およびその他の社会組織と個人が法に基づいて設立した学校およびその他の教育機関は、学校運営経費を設立者が責任をもって調達する。各級人民政府は適当な支援を与えることができる。

**第 54 条** 国民総生産割合に占める国家財政性教育経費の支出は、国民経済の発展および財政収入の増大にしたがって次第に引き上げていかなければならない。具体的な割合および実施順序は国務院の規定による。

全国各級の財政支出総額のなかで教育支出の占める割合は、国民経済の発展にしたがって、次第に引き上げていかなければならない。

**第 55 条** 各級人民政府の教育経費支出は、事権（事を処理する権利）および財政権の相互統一の原則に基づいて、財政予算の中で単独項目である。

各級人民政府の教育財政配分は、財政の経常性収入の増加によって増大していかなければならない。また在校学生の平均的教育費用が次第に増加していくことから、教師の賃金および学生 1 人当たりの公用経費が徐々に増加するよう保証しなければならない。

**第 56 条** 国務院および県級以上の地方各級人民政府は、教育専項資金を設立し、辺境貧困地域、少数民族地域を重点的に扶助し、義務教育を実施しなければならない。

**第 57 条** 税務機関は法に基づいて十分な額の教育附加費を徴収し、教育行政部門が統括管理して主として義務教育を実施するために用いる。

省、自治区、直轄市人民政府は国務院の関連規定に基づいて、教育に用いる地方附加費の徴収開始決定をすることができる。特別支出金はその目的にのみ使用する。

農村、郷は教育附加費を統一して計画按配し、郷人民政府が管理し、その郷の範囲内の郷・村両レベルの教育事業に使用する。農村教育附加費は郷が統一して計画按配するが、具体的な割合および具体的な管理方法は省、自治区、直轄市人民政府規定による。

**第 58 条** 国家は特別優遇措置をとり、正常な教育教学に影響を与えないという前提のもとで、学生が一定期間生産労働に参加し、その収入を学校の経費にあてたり、また社会奉仕を展開し、学校経営産業を設立することを奨励し支援する。

**第 59 条** 県級人民政府の認可を経て、郷、民族郷、鎮人民政府は、自由意思による参加と自らの能力相応の原則に基づいて、その行政区域内で学校運営資金を集めてもよいが、その資金は、義務教育学校の危険な教室の改造や修繕、校舎の新築のために運用し、他のことに流用してはならない。

**第60条** 国家は国内、国外社会組織および個人の学校支援のための寄付を奨励する。

**第61条** 国家財政性教育経費、教育に対する社会組織および個人の寄贈は、必ず教育に使用し、流用したり上前を取ってはならない。

**第62条** 国家は金融、銀行の貸付手段を運用することを奨励して教育事業の発展を支援する。

**第63条** 各級人民政府およびその教育行政部門は、学校その他の教育機関の教育経費の監督管理を強化し、教育投資效益を高めなければならない。

**第64条** 地方各級人民政府およびその関連行政部門は、学校の基本建設を都市と農村の建設計画に入れ、学校の基本建設用地および必要な物資を統括して按配し、国家関連規定に基づいて優先、優遇措置政策を実施しなければならない。

**第65条** 各級人民政府は教科書および教学用図書資料の出版発行に対して、教学器械、設備の生産および供給に対して、学校教育教学および科学研究に使用する図書資料、教学器械、設備の輸入に対して、国家の関連規定に基づいて優先して特別優遇政策を実施する。

**第66条** 県級以上の人民政府は衛星テレビ教育およびその他近代化教学手段を発展させなければならない。関連行政部門は優先的に按配し、扶助を与えなければならない。

国家は学校およびその他の教育機関が、近代化教学手段を運用し普及することを特に奨励する。

## 第8章 教育の対外交流と協力

**第67条** 国家は教育の対外交流と協力関係が発展することを奨励する。

教育の対外交流と協力関係は、独立自主、平等互惠、相互尊重の原則を堅持し、中国の法律に違反してはならず、国家主権、安全および社会公共利益に損害を与えてはならない。

**第68条** 中国国内の公民の留学、研究、学術交流あるいは教員勤務による出国は、国家の関連規定に基づいて処理するものとする。

**第69条** 中国国外の個人は国家规定の条件および関連手続きを処理した後、中国国内の学校およびその他の教育機関に入り、学習、研究、学術交流を進めたり、あるいは教員を務めてもよい。その合法権益は国家の保護を受ける。

**第70条** 中国は国外教育機関発行の学位証書、学歴証書およびその他の学業証書の認定に対しては、中華人民共和国が締結あるいは加入している国際条約に基づいて処理する。あるいは国家の関連規定に基づいて処理するものとする。

## 第9章 法律責任

**第71条** 国家の関連規定に違反する予算審議に基づかない教育経費支出は、同級人民政府が期限をきって突き合わせる。経緯が重大である場合は、直接責任主管者およびその他の責任者に対し、法に基づいて行政処分をする。

国家の財政制度、財務制度に違反して教育経費を流用したり、上前を取った場合は、上級機関が期限をきって流用、上前を取った経費を責任をもって返還させ、併せて直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して、法に基づいた行政処分をする。いわゆる犯罪行為がある場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

**第72条** 共謀して争いをしかけ、言いがかりをつけてトラブルを引き起こし、学校およびその他の教育機関の教育教学秩序を乱し、あるいは校舎、グラウンドおよびその他の財産を破壊した場合、公安機関が治安管理処罰を与える。いわゆる犯罪行為がある場合は、法に基づいて刑

事責任を追及する。

学校およびその他の教育機関の校舎、グラウンドおよびその他の財産に侵入し占拠した場合は、法に基づいて民事責任を負う。

**第 73 条** 校舎あるいは教育教学施設に危険があることを明らかに知っていながら措置をとらず、人員の死傷あるいは重大な財産の損失を引き起こした場合、直接責任主管者およびその他の直接責任者に対し、法に基づいて刑事責任を追及する。

**第 74 条** 国家の関連規定に違反して、学校あるいはその他の教育機関から費用を徴収した場合、政府が責任をもって徴収した費用を返還させる。直接責任主管者およびその他の直接責任者に対し、法に基づいて行政処分をする。

**第 75 条** 国家の関連規定に違反して、学校あるいはその他の教育機関を設立した場合、教育行政部門が取り消しをする。違法所得がある場合、違法所得は没収する。直接責任主管者およびその他の直接責任者に対し、法に基づいて行政処分をする。

**第 76 条** 国家の関連規定に違反して学生を募集した場合、教育行政部門が責任をもって募集した学生を帰還させ、徴収した費用を返却させる。直接責任主管者およびその他の直接責任者に対し、法に基づいて行政処分をする。

**第 77 条** 学生募集業務において情実にとらわれて不正行為をした場合、教育行政部門が責任をもって募集した学生を帰還させる。直接責任主管者およびその他の直接責任者に対し法に基づいて行政処分をする。いわゆる犯罪行為に対しては法に基づいて刑事責任を追及する。

**第 78 条** 学校およびその他の教育機関が国家の関連規定に違反して教育を受ける者から費用を徴収した場合、教育行政部門は責任をもって徴収費用を返還させる。直接責任主管者およびその他の直接責任者に対し、法に基づいて行政処分をする。

**第 79 条** 国家教育試験中に不正行為があった場合、教育行政部門が試験の無効を宣言する。直接責任主管者およびその他の直接責任者に対し、法に基づいて行政処分をする。

非合法的な国家教育試験を行った場合、教育行政部門が試験の無効を宣言する。違法所得があった場合、違法所得を没収する。直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対し、法に基づいて行政処分をする。

**第 80 条** 本法律の規定に違反して、学位証書、学歴証書、あるいはその他の学業証書を発行した場合、教育行政部門が証書の無効を宣言し責任をもって回収あるいは没収する。違法所得がある場合は違法所得を没収する。経緯が重大である場合はその発行した証書の資格を取り消す。

**第 81 条** 本法律の規定に違反して教師、教育を受ける者、学校あるいはその他の教育機関の合法権益を侵犯し、損失、損害をもたらした場合は、法に基づいて民事責任を負わなければならない。

## 第 10 章 附則

**第 82 条** 中央軍事委員会による軍事学校教育は本法律の原則規定に基づく。

宗教学校教育は國務院の別行規定による。

**第 83 条** 国外の組織および個人の中国国内における学校経営および共同学校経営の方法は、國務院規定による。

**第 84 条** 本法律は 1995 年 9 月 1 日から施行する。

# 幼稚園工作規程

## (幼稚園業務規程)

(1996年3月9日国家教育委員会令第25号発布)

### 第1章 総則

**第1条** 幼稚園に対する科学的な管理を強化して、保育および教育内容の向上を図るため、「中華人民共和国教育法」(「中華人民共和国教育法」)に基づいて本規程を制定する。

**第2条** 幼稚園は満3歳以上小学校入学年齢に達するまでの幼児に対し、保育および教育を実施する機構であって、基礎教育の有機的な組成部分であり、学校教育制度の基礎的段階である。

**第3条** 幼稚園の役割は次の通りである。すなわち保育と教育が一体であるとの原則に基づき、幼児に対して体・知・徳・美など各分野において全面的な発達教育を実施することにより、その心身の調和的な発達を促進することにある。

幼稚園は同時に、保護者が仕事、学習に参加するために便利な条件を提供する。

**第4条** 幼稚園の適齢児は、満3歳から6歳(あるいは7歳)までの者とする。

幼稚園は普通は3年制とするが、1年制あるいは2年制の幼稚園を設置することもできる。

**第5条** 幼稚園における保育および教育についての主な目的は次の通りである。幼児の身体の正常な発育とその機能の調和のとれた発達を促進し、体位を向上させ、良好な生活習慣や衛生習慣を育成するとともに、体育活動への関心・興味を育てあげる。

幼児が感覚器官を正常に働かせたり、言語交流を図るうえでの基本的能力を発達させ、環境に対する認識を旺盛にして、意義のある意欲および知的欲求を育み、初歩的なやる気を起こす能力を育成して、知力を発達させる。

幼児に対し郷土愛・愛国心・集団愛・労働愛・科学心を芽生えさせ、誠実・自信・よく質問する・友情・勇敢・公共物愛護、困難克服・礼儀・規律の遵守など、良好な道徳的行為、習慣を育成するとともに、明朗活発な性格を育成する。

幼児に対し、美的感情および美的表現や能力などについて、基本的な感覚を芽生えさせる。

**第6条** 幼児を尊重し、愛護し、虐待・差別・体罰および形を変えた体罰や、園児の人格を侮辱したり園児の心身の健康を損なう行為を厳禁する。

**第7条** 幼稚園はこれを分けて全日制・半日制・定時制・季節制および寄宿制などとすることができる。上述の設置形式は、それぞれ単独で設置してもよいし、複合で設置してもよい。

### 第2章 園児募集およびクラス編成

**第8条** 幼稚園は毎年秋に園児を募集する。秋以外であっても欠員が生じた場合には、随時補充募集することができる。

幼稚園は、烈士(革命など正義のために犠牲になった人)の子女・家に世話をする人のいない障害者の子女・単親のみの子女などの入園については、特に配慮しなければならない。

**第9条** 企業・事業組織および機関・団体・部隊の設立による幼稚園については、これら本来の職員・従業員の子を受け入れるほか、一定条件のもとに一般社会にこれを開放し、近隣住民の子女を入園させなければならない。

**第10条** 幼児は入園前に、衛生部門が制定した保健衛生制度に基づいて身体検査を行わなけれ



ばならない。合格者についてのみ入園することができる。

幼児の入園については、身体検査を行うことを除いては、いかなる形式の試験あるいは調査もこれを厳禁する。

**第 11 条** 幼稚園の規模については、幼児の心身の健康のためになり、管理上適切であることを原則とし、過大な規模となってはならない。

幼稚園における各クラス幼児数は、一般的に次の通りとする。

年少組（満3歳－4歳）は25人、年中組（満4歳－5歳）は30人、年長組（満5歳－6歳あるいは7歳）は35人、混合クラスは30人、就学前幼児クラス（学前幼児班）は40人を超えてはならない。

寄宿制幼稚園の各クラス幼児数は適宜減らす。

幼稚園は年齢別にクラス編成をしてもよいし、また混合クラスを編成してもよい。

### 第 3 章 幼稚園での保健衛生

**第 12 条** 幼稚園においては、幼児の生理および心理上の面からの保健衛生活動を、確実かつ適切に実施しなければならない。

幼稚園においては、衛生部（日本の厚生労働省にあたる）が公布した「託児所、幼稚園の保健衛生制度」とその他の関連法規、規定および制度を厳格に履行しなければならない。

**第 13 条** 幼稚園においては、幼児の1日の生活のなかに、合理的な休息時間のある制度を定めなければならない。食事と食事の間隔は、3時間半以上とする。幼児の戸外活動時間については、通常は2時間以上とし、寄宿制幼稚園は戸外活動時間を3時間以上とするが、寒冷地および高温地にある場合は、適宜これを増減してもよい。

**第 14 条** 幼稚園においては、幼児健康検査制度および園児健康カードまたは健康関係文書を整備しなければならない。年1回は身体検査、半年に1回は身長測定と視力検査、四半期に1回体重測定をそれぞれ実施するほか、幼児の身体の発達状況について定期的に分析し、評価を行うものとする。

幼児の口腔衛生には特に注意するほか、視力の保護には十分注意しなければならない。

**第 15 条** 幼稚園においては、衛生消毒制度や病児隔離制度を確立し、積極的かつ計画的な免疫活動や疾病予防、疾病治療活動を真剣に行わなければならない。

幼稚園内での喫煙はこれを厳禁する。

**第 16 条** 幼稚園においては、園舎・設備・消防・交通などについての安全保護やその点検制度を確立する。また食品や薬物などの管理および園児の送迎などの制度を確立し、各種の予想外の事故の発生を防止しなければならない。

幼児の安全教育の強化を図らなければならない。

**第 17 条** 給食を実施する幼稚園においては、幼児に適した給食を提供しなければならない。栄養バランスのとれた園児メニューを作り、幼児の給食摂取量および栄養素摂取量を定期的に計算し、分析しなければならない。

**第 18 条** 幼稚園においては、幼児の飲料水の供給を保証し、幼児用飲料水供給上の利便を整備しなければならない。

幼児に対して大小便についての良好な習慣を養い、幼児の大小便についての回数や時間などを制限してはならない。

**第19条** 幼児にふさわしい体育活動を積極的に推進し盛んにする。毎日の戸外体育活動は1時間より少なくしてはならない。冬期鍛練は特に強化する。

日光・空気・水などの自然的要素を十分に利用し、計画的に園児の皮膚を鍛え、身体を丈夫にして、適応性および抵抗能力の増強を図るものとする。

虚弱体質や障害のある幼児に対しては特別な世話をを行うものとする。

**第20条** 幼稚園においては、夏期には適切な防暑・冷房措置が必要であり、また冬季には適切な防寒・暖房の措置を必要とするが、それにより暑気あたりや凍傷を防止する。

#### 第4章 幼稚園の教育活動

**第21条** 幼稚園における教育活動は、原則として体・知・徳・美などの各方面が相互に作用しあって有機的に一体化したものである。

幼児の心身の発達法則に従い、また幼児の年齢特性に合わせて、個人の差異に十分注意して個人単位に教育を行うことにより、幼児各個人が健全に発達するよう指導する。

全幼児に目を向け、幼児を心から可愛がるなど、積極的な意気込みを啓発し教え導くといった直接的な教育を堅持する。

各方面の教育内容を合理的かつ総合的に組み合わせ、併せて幼児の1日の生活における各種活動の中に入れていくなど、種々な教育方法による相互作用を十分発揮するようにする。

創造と教育とに適応した良好な環境が、幼児に対して活動する機会や能力を表現する機会や条件を与えることになる。

遊びが基本的な活動であり、各種活動の中に教育が含まれている。

**第22条** 幼稚園における1日の活動は“動と静”からなっており、幼児の実践的活動を重視して、幼児に楽しく有益な自由活動を保証しなければならない。

**第23条** 幼稚園における日常生活体制は、実際から始め、必要とする合理的な習慣を確立していくようにする。一貫性や一緻性または柔軟性といった原則を堅持することによって、幼児に対し良好な習慣や基礎的自立能力を育成していく。

**第24条** 幼稚園における教育活動は、目的を持ち、また計画的に幼児のいきいきとした活発で自発的な活動を引き出す、多様式的な教育過程である。

教育活動の内容は、教育目的に基づいたものでなくてはならず、幼児の実質的レベルや興味については、順序に従って漸進していくことを原則とし、計画的に選択し、運営していかねばならない。

教育活動の運営にあたっては、異なった教育内容に基づき、周囲の環境からの有利な条件を十分に利用しなければならない。児童が感覚器官を積極的に働かせ、集団活動や個々の活動といった形を弾力的に運用することにより、幼児に十分活動する機会を与え、その活動の過程を重視し、各幼児にそれぞれ異なったレベルでの発達を促進させていく。

**第25条** 遊びは、幼児にとっては、全面的な発達を果す上での教育的に重要な手段である。幼児の年齢特性に応じ、遊びを選び指導していかなくてはならない。

その場に合わせ、幼児のために遊びの各条件(時間・空間・材料)を創り出すようにしなければならない。遊びの材料は多機能性を有し、また可変性のものを特に重視すべきである。

幼児が選ぶようとする遊びへの意欲は十分に尊重し、幼児が遊び道具を造ることを奨励し、幼児の実験的な経験や興味に基づいて遊びの過程の中で適切な指導を行い、楽しい気持ちを持た

せながら幼児の能力や個性について全面的な発達を図るようにする。

**第 26 条** 幼稚園における道徳的行為の教育は、情操教育および良好な行為の習慣を育成することが主たるものであって、知らず知らずのうちに感化させるということを重視するとともに、それを幼児の生活の中にまた各種活動の中に一貫させなければならない。

**第 27 条** 幼稚園においては、各種活動過程において、幼児のそれぞれ異なった心理発達レベルに応じ、各人にとって一番よいと思われる個性的心理の育成ということを重視すべきである。しかし、幼児各人の持つ差異に注意をして有効な活動形式や活動方法を研究することが必要で、一律的な方法を強制してはならない。

**第 28 条** 幼稚園においては、全国的に通用している共通語を使用しなければならない。少数民族の園児を主体としている幼稚園については、その地の少数民族に通用する言語を使用してもよい。

**第 29 条** 幼稚園と小学校は密接に連携し、互いに協力しあって、両教育段階の相互のつながりに注意を払わなければならない。

### 第 5 章 幼稚園園舎および設備

**第 30 条** 幼稚園には、活動室・児童便所・洗面所・保健室・事務室・炊事室などを設置しなければならない。一定条件のもとで、独自に音楽室・遊戯室・体育活動室・保護者応接室などを設置することができる。

寄宿制幼稚園は、寝室・隔離室・浴室・洗濯室および教職員宿直室などを設置しなければならない。

**第 31 条** 幼稚園には、その規模に応じた戶外活動場を設置し、必要な遊具および体育活動上の施設を設けるほか、特定の砂場や人工池・動物飼育コーナー・園芸場などを造らなければならない。

その幼稚園の特性に基づいて、緑化園や美化園といったものを造るべきである。

**第 32 条** 幼稚園には園児の特性に適した椅子・机・玩具棚・洗面衛生用具および必要な教具・玩具・図書・楽器などを備えなければならない。

寄宿制幼稚園は児童のシングルベッドを配備しなければならない。

幼稚園の教具・玩具は教育的意義を持ち、併せて安全・衛生的要求を満たさなければならない。

幼稚園は、その土地の事情に応じ、現地で材料を集めて教具や玩具を自力で造るものとする。

**第 33 条** 幼稚園の建築規格・面積度・建築設計申請、また教師や玩具の配備などについては、国家の関連部門の規定に従って執行される。

### 第 6 章 幼稚園の教職員

**第 34 条** 幼稚園においては編成基準に基づき、園長・副園長・教師・保育員・医務職員・事務職員・炊事員およびその他の業務職員をおく。

各省・各自治区・各直轄市における教育行政部門は関連部門と共同で、国家教育委員会と、旧労働人事部とが制定した「全日制・寄宿制の幼稚園編成基準」に基づき、具体的な規定を制定することができる。

**第 35 条** 幼稚園の教職員は党の基本路線を支持し、幼児の教育事業を心から愛し、幼児を愛護

し、専門的な知識や技能の習得に努め、教養および専門性水準の向上に心がけ、品性良好で人の師表となり、職責に忠実で身体健康な者でなければならない。

**第36条** 幼稚園園長は、本規定第35条の諸条件を満たすほか、幼児師範学校（職業学校の幼児教育専科を含む）卒業、もしくはそれ以上の学歴を有すること。

幼稚園園長はさらに一定の教育業務経験および組織管理能力を有し、併せて職務育成訓練合格証書を取得していなければならない。

幼稚園の園長は設立者により任命されるか、あるいは招聘されてその任につく。非地方人民政府（地方自治体）設置の幼稚園園長は、当該地域の教育行政機関に申請して登録しなければならない。

幼稚園園長は幼稚園全体の業務に責任を負うが、その主たる職責は以下の通りである。

- (1) 国家の関係法律・法規・方針・政策および上級主管部門の規定を徹底して履行すること
- (2) 教育・保健衛生・安全保安業務の指導をすること
- (3) 各種の規約制度制定に責任を負い、かつそれを組織的に運用すること
- (4) 教職員の招聘任命・配置に責任を負う。また教師およびその他の職員の業務に対し、指導・点検および勤務評定を実施するとともに、その賞罰を行うこと
- (5) 教職員の思想教育、教養および業務研修の実施に責任を負い、併せて教職員の政治研修・教養研修および業務研修のための所要条件を整備すること。

教職員の生活・業務条件に関心をもち、また逐次改善して、教職員の合法権益の擁護をはかること

- (6) 園舎・設備および経費を管理運営すること
- (7) 保護者活動を組織し、指導すること
- (8) 地域との連携および協力に責任を負うこと。

**第37条** 幼稚園教師は、必ず「教師資格条例」規定の幼稚園教師資格を備えるほか、本規定第35条の諸条件を満たさなければならない。

幼稚園の教師は招聘任命制を実施する。

幼稚園の教師は担当業務について全面的に責任を負う。その主な職責は次の通りである。

- (1) 幼児をよく観察し理解し、国が規定した幼稚園課程基準に基づいて、担当する幼児の具体的な状況と結びつけて教育業務計画を策定し実施するとともに、教育の使命を達成すること
- (2) 幼稚園の安全・保健衛生制度を厳格に実施し、保育員を指導しまた協力して、担当する幼児の生活の管理および保健衛生業務に最善をつくすこと
- (3) 保護者との連携を保ち、幼児の家庭の教育環境をよく理解し、幼児の特徴に合った教育措置を話し合い、協力しながら教育任務を達成すること
- (4) 業務研修および幼児教育研究活動に参加すること
- (5) 園長に対し定期的に報告を行って、園長の点検および指導を受けること。

**第38条** 幼稚園の保育員は、本規則第35条に規定された諸要求を満たすほか、中学校以上の卒業資格を有し、併せて幼稚園保育員としての職業養成訓練を受けたことのある者とする。幼稚園保育員の主な職責は次の通りである。

- (1) 担当する園舎・設備・環境の清潔衛生業務に責任を負うこと
- (2) 教師の指導のもと、幼児の生活を管理するとともに、担当教師が行う組織的な教育業務の手助けをすること

(3) 医務職員と本務教師の指導のもと、幼稚園の安全および保健衛生制度を厳格に実施すること

(4) 幼児の衣類および幼稚園の設備や用具類を適切に保管すること。

**第 39 条** 幼稚園の医務職員は、本規程第 35 条に規定する諸要求を満たすほか、医師は国家の関連規定および手続きに基づいて医師の資格を取得した者とし、医士（医学専門教育を受け国家試験合格者）および看護師は、中等衛生学校卒業の資格をもつか、あるいは衛生行政機関の資格認可を取得したものでなければならない。保健職員は高等学校を卒業した者で、併せて保健職員として職業養成訓練を受けた者でなければならない。

幼稚園医務職員は、全幼児の身体の健康について責任を負う。その主な職責は以下の通りである。

- (1) 園長を助けて保健衛生方面関連法規や規程・制度を実施運営し、併せて監督すること
- (2) 幼児の給食について調理・配色の指導に責任を負い、食品・飲料水・環境衛生などを検査すること
- (3) 当該地域の保健衛生機関と密接に連携し、適時に計画性をもって免疫および疾病予防・治療などの活動を完全に行うこと
- (4) 幼稚園の全教職員および保護者に対し、幼児の保健衛生についての常識を普及させること
- (5) 医療器械や消毒用具・薬品の管理を適切に行うこと。

**第 40 条** 幼稚園におけるその他の職員の資格および職責については、政府の関係規定に基づいて実施される。

**第 41 条** 真面目に職責を果し、成績優良である者に対しては、関係規約に基づき褒賞を与える。

職責を完うしない者については、反省教育を実施しなければならない。特にその情状の悪質な者に対しては、行政処分を行うものとし、犯罪行為に対しては、司法機関が法に基づいて刑事責任を追及する。

## 第 7 章 幼稚園の経費

**第 42 条** 幼稚園の経費は設立者によって法に基づいて調達され、運営資金および安定的な経費調達源の確保の保証が必要である。

**第 43 条** 幼稚園の徴収費は、省・自治区・直轄市あるいは直轄地（市）級の教育行政部門が、関係機関と共同で制定した徴収費項目やその基準および方法通りに実施しなければならない。

幼稚園においては、幼児に対し、何か専門的な技能教育を行うといった方法を用いて、別途に費用を徴収してはならない。また幼児が芸などを披露するといった手段を用いて、営利目的のために活動をしてはならない。

**第 44 条** 省・自治区・直轄市あるいは直轄地（市）級の教育行政部門は、関係機関と共同で各種幼稚園経費の管理方法を定めなければならない。

幼稚園の経費は、規定された使用範囲に基づいて合理的に支出するものとし、指定費目を指定通りに使用し、他に流用してはならない。

**第 45 条** いかなる組織および個人設立の幼稚園においても、営利を目的としてはならない。設立者が調達した経費は、保育および教育上の要求を満たすものでなければならず、その一定比率は幼稚園運営条件の改善にあてるとともに、一定比率分は留保して幼稚園の基金としなければならない。

**第46条** 幼児園の給食費は民主的な管理制度を実施しなければならず、総てを園児の給食にあてることを保証し、毎月保護者に会計を公表しなければならない。

**第47条** 幼児園においては、経費の予算および決算の審査制度を確立し、関係する財務制度を厳格に履行しなければならない。経費の予算および決算は、園務委員会あるいは教職員大会に提出して審議を受け、また財務および会計検査機関の監督検査を受けねばならない。

### 第8章 幼児園と家庭および地域

**第48条** 幼児園は積極的に幼児の家庭との協調をはかり、保護者がよい家庭環境をつくりあげよう手助けをするほか、保護者に対し科学的な幼児保育や幼児教育についての知識を普及するなど、幼児教育の使命をともに担っていかなければならない。

**第49条** 幼児園と保護者の連携制度を確立しなければならない。幼児園は各種形式を採用して、保護者が幼児園における保育と教育との内容や方法を正確に理解するように指導すべきで、このためには保護者会を定期的に開催し、保護者の来園や相談を受けるようにする。

幼児園は、保護者の幼児園教育および幼児園運営業務についての意見や提案を誠実に分析し、取り入れるべきである。

幼児園は保護者に対する開放日制度を実施できる。

**第50条** 幼児園は保護者委員会を設置することができる。保護者委員会の主要な任務は次の通りである。

保護者が幼児園の業務計画や業務上の要求を理解する手助けをし、幼児園業務に協力し、適時保護者として幼児園業務に対し意見や提案を行うほか、幼児園の行う家庭教育の交流体験活動に協力する。

保護者委員会は幼児園園長の指導のもとに活動する。

**第51条** 幼児園は同じ地域との連携、協力を密接にしなければならない。幼児教育の知識を普及し、地域の有益な文化教育活動の発展を支え、地域の幼児園建設の支持と参与を取り付けるよう努力する。

### 第9章 幼児園の管理運営

**第52条** 幼児園は園長責任制をとっており、園長は設立者および教育行政部門の指導のもとで、本規程に基づいて幼児園の全園運営の指導に責任を負う。幼児園には園務委員会を設置することができる。園務委員会は保育教育・医務・財務会計などの代表者および保護者代表などによって組織される。園長は園務委員会主任となる。

園長は園務会議を定期的に招集し（重大な問題に直面した時は臨時に招集できる）、幼児園の全業務計画について業務総括・職員賞罰・財務予算および決算案策定・規約および制度の確立、改正、撤廃その他全幼児園業務にわたる重要問題などを審議する。

園務委員会を設置しない幼児園は、上記のような重要事項については、園長が全教職員会議を開いて協議する。

**第53条** 幼児園は教職員大会制度か、あるいは教師を主体とした教職員代表者会議制度を設置して、民主的な管理・監督の強化を図らなければならない。

**第54条** 党は幼児園の組織の基底において政治の重要な役割を果さなければならない。

園長は、共産主義青年団、労働組合、その他の組織を幼児園の業務活動に十分活用しなけれ

ばならない。

**第 55 条** 幼稚園においては、年度業務計画・定期異動・総括および報告業務を行わなければならない。必要に応じて随時報告を行うものとする。

**第 56 条** 幼稚園は上級の教育監督指導員による検査・監督・指導を受けなければならない。監督・指導を受けた内容や要求については、ありのまま園長にこれを報告し、状況を述べる。

**第 57 条** 幼稚園は教育研究・業務実施案・財務管理・園務会議・教職員賞罰・安全管理および家庭と小学校との連携制度を確立しなければならない。

幼稚園は教職員名簿・園児名簿・その他統計諸表をととのえ、毎年教育行政部門に統計表を送達するものとする。

**第 58 条** 幼稚園では小学校の冬季休暇・夏期休暇にあたるものについては、保護者の仕事に影響を与えないことが本旨であるので、教職員は輪番で休暇をとるなど、その具体的方法は設立者が定める。

## 第 10 章 附則

**第 59 条** 本規程は都市農村における各種幼稚園に適用される。

**第 60 条** 各省・各自治区・各直轄市の教育行政部門は、本規程に基づいて、具体的な実施方法を制定するものとする。

各省・各自治区・各直轄市の教育行政部門は、本規程に基づいて、異なった地区および異なった種類の幼稚園については、それぞれ異なった要求を提出し、期を分けて段階的に実施に移すことができる。また本地区とは異なった種類の幼稚園として業務規程を制定することができる。

**第 61 条** 本規程は国家教育委員会の責任により解釈されるものである。

**第 62 条** 本規程は 1996 年 6 月 1 日から施行される。同時に 1989 年 6 月 5 日国家教育委員会発布第 2 号令「幼稚園業務規程（試行）」は廃止する。

## 参考文献

関西翻訳協会訳「幼稚園設置施行規定（試行）1989 年発布」、守屋光雄著『海外保育・福祉事情』, pp.87-106 所収, 日本図書刊行会, 1997 年

# 幼児園管理条例

## (幼児園管理条例)

(1989年8月20日国务院承認, 1989年9月11日国家教育委員会発布)

### 第1章 総則

- 第1条** 幼児園の管理を強化し、幼児教育事業の発展を促進するために本条例を制定する。
- 第2条** 本条例は満3歳以上、小学校入学年齢に達するまでの幼児を募集し、彼らに対して保育と教育を行う幼児園に適用する。
- 第3条** 幼児園における保育および教育業務は、園児に対して体・知・徳・美などの各分野においての調和的発達を促進するものでなければならない。
- 第4条** 地方各級人民政府は、その地域の社会経済発展状況に基づいて、幼児園の発展計画を策定しなければならない。  
幼児園の設置は、当該地域住民人口と適合するものでなければならない。  
郷・鎮・市管轄区および区を設置していない市の幼児園の発展計画は、幼児園配置計画を包括したものでなければならない。
- 第5条** 地方各級人民政府は、本条例に基づいて幼児園を設立することができる。併せて企業事業単位、居民委員会、村民委員会および公民個人の幼児園の設立、あるいは園を支援するための寄付行為などを奨励し、支持することができる。
- 第6条** 幼児園管理は、地方がその責任を負い、級別管理および各関連部門が業務を分担して責任を負うという原則を実施する。  
国家教育委員会は、全国の幼児園管理業務を主管する。地方各級人民政府の教育行政部門は、その行政管轄内の幼児園管理業務を主管する。

### 第2章 幼児園設立の基本条件および審査手順

- 第7条** 幼児園設立にあたっては、安全区域内に幼児園を設置しなければならない。  
汚染区域および危険区域内に幼児園を設置することは、これを厳禁する。
- 第8条** 幼児園設立にあたっては、保育、教育の要求と適応する園舎、設備を備えなければならない。  
幼児園園舎および設備は、国家の衛生基準や安全基準に合致しなければならない。
- 第9条** 幼児園設立にあたっては、下記の条件にあてはまる保育・幼児教育・医務およびその他の職員を確保しなければならない：
- (1) 幼児園園長、教師は、幼児師範学校（職業学校の幼児教育専科を含む）卒業学歴を有しているか、あるいは教育行政部門の検定に合格していなければならない
  - (2) 医師は医科大学卒業学歴程度、医士および看護師は中等衛生学校卒業程度、あるいは衛生行政部門の認可資格を取得していなければならない
  - (3) 保健員は高等学校卒業程度の学歴を有し、併せて幼児保健養成訓練を受けていなければならない
  - (4) 保育員は中学校卒業程度の学歴を有し、併せて幼児保育職業訓練を受けていなければならない。



慢性伝染病，精神病患者は，幼稚園業務には適さない。

**第 10 条** 幼稚園を設立する単位あるいは個人は，保育・教育さらに幼稚園園舎の維持・補修あるいは増築・改築を行うための経費の調達源を準備しなければならない。

**第 11 条** 国家は幼稚園登記登録制度を実施する。登記登録をしていないものは，いかなる単位，個人といえども幼稚園を設立することはできない。

**第 12 条** 都市における幼稚園の設立，停止は，所在する区または区が設置されていない場合は市の人民政府教育行政部門を通して登記登録する。

農村の幼稚園の設立，停止は，所在する郷，鎮の人民政府を通して登記登録する。併せて県人民政府教育行政部門に報告し記録に載せる。

### 第 3 章 幼稚園の保育および教育業務

**第 13 条** 幼稚園は保育と教育が一体であるという原則を貫かねばならず，幼児の教育と発達に適應する調和的環境を創設し，幼児の個性の健全な発達をもたらすものでなければならない。

幼稚園は(1)幼児の心身の健康と良好な生活・衛生習慣の育成，(2)幼児の知力の発達の促進，(3)祖国を熱愛する感情と良好な道徳的行為の育成を保障しなければならない。

**第 14 条** 幼稚園児の募集，班（クラス）編成は，教育行政部門の規定に合致しなければならない。

**第 15 条** 幼稚園では，全国に通用する共通語を使用しなければならない。少数民族の園児募集を主としている幼稚園については，その民族に通用する言語を使用してもよい。

**第 16 条** 幼稚園では，遊びを基本的な活動形式としなければならない。

幼稚園はその園の実際に基づいて教育内容や方法を計画あるいは選択してもよいが，幼児教育の原理に沿わず，幼児の心身の健康な活動を損うような活動を行ってはならない。

**第 17 条** 幼児に対する体罰および形を変えた体罰（変相体罰）はこれを厳禁する。

**第 18 条** 幼稚園は保健衛生制度を確立し，食中毒や伝染病の流行の発生を防止しなければならない。

**第 19 条** 幼稚園は安全防護制度を確立しなければならない。幼稚園内に幼児の安全をおびやかすような建築物や施設を設置すること，あるいは，有毒・有害な物質で作った教具・玩具を使用することを厳禁する。

**第 20 条** 幼稚園で食中毒，伝染病の流行が発生した時には，幼稚園設立単位あるいは個人は，速やかに緊急救護措置をとらなければならない。併せて早急に当該地域の教育行政部門あるいは衛生行政部門に報告しなければならない。

**第 21 条** 幼稚園の園舎および設備が危険な事態が発生する可能性がある時には，幼稚園設立単位あるいは個人は，危険な状況を取り除き，事故発生を防止する措置をとらなければならない。

### 第 4 章 幼稚園の行政事務

**第 22 条** 各級教育行政部門は，幼稚園における保育，教育業務について監督・評価および指導の責任を負い，幼稚園教師の養成訓練を運営し，幼稚園教師資格の査定，試験などを実施しなければならない。また衛生行政部門と協力して，幼稚園の保健衛生業務に対して検査指導を行う。建設行政部門と共同で幼稚園園舎および施設の基準を策定しなければならない。

**第 23 条** 幼稚園園長は幼稚園の業務に責任を負う。

幼稚園園長は設立単位あるいは個人が招聘し任命する。併せて幼稚園登録機関に報告してその記録に載せる。

幼稚園の教師、医師、保健員、保育員およびその他の職員は、幼稚園の園長が招聘し任命するが、幼稚園設立単位あるいは個人が招聘し任命することもできる。

**第24条** 幼稚園はその省、自治区、直轄市人民政府が定めている徴収費基準に基づいて、園児の保護者から保育費、教育費を徴収することができる。

幼稚園は財務管理を強化し、各経費を合理的に使用する。いかなる単位および個人も、幼稚園の経費を上前を取ったり、流用してはならない。

**第25条** いかなる単位および個人も、幼稚園園舎および設備に侵入して占拠したり破壊してはならない。幼稚園の周囲に危険なもの、汚染されているもの、あるいは幼稚園の採光に影響を与える建築物および施設などを設置してはならない。幼稚園の正常な業務、秩序を妨害してはならない。

### 第5章 奨励と処罰

**第26条** おおよそ下記の条件の1つに該当する単位あるいは個人については、教育行政部門および関連部門が褒賞を与える；

- (1) 幼稚園の運営条件を改善するうえで著しい成果をあげた場合
- (2) 保育、教育業務上で著しい成果をあげた場合
- (3) 幼稚園の管理業務上で著しい成果をあげた場合。

**第27条** 本条例に違反しており、下記の事実の1つに該当する幼稚園については、教育行政部門が事情の軽重を判断し、期限付きの改善（命令）、園児募集の停止（命令）、園の運営停止（命令）といった行政処罰を与える。

- (1) 未登録のまま無断で幼児を募集した場合
- (2) 園舎、施設が国家の衛生基準、安全基準に適合しておらず、幼児の身体の健康あるいは幼児の生命の安全をおびやかした場合
- (3) 教育内容および方法が幼児教育原理に違反しており、幼児の心身の健康を損った場合。

**第28条** 本条例に違反し、下記の事実の1つに該当する単位あるいは個人については、教育行政部門が直接責任者に対して警告、罰金といった行政処罰を与える。あるいは教育行政部門が関連部門に建議して、責任者に対して行政処分をする。

- (1) 幼児に対して体罰あるいは形を変えた体罰をした場合
- (2) 有毒、有害な物質を使用して、教具・玩具を製作した場合
- (3) 幼稚園の経費の上前を取り、流用した場合
- (4) 幼稚園の園舎、設備に侵入し占拠して、破壊した場合
- (5) 幼稚園の正常な業務秩序を妨害した場合
- (6) 幼稚園の周囲に危険なもの、汚染されているもの、あるいは幼稚園の採光に影響する建築物および施設を設置した場合。

上記の諸条項の事実において、問題が重大で犯罪行為がある場合には、司法機関が法に基づいて刑事責任を追及する。

**第29条** 行政処罰を不服とする当事者は、処罰通知を受け取った日から起算して15日以内に、処罰決定機関の上級機関に再審議を申請することができる。再審議の決定に不服がある時は、

再審議決定の通知を受け取った日から起算して15日以内に、人民法院に訴訟を起こすことができる。

当事者が再審議申請をせず時間切れの場合、あるいは人民法院へ訴訟提起または処罰決定の不履行を提起しない場合は、処罰決定機関の申請により、人民法院は強制執行をする。

## 第6章 附則

第30条 省、自治区、直轄市の人民政府は、本条例に基づいて実施方法を策定する。

第31条 本条例は国家教育委員会により解釈される。

第32条 本条例は1990年2月1日より施行する。

## 幼稚園教育指導綱要（試行）

（幼稚園教育指導綱要（試行））

2001年 中華人民共和国教育部制定

### 第1部分 総則

1. 「中華人民共和国教育法」、「幼稚園管理條例」および「幼稚園業務規程」を徹底して行い、幼稚園に深く立ち入って素質教育の実施を指導するために、特に本「綱要」を制定する。
2. 幼児教育は、基礎教育の重要な組成部分であり、我が国の学校教育および生涯教育の基礎を確立する段階である。都市農村の各種の幼稚園はすべて実際から出発し、その土地の事情に適した措置をとって素質教育を行い、幼児の生涯の発達のためによい基礎を築かなければならない。
3. 幼稚園は、家庭、地域社会と密接に連携し、小学校と相互に結びつき、各種の教育資源を総合的に利用し、共同で幼児の発達のために良好な条件を創造しなければならない。
4. 幼稚園は、幼児に健康で豊かな生活と環境を提供しなければならない。彼らの多方面の発達の要求を満足させ、彼らに愉快的な子ども時代の生活の中で、心身発達に有益な経験を獲得させる。
5. 幼稚園教育は幼児の人格と権利を尊重し、幼児の心身発達の法則と特徴を尊重する。遊びを基本的活動とし、保育と教育を併せて重んじる。個別に異なった指導をすることに重大な注意をはらい、各幼児の豊かな個性的発達を促進しなければならない。

### 第2部分 教育内容と要求

幼稚園の教育内容は全面的、啓蒙的である。健康、言語、社会、科学、芸術など5領域に区分できる。またその他異なった区分をすることもできる。各領域の内容は相互に浸透し、異なった角度から幼児の情感、態度、能力、知識、技能などの方面の発達を促進する。

#### I 健康

##### (1) 目標

1. 健康で、集団生活の中で情緒が安定し、楽しいこと
2. 生活、衛生習慣が良好で、基本的生活を自分で行う能力があること
3. 必要な保健安全常識を知っており、自分を保護することを学ぶこと
4. 体育活動に喜んで参加し、調和のとれた動作をし、敏捷であること。

##### (2) 内容と要求

1. 良好な先生と生徒、仲間関係を確立し、幼児が集団生活の中で温かく愉快的な気持ちになれるようにし、安全感、信頼感を形成する。
2. 保護者と協力し、幼児の要求に基づいて科学的生活習慣を確立する。幼児の良好な飲食、睡眠、手洗、洗顔、排泄など生活習慣と幼児の生活自立能力を養成する。
3. 幼児が清潔を愛し、衛生に注意するよう教育し、各個人が生活場所の整頓と衛生を保つよう配慮する。

4. 幼児の生活と密接に結びつけて安全、栄養および保健教育を行い、幼児が自らを保護する意識と能力を高める。
5. 豊富で多彩な戸外遊びや体育活動を発展させ、幼児が体育活動に参加する興味や習慣を育成し、体位を増強し、環境に対する適応能力を高める。
6. 幼児が興味を感じる方法を用いて基本動作を発達させ、動作の協調性、敏捷性を高める。
7. 体育活動中に、幼児に、堅固、勇敢、困難を恐れない意志などの資質および自発的、樂觀的、協力的態度を養成する。

### (3) 指導要点

1. 幼稚園は幼児の生命の保護および幼児の健康の促進を活動の中心におかなければならない。健康観念を正確に形成し、幼児の身体健康を重視すると同時に、幼児の心の健康も重視しなければならない。
2. 幼児が保護を受け世話を受ける要求を重視し、満足させなければならない。また、彼らの絶えず増加する独立欲求を尊重し満足させる必要があるが、過度な保護とすべてを引き受けて代わって処理してしまうことは避け、幼児が自分で、自発的に試みることを奨励し指導する。
3. 健康領域の活動は、幼児の成長発達の法則を十分尊重しなければならず、いかなる名目であっても、幼児の健康を損なうような競技、演技の披露、訓練を行うことは厳禁する。
4. 体育活動に対して興味をもつように幼児を育成することは、幼稚園における体育の重要な目標である。幼児の特徴に基づいて、いきいきとした面白い多様な形式の体育活動を行い、幼児の自発的な参加を引き出さなければならない。

## II 言語

### (1) 目標

1. 喜んで人と会話をし、礼儀正しく話しができること
2. 注意を傾けて相手の話しを聞き、日常用語をよく理解できること
3. 自分が話したいことをはっきりと話すことができること
4. 喜んで昔話を聞いたり、本を読むこと
5. 共通語を聞いたり話したりできること。

### (2) 内容と要求

1. 自由でゆったりとした言葉が行き交う環境を創る。幼児が教師、仲間あるいは他の人と話しをすることを助け、励まし、引き出し、言葉で交流する楽しさを体験させる。適当な礼儀にかなった言葉を使って交流することを学習する。
2. 幼児が注意を傾けて聞く習慣を養い、言葉を理解する能力を発達させる。
3. 幼児が大胆に、自分の考え方や感じたことをはっきりと表現することを奨励する。説明や簡単な物事あるいは経過を描写して述べることを試みさせる。言語表現能力と思考能力を発達させる。
4. 幼児が優秀な児童文学作品に接するよう指導し、言語体験を豊かで優美なものにし、併せて多種活動を通して幼児の作品に対する体験や理解が深まるよう援助する。

5. 幼児が生活の中で常時目にする簡単な標記や符号に対する興味を養う。
6. 図書、絵画とその他の多種形式を利用して、幼児が書籍に対して読んだり書いたりする興味を引き出す。以前のことを読んだり書いたりする技術を養う。
7. 共通語の言語環境を提供し、幼児が熟知するよう援助する。共通語を聞いたり話したりすることを学ぶ。少数民族地域はさらに幼児がその民族言語で学習する援助をしなければならない。

### (3) 指導要点

1. 言語能力は使う過程で発達するものである。幼児の言語の発達の鍵は、彼らが思ったことを話す、あえて話す、喜んで話す、など話す機会を創ることである。併せて積極的に応答する環境を創る。
2. 幼児の言語の発達とその情感、経験、思考、社会とのコミュニケーション能力などその他の方面は密接に関連している。なぜならば、幼児の言語の発達に重要な途中経路は、各領域の教育が相互に浸透する過程を経るからである。多彩で豊富な活動の中でこそ、幼児の経験が拡大していき、言語発達を促進する条件を提供する。
3. 幼児の言語学習は個別の特徴を備えている。教師と幼児の交流、幼児間の自由なおしゃべりなどは、幼児の言語発達に対して特別な意義をもっている。
4. 言語障害の児童に対しては、特別重大な関心を払わなければならない。保護者と関係方面とが密接に協力し、積極的に彼らが言語能力を高める援助をしなければならない。

## III 社会

### (1) 目標

1. 主体的に各活動に参加し、自信をもつこと
2. 楽しく人と交流する。助け合い、協力し、喜びを分かち合う事を学ぶ。同情心をもつこと
3. 日常生活の中で、基本的な社会行為規則を理解しかつ遵守すること
4. 努力して何事にも能力を発揮できる力を養い、困難を恐れず、初歩的な責任感をもつこと
5. 父母や年長者、先生および仲間を愛し、集団を愛し、故郷を愛し、祖国を愛すること。

### (2) 内容と要求

1. 幼児が各種集団活動に参加するように指導し、教師、仲間などと共同生活を楽しみ、彼らが正確に自分と他人を認識する手助けをする。他人や社会に対する親近感、協力的態度を養い、初歩的な人間交流のやり方を学ぶ。
2. 各幼児が自己の長所を表現したり、達成感を得る機会を提供して、その自尊心と自信を増強する。
3. 自由な活動機会を提供し、幼児の自主的選択や計画活動を支える。彼らが多方面での努力を通して問題を解決することを励ます。困難を克服する試みを容易に放棄しないよう教育する。
4. 共同生活や活動の中で、多種方式で幼児が基本的社会行動の規則を認識し、体験し、か

つ理解するよう指導する。自律を学び、他人を尊重する。

5. 玩具やその他の物品を大切にし、公共物および公共環境を大切にするように幼児を教育する。
6. 家庭と地域社会が協力して、幼児が自分の親しい人さらに自分の生活と関連する各業種の仕事、それらの人たちの労働をよく理解できるよう指導する。その労働者に対する愛情と労働の成果に対する尊重心を養う。
7. 社会資源を十分利用し、幼児が実際に祖国文化の豊かさや優秀性を感受し、幼児の故郷を愛する心、祖国を愛する心を喚起するよう指導する。
8. 幼児に我が国各民族と世界のその他の国家、民族文化を適切に紹介し、人類文化の多様性と差異性を感知させ、理解、尊重、平等的態度を養成する。

### (3) 指導要点

1. 社会領域の教育は、感化を受けて知らず知らずのうちに思想や性格が変わるという特徴を備えている。幼児の社会的態度や社会的感情は、多種類の活動や、1日の生活の各環節のなかに、最も浸透しなければならない。
2. 幼児と成人、仲間間の共同生活、交流、探索、遊びなどは、その社会学習の重要な途中経路である。幼児に人間間の相互交流と共同活動の機会および条件を提供し、かつ指導を加えなければならない。
3. 社会学習は、ゆったりとした長い積み重ねの過程であり、幼児園、家庭および社会が密接に連携する必要がある。一致協力して、幼児の良好な社会的資質の形成を促進する。

## IV 科学

### (1) 目標

1. 周囲の事物、現象に対して興味を感じ、好奇心と知的欲求をもつこと
2. 各種感覚器官を運用させ、手を動かし、脳を働かせ、問題を探究すること
3. 適切な方法を用いて表現させ、探索の過程や結果を交流させること
4. 生活や遊びの中から事物の数量関係を感受させ、かつ数学の大切さと興味を体験させること
5. 動植物を愛護し、周囲の環境に関心を持ち、大自然に親しみを感じ、自然資源を尊重して大事にし、初歩的な環境意識をもつこと。

### (2) 内容と要求

1. 身の周りで常に見る事物や現象の特徴、変化法則に対して、興味や探究心を喚起するよう、幼児を指導する。
2. 幼児の探究的活動のためにおおらかな環境を創り、各幼児すべてにチャレンジする機会をもたせる。彼らが思いきって問題を出したり、異なる意見を発表することを援助し、励まし、別の人の観点や経験を尊重することを学ばせる。
3. 豊富で操作可能な材料を提供する。各幼児がすべての感覚器官をうまく働かせるために、多様な方法で探索を行う活動条件を提供する。
4. 幼児が積極的にグループ討論や探索活動などに参加するよう指導するを通して、共

同学習の意識と能力を幼児に植えつける。多種の方法を使って探索の過程や結果を表現したり、話し合ったり、喜びを分かち合ったりすることを学ばせる。

5. 周囲の環境の数、量、形、時間および空間などの現象に対して興味を喚起するよう幼児を指導し、初歩的な数概念を構築する。簡単な数学的方法を用いて生活や遊びの中にあるいくつかの簡単な問題を解決することを学ばせる。
6. 生活やメディアの中から、幼児が科学技術の成果を入手し、科学技術的生活に対する影響を体験するよう幼児を指導する。彼らが科学に対して興味を抱いたり、科学者を尊敬するよう育成する。
7. 幼児が生活経験の基礎で、自然、環境と人間の生活の関連を理解する手助けをする。身の周りのささやかなものを手に入れることから、初歩的な環境保護意識と行為を育成する。

### (3) 指導要点

1. 幼児の科学教育は科学啓蒙教育である。幼児の好奇心への認識や探究への欲求を刺激することに重点をおく。
2. できるだけ条件を創って幼児を実際に探究活動に参加させる。彼らに科学的探究の過程と方法を体験させ、発見の楽しさを体験させる。
3. 科学教育は幼児の実際の生活行動と密接に連繫しなければならず、身の周りの事物や現象を利用して、科学的探索の対象をつくる。

## V 芸術

### (1) 目標

1. 初歩的な感受性を高め、環境、生活および芸術の美を喜んで愛することができる
2. 芸術活動に喜んで参加し、自己の情感や体験を大胆に表現することができる
3. 自分が好きな方法で芸術活動を行うことができる。

### (2) 内容と要求

1. 幼児が周囲の環境と生活の美を好む人、事、物とふれあうように指導する。彼らの感性経験と審美的情感を豊かにし、彼らの美の表現、美の創造への興味を刺激する。
2. 芸術活動では幼児全体に向き合い、彼らの異なった特徴と要求に焦点を合わせる必要がある。各幼児すべてに美のよい影響を受けさせ育成する。天賦の芸術性のある幼児に対しては、彼らの芸術的潜在能力を注意深く発達させなければならない。
3. 自由な表現の機会を提供し、幼児が異なった芸術の形式で大胆に自己の情感、理解、想像を表現することを奨励する。各幼児の考え方や創造性を尊重する。彼らの独特な審美感と表現方式を肯定し受け止めて、彼らと創造の喜びを分かち合う。
4. 幼児が積極的に各種芸術活動に参加し、かつ大胆に表現することを支持し奨励する。同時に彼らの表現の技術や能力を高めるように手助けする。
5. 幼児が身の周りの物品あるいは廃材や古い材料を利用して玩具、手工芸品などを製作し、自己の生活の美化やその他の活動を展開するように指導する。
6. 幼児のために自分の作品を展示する条件を創り、幼児が互いに交流し、鑑賞し合って、ともに高まっていくように指導する。



(3) 指導要点

1. 芸術は情操教育の主要な経路であり、芸術の感性教育の効能を十分に発揮して、幼児の健全な人格形成を促進しなければならない。ただ表現技術あるいは芸術活動の結果だけを重視したり、幼児の活動過程における感情体験や態度を軽視する傾向は避けなければならない。
2. 幼児の探索過程と作品は、彼らの自己認識や情感の重要な表現方法である。幼児の豊かな個性および創造的表現を支持する。技術技巧および標準化の必要性を過度に強調する傾向は避けなければならない。
3. 幼児の芸術活動能力は、大胆な表現の過程で次第に発達してくるものである。教師の役割は、主として幼児が美を感じたり、美的情趣を表現することを喚起し、彼らの審美経験を豊かにし、自由に表現したり、創造する喜びを体験させることにある。この基礎の上に、幼児の発達状況と必要性に基づいて、表現方法や技術技巧に対して適当な時期に適当な指導を与える。

第3部分 運営と実施

1. 幼稚園の教育はすべての園児の健全な成長のために行われる活動であり、特殊な要求のある児童を含めた1人ひとりの児童のために、積極的な支持と支援を提供しなければならない。
2. 幼稚園の教育活動は、教師が多種形式で目的をもち、計画をもち、生き生きと活発に主体的活動を行うよう幼児を指導する教育過程である。
3. 教育活動を運営し実施する過程は、教師が創造的に活動を展開する過程である。教師は本綱要に基づいてその地域、その幼稚園の条件から出発し、幼児の実際状況に結びつけて、適切で実行に移しうる活動計画を策定し、弾力的に実施しなければならない。
4. 教育活動目標は、「幼稚園業務規程」および本「綱要」が提出した各領域の目標を指導するために、幼児の発達水準、経験および必要性を結びつけて作成しなければならない。
5. 教育活動内容の選択は、本「綱要」第2部分の関連状況に基づいて行わなければならない。同時に以下の原則を、具体的に表現しなければならない。
  - 1) 幼児の現在の水準に適合し、さらに一定の挑戦性があること。
  - 2) 幼児の現在の必要性に合致し、さらにその長期的な発達に有利であること。
  - 3) 幼児の生活に近づけて、幼児が興味を感じる事物や問題を選択し、さらに幼児の経験と視野を広く開拓する助けになること。
6. 教育活動内容の運営は、幼児の学習の特徴および認識原則を十分考慮しなければならない。各領域の内容は有機的に連繋し、相互に浸透する必要がある。総合性、趣味性、活動性を重視する。生活、遊びの中に教育が宿っている。
7. 教育活動の運営については、必要に基づいて時間、場所、内容、材料により弾力的な運用を合理的に采配しなければならない。
8. 環境は重要な教育資源である。環境の創造と利用を通して、有効的な幼児の発達を促進しなければならない。
  - 1) 幼稚園の空間、施設、活動材料などは、幼児の遊びと各種の探索活動を誘発するものでなければならない。幼児と周囲の環境の間の積極的な相互作用を有利に誘発し、援助しなければならない。

- 2) 幼児仲間集団や幼児園教師集団は、貴重な教育資源である。この資源の役割を十分発揮しなければならない。
  - 3) 教師の態度と管理方法は、安全で温かい心理的環境を形成する手助けをするものでなければならない。すなわち言行、行動が幼児の学習のための良好な模範的行動とならなければならない。
  - 4) 家庭は幼児園の重要な仲間である。尊重、平等、協力の原則に基づき、保護者の理解、支持および主体的な参加を得るために努力しなければならない。併せて保護者の教育能力を高めるように積極的に支え、援助しなければならない。
  - 5) 自然環境および地域の教育資源を十分に活用し、幼児の生活および学習空間を拡大発展させる。幼児園は同時に地域の早期教育のためにサービスを提供しなければならない。
9. 科学的合理的に采配し、1日の生活を運営する。
    - 1) 時間配分は相対的な安定性と弾力性を備えなければならない。すでに形成されている秩序の上に、幼児の合理的な要求を満足させる。個人差に配慮して指導する。
    - 2) 教師が直接指導する活動と間接的に指導する活動を相互に結びつける。幼児の毎日の適切な自主的選択、自由活動時間を保障する。教師が直接指導する集団活動は、幼児の積極的参加を保障し、時間の浪費を避けなければならない。
    - 3) 不必要な集団行動や行き過ぎた部分をできるだけ少なくし、消極的な「待ち」現象を取り除く。
    - 4) 良好な習慣を確立し、不必要な管理行為を避け、次第に幼児が自己管理を習得するよう指導する。
  10. 教師は幼児のために、学習活動の支援者、協力者、指導者とならなければならない。
    - 1) 配慮し、認め、尊重する態度で幼児と交流する。根気強く耳を傾け、考え方、感じ方を理解するよう努め、彼らの大胆な探索や、表現活動を支持し、奨励する。
    - 2) 幼児が興味をもつ事物、遊び、偶発的なことの中に含まれている教育的価値を見出すことを重視し、丁度よい時に、積極的に指導する。
    - 3) 幼児の活動の中での表現や反応に注意し、敏感に彼らの要求を察知する。適切な方法でそれに応え、探究式の教師と幼児の相互行動を協力して形成する。
    - 4) 幼児の発達では、水準、能力、経験、学習方法などの面で個人差を尊重する。人による教育を行い、各幼児すべてに満足感や成功感を会得させるよう努力する。
    - 5) 幼児の特殊な要求に注意し、各種の発達に潜んでいる能力や異なる発達障害を含め家庭と密接に協力し、共同で幼児の健全な成長を促進する。
  11. 幼児園教育は0-3歳の児童の保育教育および小学校教育と相互に連繫しなければならない。

#### 第4部分 教育評価

1. 教育評価は、幼児園業務の重要な基礎的部分である。教育の適宜性、有効性をよく理解し、業務を調整し改善する。各幼児の発達を促進し、教育の質的内容を高める必要手段である。
2. 管理職員、教師、幼児およびその保護者はすべて、幼児園の教育評価業務の参画者である。評価過程は、各方面の共同参加、相互支持と協力の過程である。
3. 評価過程は、教師が専門知識を運用し、教育実践を詳しく検証して発見し、分析し、研究し、問題を解決する過程である。また彼ら自身が成長する重要な過程である。

4. 幼稚園教育業務評価は教師の自己評価を中心として、園長、関連管理職員、その他の教師および保護者が評価制度に参加する。
5. 評価は無理なく全教育過程で行わなければならない。観察、話し合い、作品分析など多種類の方法を総合して評価する。
6. 幼児の表現行動や発達の変化は、重要な評価の意味をもつ。教師はこれを評価情報と業務改善の重要な根拠とみななければならない。
7. 教育業務評価は重点的に以下の方面を考察すべきである。
  - 1) 教育計画および教育活動の目標は、担当クラスの幼児の現状をよく理解した上で確立されているかどうか。
  - 2) 教育内容、方法、方策、環境条件は幼児の学習の積極性を引き出せるかどうか。
  - 3) 教育課程は、幼児のために有益な学習経験を提供できるかどうか。その発達要求に合致するかどうか。
  - 4) 教育内容、要求は集団の要求と個人差指導の双方に配慮されているかどうか。各幼児すべてを発達させられるか、すべてに成功感をもたせられるかどうか。
  - 5) 教師の指導が幼児の主体的行動、有効な学習のために有利であるかどうか。
8. 幼児に対する発達状況の評価は、次の点に注意しなければならない。
  - 1) 明確な評価の目的は、幼児の発達要求を理解することである。さらに適切な援助と指導を提供する。
  - 2) 全面的に幼児の発達状況を理解し、一面性を防止し、知識と技能のみを重視したり、感情、社会性および実際の能力の傾向を軽視することは、最も避けなければならない。
  - 3) 日常活動と教育教学活動過程で、無理のない方法を採用する。日常観察される典型的な意味のある幼児の表現行為、累積した各種作品などは、評価の重要な根拠となる。
  - 4) 幼児の個人差による指導を認め、異なった幼児に画一的な基準を用いる事をさける。幼児の目の前で、乱暴な比較を用いることを慎む。
  - 5) 発達の観点から幼児を扱い、現在の水準をよく理解した上で、さらにその発達の速度、特徴および傾向などに十分注意しなければならない。

## 基础课程改革纲要（试行）（抜粋）

（基礎課程改革綱要（試行）（抜粋））

2001年発布教基〔2001〕17号

改革開放以来、我が国の基礎教育は輝かしい成功を取め、基礎教育課程の設定も顕著な成績を取めてきた。ただし、我が国の基礎教育全体の水準はまだ低く、元来の基礎教育課程は未だ完全に時代の発展要求に適応していない。

「教育改革の深化と素質教育の全面的推進に関する中共中央、国務院の決定」（中発〔1999〕9号）および「基礎教育改革と推進に関する国務院の決定」（国発〔2001〕21号）を貫徹するために、教育部決定の基礎教育改革の推進に力を入れ、基礎教育の課程体系、構造、内容を調整し改革して、素質教育の要求に合致する基礎教育課程体系を構築する。

新しい課程体系は、幼児教育、義務教育および高等教育に適用する。

### I 課程改革の目標

1. 基礎教育課程改革は、邓小平氏の「教育は近代化に向け、世界に向け、未来に向けなければならない。」という考え方、また江泽民氏の「3つの代表」の思想を重要な指導理念として、党の方針を徹底して行い、全面的に素質教育を実施しなければならない。

新しい課程の養成目標は、時代の要求を体現したものでなければならない。学生に愛国主義、集団主義精神を身につけさせ、中華民族の優秀な伝統および革命の伝統を継承し、発揚しなければならない。社会主義民主法制意識を身につけ、国家法律および社会公德を遵守する。徐々に正確な世界観、人生観、価値観を形成する。社会的責任感を身につけ、人民奉仕のために努力する。初歩的な創新精神、実践能力、科学および人文の素養、さらに環境意識を身につける。健康な身体と精神および良好な心的資質を備え、健康的な審美趣味や生活方法を育成する。理想を抱き、道徳心を身につけ、文化的素養を身につけ、規律を備えた新しい時代の人となる。

### III 課程基準

9. 幼児園教育は、幼児の心身発達の特徴および教育原理に基づくべきである。保育と教育の結合および遊びが基本的活動の原則であることを堅持する。家庭と地域が密接に協力し、幼児の良好な行為、習慣を育成する。幼児の好奇心や知的欲求を保護し、啓発し、幼児の心身の全面的な調和的発達を促進する。

注) 抜粋箇所 「導入部分」および「課程改革の目標」1の全文、「課程基準」のうち幼児園教育に関する部分

# 教师资格条例

## (教師資格条例)

1995年12月12日 中華人民共和国国务院令第188号発布

### 第1章 総則

**第1条** 教師の資質を高め、教師陣の建設を強化するために、「中華人民共和国教師法」に基づいて本条例を制定する。

**第2条** 各級各類の学校およびその他の教育機関で、教育教学業務に専門に従事する中国公民は、法に基づいて教師資格を取得しなければならない。

**第3条** 国务院教育行政部門は、全国の教師資格業務を主管する。

### 第2章 教師資格の分類と適用

**第4条** 教師資格を次の通り分類する。

- 1) 幼稚園教師資格
- 2) 小学校教師資格
- 3) 初級中学（中学校）教師および初級職業学校一般教養課程、専門課程教師資格（以下初級中学校教師資格と統一して称する）
- 4) 高級中学（高等学校）教師資格
- 5) 中等専門学校、職業訓練学校、職業高等学校一般教養課程、専門課程教師資格（以下中等職業学校教師資格と統一して称する）
- 6) 中等専門学校、職業訓練学校、職業高等学校実習指導教師資格（以下中等職業学校実習指導教師資格と統一して称する）
- 7) 大学教師資格。

成人教育の教師資格は、成人教育の段階に基づいて、上項規定に基づいて類別を確定する。

**第5条** 教師資格を取得した公民は、本級およびそれ以下の等級の各種学校およびその他の教育機関の教師を担当することができる。ただし、中等職業学校の実習指導教師の資格を取得した公民は、中等専門学校、職業高等学校あるいは職業中学校の実習指導教師のみを担当することができる。

高等学校教師資格と中等専門学校教師資格は、相互に通用する。

### 第3章 教師資格条件

**第6条** 教師資格条件は、教師法第10条第2項の規定に基づいて実施する。その中で、「教育教学の能力を有する」とあるのは、国家規定の教育教学業務に従事する身体的条件に合致することを包攝している。

**第7条** 教師資格の取得は、相応の学歴を備えていなければならない。教師法第11条の規定に基づいて実施する。

中等専門学校の実習指導教師の資格取得は、国务院教育行政部門が規定した学歴を備えていなければならない。併せて技師補に相当する専門技術職務以上あるいは中級以上の技術労働者等級を備えていなければならない。

#### 第4章 教師資格試験

**第8条** 教師法に規定された教師資格学歴を備えていない公民は、教師資格取得を申請し、国家が設置あるいは認可している教師資格試験を通過しなければならない。

**第9条** 教師資格試験の科目、基準および試験要綱は、国务院教育行政部門が審査する。

教師資格試験答案の編成、試験業務および試験成績証明書の発行は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等職業学校および中等職業学校実習指導教師資格に属する試験の場合、県級以上の人民政府教育行政部門が実施運営する。大学教師資格に属する試験の場合、国务院教育行政部門あるいは省、自治区、直轄市人民政府教育行政部門が委託した大学が実施運営する。

**第10条** 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等職業学校の教師資格試験および中等職業学校実習指導教師資格試験は、毎年1回行う。

前項諸列の教師資格試験に参加し、試験科目に全部合格した場合、教師資格試験合格証明書が発行される。その年の試験で不合格の科目は、1年後に追試験を行うことができる。追試験を行っても依然として1部門あるいは1部門以上の科目で不合格な場合は、再度全試験科目試験に参加しなければならない。

**第11条** 大学教師の資格試験は必要に基づいて行う。

大学教師資格試験に参加申請する場合、専門的な学問を身につけていなければならない。併せて2名の関連する専門教授あるいは副教授の推薦を有していなければならない。

#### 第5章 教師資格認定

**第12条** 教師法が規定する学歴あるいは教師資格試験合格証明書を備えた公民は、本条例の規定に基づいて、その教師資格の認定申請をすることができる。

**第13条** 幼稚園、小学校および中学校教師資格は、申請者の戸籍所在地あるいは申請者が教師になる学校所在地の県級人民政府教育行政部門が認定する。

高等学校教師資格は、申請者の戸籍所在地あるいは申請者が教師になる学校の所在地の県級人民政府教育行政部門が審査の後、1級教育行政部門に報告し認定する。

中等職業学校教師資格および中等職業学校実習指導教師資格は、申請者の戸籍所在地あるいは申請者が教師になる学校所在地の県級人民政府教育行政部門が審査の後、1級教育行政部門に報告し認定する。あるいは組織関連部門が認定する。

国务院教育行政部門あるいは省、自治区、直轄市人民政府教育行政部門の委託を受けている大学は、本校勤務者および勤務予定者の大学教師資格に責任を負う。

まだ国务院教育行政部門あるいは省、自治区、直轄市人民政府教育行政部門の委託を受けていない大学の勤務者および勤務予定者の大学教師資格は、学校行政管轄関係に基づいて、国务院教育行政部門が認定するかあるいは学校所在地の省、自治区、直轄市人民政府教育行政部門が認定する。

**第14条** 教師資格認定は本人が申請をしなければならない。

教育行政部門および委託を受けている大学は、毎年春季、秋季にそれぞれ1回教師資格認定申請を受理する。具体的な受理期限は教育行政部門あるいは委託を受けている大学が規定し、かつ適当な形式で公布する。申請者は規定の受理期限内に申請しなければならない。

**第15条** 教師資格認定の申請は、教師資格認定一覧および下記の証明書あるいは資料を提出しなければならない。

- 1) 身分証明
- 2) 学歴証書あるいは教師資格試験合格証明
- 3) 教育行政部門あるいは委託を受けている大学の指定医院が準備した身体検査証明
- 4) 戸籍所在地の街道办事处、郷人民政府あるいは業務単位、卒業した学校の思想品德、犯罪記録の有無などの状況の審査および証明資料。

申請者が提出した証明書あるいは資料が不完全な場合、教育行政部門あるいは委託を受けた大学は、早速申請者に通知し、受理期限終了前に補完しなければならない。

教師資格認定申請一覧は、国務院教育行政部門の統一書式による。

**第 16 条** 教育行政部門あるいは委託を受けた大学は、公民の教師資格認定申請を受理した後、申請者の条件に対して審査しなければならない。認定条件に合致した場合、受理期限終了の日から起算して 30 日以内に相応の教師資格証書を発行しなければならない。認定条件に合致しなかった場合、受理期限終了の日から起算して 30 日以内に結論を本人に通知しなければならない。

非師範大学卒業あるいは教師資格試験合格者が、幼稚園、小学校あるいはその他の教師の資格認定を申請した場合、面接試験および会話試験を行い、その教育教学能力を考査する。実際状況および必要性に基づいて、教育行政部門あるいは委託を受けた大学は、申請者に教育学、心理学などの課程の補習を要求することができる。

教師資格証書は全国範囲内で適用される。教師資格証書は、国務院教育行政部門が統一して印刷する。

**第 17 条** すでに教師資格を取得している公民が、さらに大学レベルあるいはその他の教育機関の教師資格取得を予定している場合は、それ相応の教師資格試験あるいは教師法規定の相応の学歴取得を通過しなければならない。併せて本章規定に基づいて合格認定を経た後、教育行政部門あるいは委託を受けた大学が、相応の教師資格合格証書を発行する。

## 第 6 章 罰則

**第 18 条** 教師法第 14 条の規定に基づいて教師資格を喪失した場合、再び教師資格を取得することはできず、その教師資格証書は県級以上の人民政府教育行政部門が接収する。

**第 19 条** 下記に該当する場合、県級以上の人民政府教育行政部門がその教師資格を取り消す。

- 1) 不正をして、教師資格をだまし取った場合
- 2) 品行不良で、学生を侮辱し悪影響があった場合。

教師資格を取り消された場合、取り消された日から起算して 5 年以内は教師資格認定申請はできない。その教師資格証書は、県級以上の人民政府教育行政部門が接収する。

**第 20 条** 教師資格試験に参加して不正行為があった場合、その試験の成績を無効とし、3 年以内は教師資格試験に参加できない。

**第 21 条** 教師資格試験出題者およびその他の関連職員が守秘規定に違反して、試験問題、参考答案および採点漏洩を引き起こした場合、教育行政部門は法に基づいて法律責任を追及する。

**第 22 条** 教師資格認定業務中に職責をおろそかにし、情実にとらわれて不正行為をし、教師資格認定業務に対して損失を引き起こした場合、教育行政部門が法に基づいて行政処分をする。犯罪行為がある場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

第7章 附則

第23条 本条例は公布の日から施行する。



# 社会力量办学条例

## (社会各界の力による学校経営条例)

### 第1章 総則

- 第1条** 社会各界による学校経営を奨励し、学校経営者および学校とその他の機関、教師およびその他の教育職員、教育を受ける者の合法權益を擁護し、社会各方面の力による学校経営事業の健全な発展を促進するために、本条例を制定する。
- 第2条** 企業事業組織、社会团体およびその他の社会組織と公民個人が、非国家財政性教育經費を利用して、社会に学校およびその他の教育機関（以下教育機関と略称する）を設立経営する活動に、本条例を適用する。
- 第3条** 社会各界による学校経営事業は、社会主義教育事業の組成部分である。各級人民政府は、社会各界による学校経営業務指導を強化し、社会各界による学校経営事業を国民経済および社会発展計画の中に取り入れなければならない。
- 第4条** 国家は社会各界による学校経営を積極的に奨励し、強力に支援し、正確に指導し、管理を強化する方針を実施する。
- 第5条** 社会各界は職業教育、成人教育、高等学校教育および就学前教育を実施する教育機関を重点として、設立経営しなければならない。国家は社会各界による学校経営を奨励して、義務教育機関をつくり、国家が実施する義務教育を補完する。国家は社会各界の経営による高等教育機関（大学以上）を厳格に統制する。
- 社会各界は、宗教学校および形を変えた宗教学校を設立してはならない。
- 第6条** 社会各界が設立した教育機関は、営利を目的としてはならない。
- 第7条** いかなる組織あるいは個人も、社会各界による学校経営を名目として、企業事業組織および個人に、教育費分担金を課してはならない。
- 第8条** 国家は社会各界が設立した教育機関の合法權益を保障する。
- 社会各界が設立した教育機関は、法に基づき学校経営自主権を享有する。
- 第9条** 社会各界が設立した教育機関は、法律、法規を遵守し、社会主義的学校経営方針を堅持し、国家の教育方針を貫徹し、教育教学の質を保障しなければならない。
- 第10条** 社会各界が設立した教育機関およびその教師と学生は、法に基づき国家が設立した教育機関およびその教師と学生と平等の法律的地位を享有する。
- 第11条** 國務院教育行政部門は、全国の社会各界による学校経営業務の統括計画に責任を負い、総合的に協調して大局的管理を行う。
- 國務院教育行政部門は、労働行政部門およびその他の関連部門と國務院規定の職務責任範囲内で、関連する社会各界による学校経営業務に責任を負う。
- 県級以上の地方各級人民政府関連部門は、省、自治区、直轄市人民政府規定の職務責任に基づいて、関連する社会各界による学校経営業務に責任を負う。
- 第12条** 社会各界による学校経営の中で、特に際立った貢献をした組織および個人に対しては褒賞を与える。

## 第2章 教育機関の設立

**第13条** 教育機関経営を申請する単位は、法人資格を備えていなければならない。教育機関経営を申請する個人は、政治的権利および完全な民事行為能力を備えていなければならない。

国家教育試験、職業資格試験および技術等級試験などを実施する試験機関は、その試験業務と関連する教育機関を設立してはならない。

**第14条** 教育機関の設立は、教育法、職業教育法規定の条件を備えていなければならない。

高等学歴教育を実施する学校の設置基準は、國務院教育部門が制定する。その他の教育機関の設置基準は、省、自治区、直轄市人民政府が制定する。

**第15条** 学歴教育および文化補習教育、就学前教育、独学試験の学習支援を実施する教育機関の設立は、県級以上の人民政府教育行政部門が、国家規定の審査認定権限に基づいて審査認定し、併せて同級教育行政部門に、計画の写しをとり送達する；その他の教育機関の設立は、関連行政主管部門が国家規定の審査認定権限に基づいて審査同意を経た後、同級教育行政部門が審査認定する。

**第16条** 教育機関設立を申請する場合、設立者は審査認定機関に下記の材料を提出しなければならない。

- (1) 設立申請報告書
- (2) 設立者資格証明公文書
- (3) 任命予定の校長あるいは主たる行政責任者および招聘予定教師の資格証明公文書
- (4) 教育機関設立予定者の資産および経費出所源証明公文書
- (5) 教育機関設立予定の規約および発展計画
- (6) 審査認定機関が提出を要求するその他の資料。

連合して教育機関を設立する場合、さらに連合設立協議書を提出しなければならない。

**第17条** 教育機関の審査認定は、教育機関の設立条件、設置基準を根拠にしなければならず、併せて国家利益と社会公益、さらに合理的教育構造と配置の要求に合致しなければならない。

学歴教育を実施する教育機関の設置を申請する場合、審査認定機関は、毎年第3四半期前に受理し、第2年4月末前に書面形式で回答する；その他の教育機関の設立を申請する場合、審査認定機関は、申請を受理した日から3か月以内に書面形式で回答しなければならない。

**第18条** 審査認定機関は設立を許可した教育機関に対して学校経営許可証を発行する。学校経営許可証は國務院および労働行政部門が職務責任分担に基づいて別々に作成する。

教育機関は、学校経営許可証取得後、関連する社会各界設立非企業単位登記行政規則に基づいて登記しなければならない。そのうえで教育教学活動を展開することができる。

**第19条** 教育機関は支部などを設立してはならない。

**第20条** 教育機関の名称は、その種類、段階および所在する行政区域を確実に表示しなければならない。國務院教育行政部門あるいは労働行政部門の許可を受けていない場合、「中華」「中国」「国際」などの字句を名称の前につけてはならない。

## 第3章 教育機関の教学および行政管理

**第21条** 教育機関は学校理事会を設立することができる。学校理事会は校長あるいは主たる行政責任者を選任して提出し、教育機関の発展、経費の調達措置、経費予算・決算など重要事項を決定する。

学校理事会は、設立者あるいはその代表が、教育機関職員の代表および教育事業に熱心で品行方正な社会人で組織する。その中で1/3以上の理事は、5年以上教育教学経験を備えていなければならない。

理事長は設立者が推薦し、理事は学校理事会が規定に基づいて推薦する。理事は審査認定機関の審査を経た後、招聘任命する。

国家の現職職員は教育機関の理事を兼任してはならない。ただし、特殊な必要性が生じた場合は、県級以上の人民政府あるいはその関連部門の任命を経た場合を除外する。

**第 22 条** 教育機関の校長あるいは主たる行政責任者は、教学およびその他の行政管理業務に責任を負う。

教育機関の校長あるいは主たる行政責任者の勤務条件は、国家設立の同級同類の教育機関の校長あるいは行政責任者の勤務条件を参照して執行する。ただし年齢は適当に緩和できる。

**第 23 条** 教育機関の理事を担任する校長あるいは主たる行政責任者および総務、会計、人事職務を担任する職員の間では、親族回避制度を実施する。

**第 24 条** 教育機関の教師およびその他の教育職員は、労働組合法に基づいて労働組合を組織する権利を有しその合法権益を維持する。

**第 25 条** 教育機関は国家の関連規定に基づいて、自主的に教師およびその他の教育職員を招聘任命する。教育機関が招聘任命する教師は、国家規定の教師資格および勤務条件に合致しなければならない。教育機関はその招聘任命した教師に対して、政治思想教育および業務養成訓練を強化しなければならない。

教育機関が招聘任命する外国籍教師は、国家の関連規定に基づいて処理する。

**第 26 条** 教育機関は国家関連の学生募集規定に基づいて自主的に学生を募集する。

教育機関の学生募集要綱および広告は、審査認定機関を経なければならず、審査の後発行することができる。

教育機関が試験などによって募集する国外の学生は、国家関連規定に基づいて処理する。

**第 27 条** 教育機関は国家関連規定に基づいて自主的に専門の設置を決定する。

**第 28 条** 教育機関の教学内容は、憲法、法律および法規の規定に合致しなければならない。

社会各界が設立する中学校および小学校は、国务院教育部門および所在する省、自治区、直轄市人民政府教育部門が制定する課程計画および教学大綱の要求に基づいて教育、教学を実施しなければならない。選択して使用する教材は、省、自治区、直轄市人民政府教育行政部門の審査決定を経なければならない。

**第 29 条** 教育機関は社会公共施設、設備および資料を十分に利用し、併せて放送テレビ大学および放送テレビ学校の役割を十分借りて、教育教学活動を発展させ、教育教学の質を高める。

**第 30 条** 教育機関は国家関連規定に基づいて、学籍および教学管理制度を確立し、履行しなければならない。

**第 31 条** 学歴教育実施認可学校の学生が、学業を成就し試験に合格した場合、所在する学校が国家関連規定に基づいて学歴証書を発行する。

**第 32 条** 教育機関が印章を作るには、学校経営許可証および審査認定機関が出した証明を有し、所在地の県級以上の人民政府公安機関で審査認定手続きをしなければならない。

教育機関はその印章のデザインを記録に載せるために審査認定機関および公安機関に報告しなければならない。

**第 33 条** 教育行政部門、労働行政部門およびその他の関連部門は、社会各界による学校経営業務に対して、監督管理を強化しなければならない。県級以上の地方各級人民政府は、本行政区内教育機関の学校経営の水準、教育の質に対して、監督指導、評価を強化しなければならない。

いかなる行政部門も教育機関監督管理実施に対して、費用を徴収してはならない。

#### 第 4 章 教育機関の財産、財務管理

**第 34 条** 教育機関は法に基づいて財務、会計制度および財産管理制度を確立し、併せて行政事業単位会計制度規定に基づいて会計帳簿を設置しなければならない。

**第 35 条** 教育機関は国家関連規定に基づいて費用を徴収する。

教育機関の徴収費項目および基準は、該当する教育機関が提出し、審査認定機関の審議を経る。財政部門、価格管理部門が職責分担に基づき、該当する教育機関の教育教學費および受ける資金援助の実際状況に基づいて審査し確定する。

**第 36 条** 教育機関は存続期間中、法に基づいて財産を管理し、使用することができるが、譲渡したり、担保に用いてはならない。

いかなる組織および個人も教育機関の財産を横領してはならない。

**第 37 条** 教育機関は、各種職員の賃金福利支出が学校経営経常費用に占める割合を確定し、記録に載せるために審査認定機関に報告しなければならない。

教育機関における資金蓄積は、教育投入増加および学校経営条件の改善にのみ使用することができる。分配に用いたり、校外投資に用いてはならない。

**第 38 条** 教育機関は 1 会計年度が終了するたびに、財務会計報告書を作成し、また審査認定機関の要求に応じて、社会の監査機関に委託し、その財務会計状況に対して監査を行い、審査認定機関に報告しなければならない。

#### 第 5 章 教育機関の変更と解散

**第 39 条** 教育機関の名称、性格、段階の変更は、審査認定機関に報告し、認可を受けなければならない。変更、その他の事項は記録に載せるため、審査認定機関に報告しなければならない。

**第 40 条** 教育機関の合併に際しては、財産の清算および財務決算を行った後、合併後の教育機関がもとの在校生を適切に配置しなければならない。

**第 41 条** 教育機関は下記の状況に該当する場合、解散しなければならない。

- (1) 教育機関の学校理事会あるいは設立者が、教育機関の規約規定に基づいて解散を要求する場合
- (2) 正常な教育教學活動を発展させていく方法がない場合。

教育機関の解散は、審査認定機関が審議する。

**第 42 条** 教育機関が解散する時、在校生を適切に配置しなければならず、審査認定機関は協力し支援することができる。義務教育機関が解散する時、審査認定機関は義務教育を受けている学生の就学継続を按配しなければならない。

**第 43 条** 教育機関が解散する時には、先に教職員の賃金および社会保険費の不足分を支出しなければならない。教育機関が清算した後の剰余財産は、設立者の投入分を返還あるいは金銭に換算して返還した後、その余剰は審査認定機関が統括して按配し、社会各界の学校経営事業発

展のために用いる。

**第 44 条** 審査認定機関は、解散を決定した教育機関を公告する。またその学校経営許可証と印章の返還を求め、封印して保存しなければならない。

## 第 6 章 保障と扶助

**第 45 条** 県級以上の各級人民政府の関連部門は、関連法律、法規の規定に基づいて、社会各界が設立した学校に対して扶助しなければならない。

**第 46 条** 県級以上の各級人民政府教育行政部門、労働行政部門およびその他の関連部門は、社会各界が設立した教育機関に対して業務指導、教研活動、教師管理、奨励表彰などの面で、国家設立教育機関と同等の対応をしなければならない。

**第 47 条** 教育機関の建設に土地の使用を必要とする場合、県級以上の地方各級人民政府は、国家関連規定および実際状況に基づいて計画を受け入れ、公益事業用地に基づく処理を行い、かつ優先的に按配することができる。

**第 48 条** 教育機関の教師およびその他の教育職員の賃金、社会保険および福利は、教育機関が法に基づいて保障する。

専任の教師が教育機関で業務する期間は、連続して教育年数を計算しなければならない。

**第 49 条** 社会各界が経営する教育機関の学生の進学、試験および社会活動参加などの方面は、法に基づいて国家が経営する教育機関の学生と平等な権利を享有する。

教育機関の学生の就職は、社会の要求に合わせて、平等な競争、優れているものを選び採用するという原則を実施し、人を任用する単位が差別してはならない。

## 第 7 章 法律責任

**第 50 条** 社会各界による学校経営において、教育法の規定に違反した場合は、教育法の関連規定に基づいて処罰する。

**第 51 条** 経営者が虚偽の出資をしたり、あるいは教育機関が成立した後に出資を引き出して逃げた場合、審査認定機関は責任をもって改善命令を出す。改善しない場合、出資金額あるいは引き出して逃げた資金額の 2 倍以下の罰金に処さなければならない。経緯が重大な場合は、審査認定機関は責任をもって学生募集停止を命じ、学校経営許可証を抹消する。

**第 52 条** 学校経営許可証を偽造、変造および売買した場合、公安機関が治安管理処罰条例に基づいて処罰する。犯罪行為がある場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

**第 53 条** 教育機関が査定を経た項目および基準を超過して費用を徴収した場合、審査認定機関は責任をもって期限をきり、超過徴収費用を返却することを命じる。併せて財政部門、価格管理部門が関連法律、法規に基づいて処罰する。

**第 54 条** 教育機関が各種職員の賃金福利の学校経営経常経費支出に占める割合を確定しなかったり、あるいは確定された割合に基づかないで実施した場合、資金の蓄積を分配あるいは校外投資に用いた場合には、審査認定機関は責任をもって改善命令を出し、かつ警告することができる。経緯が重大で改善を全く受け入れない場合、審査認定機関は責任をもって学生募集を停止し、学校経営許可証を抹消あるいは接収管理する。

**第 55 条** 教育機関の管理が混乱し、教育教学の質が低下し、悪影響を引き起こした場合、審査認定機関は期限をきって整理し、かつ警告することができる。経緯が重大あるいは整理が要求

に達しない場合は、審査認定機関は責任をもって学生募集を停止し、学校経営許可証を抹消あるいは接収して管理する。

**第 56 条** 審査認定機関が職権を濫用し、情実にとらわれて不正行為をした場合、あるいは認可した教育機関に対して管理をおろそかにして重大な結果をもたらした場合には、直接責任主管者およびその他の直接責任者に対して法に基づいた行政処分をする。犯罪行為がある場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

行政部門が教育機関に対して監督責任を実施する際に費用を徴収した場合には、徴収した費用を返還する。直接責任を負っている主管者およびその他の直接責任者に対して、法に基づいて行政処分をする。

**第 57 条** 独立機関を設置しない社会各界経営の養成訓練活動は、本条例に基づいて実施する。

**第 58 条** 国外の組織、個人が中国国内で学校経営および共同学校経営をする場合、国務院が別途方法を制定し、本条例を適用しない。

**第 59 条** 本条例を施行する前に、法律、法規および規約に基づいて認可成立あるいは登記登録した社会各界経営の教育機関は、継続して存続することができる。設立途上の学校であって本条例規定に基づいて学校経営許可証を処理しなければならない場合は、追って処理しなければならない。その中で、本条例規定の条件を完全に備えていない場合は、規定の期限内に本条例規定の条件を達成しなければならない。

**第 60 条** 本条例は、1997年10月1日から施行する。本条例第18条第2項は、社会各界設立に関連する非企業単位が登記した行政法規施行の日から施行する。

# 中华人民共和国民办教育促进法

## （中華人民共和國民營教育促進法）

（2002年12月28日第9期全国人民代表大会常務委員会第31回会議通過）

### 第1章 総則

**第1条** 科学教育立国戦略を実施し、民営教育事業の健全な発展を促進し、民営学校および教育を受ける者の合法權益を擁護するために、憲法および教育法に基づいて本法を制定する。

**第2条** 非国家財政性の経費を利用する国家機関以外の組織あるいは個人、社会が経営する学校およびその他の教育機関の活動に配慮して、本法を適用する。

**第3条** 公益性事業に属する民営教育事業は、社会主義教育事業の組成部分である。

国家は、民営教育に対して積極的に奨励し、支持し、正しく指導し、法に基づいて管理する方針をとる。各級人民政府は、民営教育事業を国民経済および社会発展計画に組み入れなければならない。

**第4条** 民営学校は、法律・法規を遵守し、国家の教育方針を徹底して行い、教育の質を保障し、社会主義建設事業の各種人材養成に力を注がなければならない。

民営学校は、教育と宗教を分離するという原則を徹底しなければならない。いかなる組織および個人も、宗教を利用して国家教育制度の活動を妨害してはならない。

**第5条** 民営学校と公営学校は同等の法的地位を所有し、国家は民営学校の学校経営自主権を保障する。

国家は、民営学校の設立経営者、校長、教職員および教育を受ける者の合法權益を保障する。

**第6条** 国家は、寄付による学校経営を奨励する。

国家は、民営教育事業のために際立った貢献をなした組織や個人に対して、奨励や表彰を与える。

**第7条** 國務院教育行政部門は、全国民営教育業務の統括計画に責任を負い、協調して大局的管理を行う。

國務院労働および社会保障行政部門とその他の関連部門は、國務院規定の職責範囲内で分業し、関連する民営教育業務に責任を負う。

**第8条** 県級以上の地方各級人民政府教育行政部門は、本行政区域内の民営教育業務を主管する。

県級以上の地方各級人民政府の労働および社会保障行政部門と、その他関連部門は、各自の職責の範囲内で分業して関連する民営教育業務に責任を負う。

### 第2章 設立

**第9条** 民営学校を設立経営する社会組織は、法人資格を有していなければならない。

民営学校を経営する個人は、政治的権利および完全な民事行為能力を有していなければならない。

民営学校は、法人条件を備えていなければならない。

**第10条** 民営学校設立については、当該地域の教育発展の要求を満たさなければならず、教育法およびその他の関連法律、法規、規定の諸条件を備えなければならない。

民営学校の設置基準は、同級同類の公営学校の設置基準を参照して執行する。

**第 11 条** 学歴教育、就学前教育、大学卒業資格認定試験の補助およびその他の文化教育を行う民営学校の設立は、県級以上の人民政府教育行政部門が国家規定の権限に基づいて審査認定する。いわゆる職業技術をもって主たる職業資格として養成訓練する職業技術養成民営学校の設立は、県級以上の人民政府労働行政部門および社会保障行政部門が国家規定の権限に基づいて審査認可する。併せて写しをとって送達し同級教育行政部門の記録に載せるものとする。

**第 12 条** 民営学校の設立計画申請は、設立者が審査認定機関に下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 設立申請報告書。内容は主として次のことを包括しなければならない：設立経営者、養成訓練目標、学校経営規模、学校経営段階、学校経営形式、学校経営条件、内部管理体制、経費調達と使用管理など
- (2) 設立経営者の姓名、住居あるいは名称、住所
- (3) 資金調達源、資金額および有効証明公文書、併せて財産権の明記
- (4) 寄贈性質に属する学校財産は、寄贈合意書を提出しなければならない。寄贈者の姓名の明記、寄贈資産の数量額、用途と管理方法および関連する有効証明公文書。

**第 13 条** 審査認定機関は、民営学校設立計画申請を受理した日から起算して 30 日以内に、書面形式で認定の可否の決定を通知しなければならない。

設立計画を認定する場合は、設立計画許可書を発行する。設立計画を認定しない場合は、その理由を説明しなければならない。

設立計画期日は 3 年を超えてはならない。3 年を超えた場合、設立者は再度新しく申請しなければならない。

**第 14 条** 民営学校設立の正式な申請は、設立者が審査認定機関に下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 設立計画許可書
- (2) 設立計画状況報告書
- (3) 学校規則、第 1 期学校理事会、役員会あるいはその他の決定機関組織員名簿
- (4) 学校資産の有効証明公文書
- (5) 校長、教頭、財務会計職員の資格証明公文書。

**第 15 条** 学校経営条件を備え、設置基準に達している場合には、直接正式に設立を申請することができるが、併せて本法第 12 条と第 14 条(3)(4)(5)項が規定する資料を提出しなければならない。

**第 16 条** 民営学校設立を正式に申請した場合、審査認定機関は受理した日から起算して 3 か月以内に書面形式で認可するかどうかの決定を下さなければならない。併せて申請者に通知しなければならない。

**第 17 条** 審査認定機関は、設立を正式に認可した民営学校に対して学校経営許可証を発行する。

審査認定機関は、正式に設立を認可しない場合には、その理由を説明しなければならない。

**第 18 条** 民営学校は学校経営許可証を取得し、併せて関連する法律に基づいて行政法規の登記を行う。登記機関は関連規定に基づいて即時処理しなければならない。



### 第3章 学校の組織と活動

**第19条** 民営学校は、学校理事会、役員会、あるいはその他の形式の決定機関を設立しなければならない。

**第20条** 学校理事会あるいは役員会は、設立者あるいはその代表、校長、教職員代表者によって組織される。そのうち1/3以上の理事あるいは役員は5年以上の教育・教学経験を備えていなければならない。

学校理事会あるいは役員会は、5人以上で組織し、理事長あるいは役員を1人置く。理事長、理事あるいは役員代表、役員名簿を審査認定機関に報告し、記録に載せなければならない。

**第21条** 学校理事会あるいは役員会は下記の職権を行使する。

- (1) 校長の招聘・任命および解任
- (2) 学校規則の改正および学校の規則制度の制定
- (3) 発展計画の制定、年度業務計画の認可
- (4) 学校経営経費の徴収および予算、決算の審査
- (5) 教職員の編成、定員および賃金水準の決定
- (6) 学校の分立、合併、停止の決定
- (7) その他重要事項を決定する。

その他政策決定機関の職権の形式は、本条規定に基づき執行する。

**第22条** 民営学校の法定代表者は、理事長、役員会会長あるいは校長が担任する。

**第23条** 民営学校は、同級同類の公立学校校長の勤務条件を参考にして校長を招聘・任命する。年齢は適当に緩和してよい。審査認定機関に報告し審査の上許可を受ける。

**第24条** 民営学校校長は学校の教育・教学および行政管理業務に責任を負い、下記の職権を行使する。

- (1) 学校理事会、役員会あるいはその他の形式で政策を決定し執行する
- (2) 発展計画を実施し、年度業務計画、財務予算、および学校規則制度を制定する
- (3) 学校職員の招聘・任命および解任、賞罰を行う
- (4) 教育・教学、科学研究活動を運営し、教育・教学の質を保証する
- (5) 学校の日常管理業務に責任を負う
- (6) 学校理事会、役員会あるいはその他の形式の政策決定機関に、その他の権利を授ける。

**第25条** 民営学校は学生募集に対して、その類別、就業年限、学業成績に基づき、国家関連規定により学歴証書、修了証明書あるいは養成訓練合格証書を交付することができる。

職業技術養成訓練を受ける学生に対して、政府認可の職業技術評定機関の評定を経て合格した場合、国家職業資格証明書を交付することができる。

**第26条** 民営学校は、法に基づいて、教師が主体となった教職員代表大会などの形式を通じて、教職員が民主的管理および監督に参加することを保障する。

民営学校の教師およびその他の職員は、労働組合法に依拠する権利があり、労働組合組織を確立し、その合法権益を擁護する。

### 第4章 教師と教育を受ける者

**第27条** 民営学校の教師、教育を受ける者、および公立学校の教師、教育を受ける者は、同等の法的地位を有する。

**第28条** 民営学校の招聘任命教師は、国家规定の教師資格を有していなければならない。

**第29条** 民営学校は教師に対して、思想品德教育および業務養成訓練を行わなければならない。

**第30条** 民営学校は法に基づいて教職員の賃金、福利待遇を保障し、かつ教職員のために社会保険費を上納しなければならない。

**第31条** 民営学校の教職員は、業務訓練、職務招聘任命、教育年数および在職年数計算、表彰奨励、社会活動などの方面において、法に基づいて公立学校の教職員と同等の権利を享有する。

**第32条** 民営学校は法に基づき教育を受ける者の合法權益を保障する。

民営学校は国家规定の学籍管理制度を確立し、教育を受ける者に対して、奨励あるいは処分を実施する。

**第33条** 民営学校の教育を受ける者は、進学、就職、社会優待および先進的なことへの参加に、評価選定などの面で同級同類の公立学校の教育を受ける者と同等の権利を享有する。

### 第5章 学校資産と財務管理

**第34条** 民営学校は法に基づいて、財務、会計制度および資産管理制度を確立し、併せて国家の関連規定に基づいて会計帳簿を置く。

**第35条** 民営学校は経営者が投入する民営学校の資産、国有財産、受贈財産および学校経営の資金蓄積に対して法人財産権を享有する。

**第36条** 民営学校存続期間は、所有している資産を、民営学校が法に基づいて管理、使用する。いかなる組織および個人もこれを侵占されない。

いかなる組織および個人も、民営教育機関が徴収する諸費用について、法律、法規に違反してはならない。

**第37条** 民営学校は、学歴教育を受ける者に対して、徴収費項目および基準を制定し、関連部門に報告して認可を受け併せて公示する。その他の教育を受ける者に対する徴収費項目および基準は学校が制定し、関連部門に報告し併せて公示する。

民営学校徴収費は、主として教育教学活動の改善および学校経営条件の改善に用いなければならない。

**第38条** 民営学校資産の使用および財務管理は、審査認定機関およびその他の関連部門の監督を受ける。

民営学校は毎会計年度の終結時に、財務会計報告を作成し、会計事務所に委託して法に基づいて監査を行い、併せて監査結果を報告しなければならない。

### 第6章 管理と監督

**第39条** 教育行政部門および関連部門は、民営学校の教育教学業務、教師養成訓練業務に対して指導をしなければならない。

**第40条** 教育行政部門および関連部門は、法に基づいて民営学校に対して監督指導を行い、学校運営の質を高めるよう促す；組織あるいは社会にある仲介組織に委託して、学校運営基準および教育の質を評価し、併せて評価結果を社会に公布する。

**第41条** 民営学校の学生募集要綱および広告は、審査認定機関にその計画を報告しなければならない。

**第42条** 民営学校が教育を受ける者の合法權益を侵犯した場合、教育を受ける者およびその親

族は、教育行政部門およびその他の関連部門に告訴する権利があり、関連部門は迅速に処理しなければならない。

**第 43 条** 国家は社会仲介組織が民営学校のためにサービスを提供することを支持し、奨励する。

### 第 7 章 扶助と奨励

**第 44 条** 県級以上の各級人民政府は、専項基金を設立することができる。民営学校の発展を経済的に援助するために使用し、際立った貢献をした集団および個人を表彰する。

**第 45 条** 県級以上の各級人民政府は、経費の経済的支援をすることができる。遊休国有資産などを民営学校に対する扶助として貸与したり、譲渡の措置をとることができる。

**第 46 条** 民営学校は、国家規定の税収優遇政策を享受する。

**第 47 条** 民営学校は、国家関連法律、法規に基づいて公民、法人あるいはその他の組織の寄付を受けることができる。

国家は、民営学校に財産を寄贈した公民、法人あるいはその他の組織に対して、関連規定に基づいて、税金優遇措置を与え、併せて表彰する。

**第 48 条** 国家は、金融機関の信用貸付手段を運用することを奨励して、民営教育事業が発展することを支持する。

**第 49 条** 人民政府は、民営学校に義務教育任務の引き受けを委託し、委託協議に基づいて相應の教育経費を支給しなければならない。

**第 50 条** 民営学校の新規建築、拡大建築は、人民政府が公益事業用地および建設の関連規定に基づいて、優遇措置を与えなければならない。教育用地はその他の用途に使用してはならない。

**第 51 条** 民営学校は、学校運営経費を除き、発展基金のための預金および国家関連規定に基づくその他の必要経費を差し引いた後、出資者は学校経営の剰余から合理的な報酬を得てよい。合理的な報酬を取得する場合、具体的な方法は国务院規定による。

**第 52 条** 国家は、社会組織および個人が少数民族地区、辺境貧困地区で民営学校を設立し、教育事業を発展させることを支持し、奨励する措置をとる。

### 第 8 章 変更と停止

**第 53 条** 民営学校の分立、合併は財務清算後に行うものとし、学校理事会あるいは役員会が、審査認定機関に報告し許可を求める。

民営学校が分立、合併を申請する場合、審査認定機関は受理してから3か月以内に書面形式で回答しなければならない。ただし、民営大学の分立、合併の申請の場合は、審査認定機関は受理した日から起算して6か月以内に書面形式で回答することができる。

**第 54 条** 民営学校経営者の変更は、経営者が提出しなければならず、財務清算を行った後に、学校理事会あるいは役員会の同意を経て審査認定機関に報告し、許可を求める。

**第 55 条** 民営学校の名称、段階、種類変更は、学校理事会あるいは役員会が審査認定機関に報告し、許可を求める。

その他民営学校の変更申請は、審査認定機関が受理した日から3か月以内に書面形式で回答しなければならない。ただし民営大学の変更申請の場合は、審査認定機関が受理した日から起算して6か月以内に書面形式で回答することができる。

**第 56 条** 民営学校は下記の事実のうち1つがあれば、停止しなければならない。

- (1) 学校規約規定に基づいての停止要求があり、かつ審査認定機関の許可を経ている場合
- (2) 学校経営許可証を取り上げられた場合
- (3) 資金を債務返済にあてず不法に学校経営を継続しているばあい。

**第 57 条** 民営学校を停止する時には、在校生を適切に配置しなければならない。義務教育を実施している民営学校を停止する時、審査認定機関は学校に協力して学生の就学継続を按配しなければならない。

**第 58 条** 民営学校を停止する時には、法に基づいて財務清算を行わなければならない。

民営学校が自らの要求で停止する場合、民営学校が清算処理をする。審査認定機関により法律に基づいて抹消される場合、審査認定機関が清算処理をする。資金を債務返済にあてず、不法に学校経営を継続していることによって停止される場合は、人民法院が清算処理をする。

**第 59 条** 民営学校の財産に対しては下記の順序に基づいて弁済する。

- (1) 教育を受けている者の学費およびその他の費用を返却しなければならない
- (2) 教職員の賃金および上納しなければならない社会保険費用を支払わなければならない
- (3) その他の債務を償還する。

民営学校の上述債務の弁済後の剰余財産は、関連する行政法規規定に基づいて処理する。

**第 60 条** 停止した民営学校については、審査認定機関が学校経営許可証および印章を廃棄し、併せて登記登録を抹消する。

## 第9章 法律責任

**第 61 条** 民営学校が教育活動中に教育法や教師法規定に違反した場合、教育法、教師法の関連規定に基づいて処罰される。

**第 62 条** 民営学校が下記の1つに該当した場合、審査認定機関あるいはその他の関連部門は責任をもって、期限をきって改善を命じ併せて警告する。違法所得があった場合には、徴収費を返却した後、違法所得を没収する。経緯が重大である場合は学生募集を停止し、学校経営許可証を抹消する。犯罪行為がある場合は法に基づいて刑事責任を追及する。

- (1) 無断で民営学校を分立、合併した場合
- (2) 無断で民営学校の名称、段階、種類および経営者を変更した場合
- (3) 虚偽の学生募集要綱あるいは広告を発行し、金銭をだましとった場合
- (4) 学歴証書、就業証書、養成訓練証書、職業資格証書を非合法的に発行あるいは偽造した場合
- (5) 管理が混乱して重大な影響を教育教学におよぼし、社会に非常に悪い影響を与えた場合
- (6) 虚偽の証明文書を提出したり、あるいはその他の詐欺的手段で重要な事実を隠し、学校経営許可証をだましとった場合
- (7) 学校経営許可証を偽造したり、変造したり、売買したり、貸したり借りたりした場合
- (8) 悪意で学校経営を停止したり、資金を持ち逃げしたり、あるいは学校経営経費を流用した場合。

**第 63 条** 審査認定機関および関連部門が下記の行為に該当する場合、上級機関が責任をもってその改善を命令する。経緯が重大な場合、直接責任主管者およびその他の直接責任者に対し、法に基づいて行政処分をする。経済的損失がある場合は、法に基づいて賠償責任を負わせる。犯罪行為がある場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

- (1) すでに設立申請を受理しているのに、期限が過ぎても回答しない場合
- (2) 申請が本法規定条件に合致していないのに、認可した場合
- (3) 管理をおろそかにし、事後に重大な結果をもたらした場合
- (4) 国家の関連規定に違反して費用を徴収した場合
- (5) 民営学校の合法権益を侵犯した場合
- (6) その他職権を濫用し、情実にとらわれて不正行為を犯した場合。

**第 64 条** 社会組織および個人が無断で民営学校を設立経営した場合には、県級以上の人民政府の関連行政部門は、責任をもって、期限をきって改善することを命令する。本法および関連法律規定の民営学校条件に合致する場合には、後から審査認可手続きしてもよい。ただし、期限が過ぎても依然として学校経営条件に達しない場合は、責任をもって学校経営停止を命令する。経済的損失がある場合は、法に基づいて賠償責任を負わせる。

## 第 10 章 附則

**第 65 条** 本法が称する民営学校には、法に基づいて設立されるその他の民営教育機関を包括する。

本法が称する校長は、その他の民営教育機関の主要な行政に責任を負う者を包括する。

**第 66 条** 工商行政管理部門で登記登録する経営的な民営養成訓練機関の管理方法は、国務院別途規定による。

**第 67 条** 国外の組織および個人が中国国内で共同学校経営をする方法は、国務院の規定による。

**第 68 条** 本法は 2003 年 9 月 1 日から施行する。1997 年 7 月 31 日国務院が発行した「社会力量办学条例」は同時に廃止する。

# 北京市学前教育条例

## (北京市就学前教育条例)

(2001年6月22日北京市第11期人民代表大会常務委員会第27回会議通過)

### 第1章 総則

**第1条** 本市就学前教育事業の発展，就学前教育の質の向上を促進し，保障するために「中華人民共和国教育法」「中華人民共和国未成年者保護法」および関連法律，法規に基づき，本市の実際状況と結びつけて，本条例を制定する。

**第2条** 本条例は本市行政区域内の各種形式の就学前教育に適用する。

本条例が称する就学前教育は学齡前児童に実施する教育を指す。

本条例が称する就学前教育機関は幼兒園，託児所およびその他学齡前児童に教育を実施する機関を指す。

**第3条** 就学前教育は国家教育事業の基礎的部分である。

就学前教育の発展については，国家教育方針を貫徹し，児童に対して体，知，徳，美諸方面の全面発達教育を実施し，その心身の健康と調和的発達を促進することにある。

就学前教育は学齡前児童の年齢の特徴と心身発達法則に従わなければならない，保育と教育を結合し，遊びを基本的形式とし，生活および各種活動の中に教育を宿すものとする。

本市は満3歳以下の乳幼児の早期教育の展開を唱導し，支持する。

**第4条** 就学前教育事業の発展は政府，社会，家庭，就学前教育機関の共同責任である。

本市は積極的に地域委託，多種形式で，全学齡前児童に対する就学前教育を発展させる。

本市は社会各界の力による就学前教育機関の設立を主体とし，政府設立の就学前教育機関は教育の質の向上の面で，模範的，指導的役割を發揮するものとする。

**第5条** 本市は遠郊の経済未発達地区の就学前教育事業の発展を支援する。

本市は併せて障害児童の就学前教育事業を支援する。障害児童の就学前教育は乳幼児から始め，健康の回復，訓練と結びつけて行わなければならない。

少数民族居住地区では，少数民族の特徴と要求に適する就学前教育事業を支援し発展させる。

**第6条** 本市は社会組織と公民が，法に基づいて就学前教育機関を設立経営することを奨励する措置をとる。

本市は国内，国外の組織と個人の寄付贈与，多種形式の支援で就学前教育事業を発展させることを奨励する。

**第7条** 市と区，県人民政府は，就学前教育事業で特に目立った貢献をした単位と個人に対して，表彰と奨励を与える。

### 第2章 就学前教育責任

**第8条** 各級人民政府は就学前教育に対する指導を強化し，就学前教育事業の発展に総合的に協調し，就学前教育を本地区の国民経済と社会発展計画に組み入れなければならない。

区，県と郷(村)，鎮(町)人民政府は，模範的役割を發揮する就学前教育機関を設立しなければならない。

都市や町の街道弁事所は，就学前教育機関および関連部門，社会団体と協調して，地域内の

就学前教育活動を展開し運営しなければならない。

農村地区と郷、鎮人民政府はその土地にあったやり方で就学前教育事業を發展させ、多種形式で管轄区内の学齡前児童が就学前教育を受けることを保証しなければならない。

**第 9 条** 市教育行政部門は本市行政区域内の就学前教育業務を主管し、就学前教育に対して統括して計画し管理する。区、県教育行政部門は本管轄区内の就学前教育管理業務に責任を負い、併せて各類就学前教育機関に対して監督指導を行う。

市と区、県人民政府その他関連部門は、各自の職務責任範囲内で関連する就学前教育業務に責任を負わなければならない。

**第 10 条** 全社会は就学前教育事業に関心を持ち、支持し、学齡前児童の健全な成長のために援助しなければならない。

各級婦女連合組織と居民委員会、村民委員会および地域内のその他の社会組織は、当地の人民政府と協力して、地域内の就学前教育機関未就園の児童およびその父母あるいはその他の後見人、学齡前児童の家庭看護就業者のために、就学前教育の指導とサービスを提供しなければならない。

**第 11 条** 父母あるいはその他の後見人は、学齡前児童の教育に対して主要な責任を負う。児童の心身の健全な成長のために良好な家庭環境を創出し、科学的教育方法を学習し、就学前教育およびその関連機関と協力し、児童の全面發達を促進しなければならない。

### 第 3 章 就学前教育機関と教職員

**第 12 条** 就学前教育機関は学齡前児童の身体の資質と心理資質の健全な發達を促進することを重視し、良好な生活、衛生習慣を養成する；児童の知力の發達を促進し、児童の祖国を愛する感情、良好な道徳的行為を養成する。

就学前教育機関が地域と協力し、保育、教育の知識を宣伝普及し、地域の就学前教育活動の發展を支援することを奨励する。

**第 13 条** 就学前教育機関設立經營は下記条件に合致しなければならない

- (1) 安全な地点、適切な環境での学校經營
- (2) 就学前教育要求と相互に適応し併せて国家規定の安全、衛生基準に合致する園舎、施設と設備を有すること
- (3) 相応の設立資金を準備すること
- (4) 国家規定の職業資格と健康条件に合致した教職員を準備すること。

**第 14 条** 就学前教育機関の設立は、所在する区、県教育行政部門で登記登録しなければならない。農村辺境地区の就学前教育機関の設立は、所在する郷、鎮人民政府で登記登録をすることができる。郷、鎮人民政府が区、県教育行政部門に出向き、記録に留める。

就学前教育機関の登記事項の変更あるいは經營停止は 3 か月前に原登記登録機関で変更を処理するか、あるいは手続きを抹消する。

**第 15 条** 就学前教育機関は安全防護、衛生保健制度を厳格に実施し、学齡前児童の安全と健康を保障しなければならない。

就学前教育機関の職員は学齡前児童を尊重し、愛護しなければならない。差別、侮辱、虐待および体罰を学齡前児童に加えることを厳禁する。

**第 16 条** 就学前教育機関で教育に従事する職員は、関連する専門知識を備えなければならない。

併せて教育行政部門が発行する就学前教育職務認定資格証書を取得する。就学前教育機関業務のその他の職員は国家と本市規定の就業資格を備えていなければならない。

**第 17 条** 学齢前児童の家庭看護従業者は、所在する地域で関連する保育と教育の知識および方法の養成訓練を受け、毎年定期的に衛生行政部門の指定する医療保健機関で健康検査を受けなければならない。

#### 第 4 章 就学前教育保障

**第 18 条** 各級人民政府は就学前教育専項経費を按配する。主として関連する教育改革、評価、表彰、養成訓練と遠郊の経済未発達地域の就学前教育の発展助成に用いる。いかなる組織と個人も流用したり、上前を取ってはならない。

**第 19 条** 就学前教育機関の徴収費はコスト計算制度を実施する。就学前教育機関はコストに基づいて徴収費基準を計算し、物価部門の審査を経た後執行する。

**第 20 条** 都市の住宅地域の新造、改造は人民政府の関連規定と建築基準に基づいて、就学前教育施設をセットした建設計画を策定しなければならない。

住宅地域でセットして建設された就学前教育施設は、就学前教育事業の発展に用いなければならない。セットされた就学前教育施設は竣工後検査の上3か月以内に区、県教育行政部門に移管されなければならない。区、県教育行政部門は地域管理機関と協議し経営するか、あるいは社会に向けて公開入札をして就学前教育機関経営者を募集する。いかなる組織と個人も就学前教育機関の施設を他用に流用してはならない。

施設がセットで設立された住宅地域の就学前教育機関の利用は、地域住民サービスとしなければならない。いかなる組織と個人も、セットされた就学前教育機関を使用して、国家と本市規定以外の費用を徴収してはならない。

**第 21 条** 就学前教育機関の水道、電気の使用は、中小学校の水道、電気使用納入費基準を用いる。

就学前教育機関の新築、改築、拡大建築は、中小学校建設費用減免関連規定に基づいて関連費用を減免する。

**第 22 条** 社会各界の力によって設立された就学前教育機関の教研活動、職員養成、表彰奨励などについては、政府設立の就学前教育機関と同等の待遇を享受する。

社会各界の力によって設立された就学前教育機関の職員の資格認定、職稱評定、教育科学研究項目の申請、評価、科学研究成果認定などは、政府設立の就学前教育機関の職員と同等の権利を享有する。

**第 23 条** 本市は就学前教育科学研究の運営と発展を支持し、奨励して、教育の質の向上を促進する。

新しい就学前教育訓練方法、教材など科学研究の成果の普及は、専門家の認定を経なければならない。併せて市あるいは区、県教育行政部門の記録に留める。

**第 24 条** 本市は積極的に学齢前児童に対するラジオ、映画、テレビ番組、図書、新聞、音像製作品、遊びのソフトおよび教具、玩具を発展させる。ただし、その内容あるいは品質は学齢前児童の心身の健康に危害をもたらすものであってはならない。



### 第5章 法律責任

第25条 本条例ですでに規定されている行為，法律，法規の違反行為に対しては，法律，法規の規定に基づいて処理する。

第26条 本条例第20条第1項規定に違反して，計画と建設基準に基づかず就学前教育施設をセットして建設した場合，計画行政主管部門と土地行政主管部門が本市関連規定に基づいて処理する。

第27条 本条例第20条第2項規定に違反して就学前教育施設を勝手に他用に流用した場合，区，県教育行政部門は流用された就学前教育施設を回収する。

第28条 本条例第20条第3項規定に違反して，セットされた就学前教育機関の施設を使用して国家と本市規定以外の費用を徴収した場合，教育行政部門あるいは関連主管部門が責任をもって徴収した費用を返却させ，併せて直接主管責任者と責任者に対して行政処分をする。

### 第6章 附則

第29条 本市行政区域内の中外（中国と外国）共同設立就学前教育機関あるいは外国籍職員子女の就学前教育機関は，国家および本市の関連規定に基づいて処理する。

第30条 本条例は2001年9月1日から施行する。

## 幼稚園体制改革の試験的業務に関する意見（北京市）

北京市教育委員会 京教学前〔2000〕003号

### I. 園経営体制改革は以下の方針と基本原則に従わなければならない。

幼稚園経営体制改革は「積極的に奨励し、大いに支持し、正確に指導し、管理を強化する」方針をとらなければならない。幼稚園経営体制改革の目的は、幼稚園経営制度を転換し社会教育資源を開発し、社会各界の力を動員し園経営に積極的に参加させ、就学前教育経費調達源ルートを広く開拓することにある；所有者と園経営者間の責任、権利、利益関係を明確にし、次第に多元化、社会化の園経営体制を形成する；競争規制と新型の管理モデルを導入し、幼稚園を社会経済体制改革形式にさらに一步適応させる。次第に社会に向けた自主経営園とし、外部動力と内部活力を増強する。園経営の質と効益を高め、たえず児童と保護者の日増しに増大する教育要求を満足させる。

幼稚園経営体制改革は次のとおり実施しなければならない：社会主義幼稚園経営方向と党の教育方針を徹底して行うことを堅持し、保育教育の質を高めることに利すること；教育資源の総合利用、教育資源の浪費と流失を避けることに利すること；社会各方面の幼稚園経営へ主体的な参加への積極性を動員し、幼稚園経営条件の改善、園経営効益の向上に利すること；脆弱な幼稚園の更新や改造、その姿形を改変させることに利すること；保育教育職員の積極性を動員することに利すること。

幼稚園経営体制改革はその土地にあったやり方でいい、実際から出発し、多種形式を採用して実施することができる。各区県教育行政部門と園の主経営部門は各々の実際状況と結びつけて、積極的模索と各種園経営体制改革方法を試みなければならない。

### II. 当面の幼稚園経営体制改革試行工作に対する具体的要求

#### 1. 園経営体制改革試行業務に対して大局的管理と管理標準化を強化しなければならない。

改革の試行業務の安定した推進のために、市教委は試行園に対する総量規制を行う。年内は大学幼稚園と1級1類、1級2類幼稚園に限って試行を進める。

各区県政府教育行政部門はその地区の実際状況に基づいて、実施可能な園経営体制改革計画を研究し提出する。管轄区内の各種体制幼稚園の今後の発展規模、数量の進捗は、大局的管理計画をもって真剣に実施する。市立幼稚園経営体制改革は、プラス評価があり、确实、妥当であるという原則に基づいて行う。改革案については十分な論証と試行を行わなければならない。成功経験の獲得を待って、その後逐次推進していく。同時に管轄区内の条件のある街道経営園、単位経営園が適宜園経営体制改革を選択することを支援し、併せて指導と標準化管理を行う。

#### 2. 体制改革試行園選択の原則と条件

各区県はその地区の就学前教育事業の総体的計画と幼稚園配置状況に基づき、当地の経済発展水準と大衆の要求を結合して、試験的に幼稚園体制改革を行う園を選択する。また新興住宅地に新しく配置される幼稚園が、新興住宅地内の幼児の正常な入園に影響を与えないという状況の下で、新体制の園経営を試行する。

現公営幼稚園は所有権不変の下で請負制を試行することができる。この種の体制改革試行園は請負者と財産権所有者双方による協議書を作成しなければならない；財産権帰属を明確にしなければならない；国有資産がある場合は国有資産登記を行い、国有資産管理方法に基づいて管理を行い、幼稚園体制改革による国有資産流失を防止する；おおよそ国有資産を使用した園経営の場合、国有資産の価値保存、価値増殖を保証しなければならない。

体制改革試行園は次の通り「4つの独立」を実施しなければならない。法人資格を有すること、市が公布した園経営基準の独立した場所と園舎を有すること、独立した帳簿と財務管理制度を有すること、独立経営園であること。

3. 体制改革試行園請負者は次のような条件を備えていなければならない。請負者は企業事業単位、社会団体、公民個人でもよい；請負者は「社会力量办学条例」規定の学校経営資格を備えていなければならない；請負者は該当する幼稚園の法律責任を負う。経営を請負った幼稚園および請負った保育教育任務をその他の組織あるいは個人に委託したり、あるいは請負いを委譲してはならない。

請負者が公民個人の場合、国家規定の園長任職資格を備え、園長を担任しなければならない。

請負者が企業事業単位あるいは社会団体の場合、幼稚園理事会を組織し、幼稚園経営資金検査登記を経る。検査を経た幼稚園経営資金は幼稚園建設と発展のためにのみ用いる；理事会は園長を募集し任命する；園長は国家規定の任職資格に合致しなければならない。

公営幼稚園から派遣された請負者は試行幼稚園での就職期間はもとの単位での在職はできず、もとの単位の上級組織部門の同意を経て、そのもとも単位での職階を留保する。

4. 体制改革試行園は認可手続きを真摯に履行し、関連する管理制度を厳格に実施しなければならない。具体的要求は次の通りである：
  - (1) 原公営幼稚園（国有企業事業単位自主経営園を含む）が行う幼稚園経営体制改革は、所在する区県教育行政部門が審査の上認可し、市教委に写しを届け出ること。
  - (2) 体制改革試行幼稚園の財産権所有者と請負者双方が認める経営請負い協議は、区県教育行政部門に報告し記録に載せなければならない。請負い期限は双方が協議し定めること。
  - (3) 認可を経た経営体制改革試行幼稚園に対しては、北京市教委が統一して印刷した「北京市中小学校、幼稚園、学校経営体制改革試行許可証」を発行する。併せて「北京市社会力量办学管理方法」と「北京市民営中小学校、幼稚園管理方法」に基づいて管理を行うこと。
  - (4) 教育行政部門は体制改革試行園に対して、また「北京市託児所幼稚園分級分類検査基準」に基づいて、幼稚園経営の質の評価と監督を行うこと。
  - (5) 体制改革試行園は、市物価局、財政局京価（収）字〔2000〕108号文件精神に基づくことができる。その園の園児平均養成コストに基づいて保育費徴収費基準を自ら制定し、区県教委が意見を加えた文件と学校経営許可証を持参し、物価管理部門が徴収費許可証を処理する。体制改革の順調な進行を保証するために、自ら定めた徴収費基準を実施する時には、各園は相応の措置をとり、平穩に移行しなければならない。

5. 試行園の体制改革進展状況に対しては、年度評価と審査を行わなければならない。その試行的経験を、協力して総括し改善意見を提出する。改革成績が顕著な場合、表彰と奨励を与えな

なければならない。各単位は実際状況と結合し、自ら奨励方法を制定する。あるいは奨励条項を組み入れ請負者認定協議の中に入れる。

## 辽宁省幼儿园管理实施办法

### (遼寧省幼児園管理実施方法)

1991年12月31日遼寧省人民政府行政令（遼政办发[1991]97号文件发布

1997年12月26日遼寧省人民政府令第87号修訂

**第1条** 国务院認可の「幼児園管理条例」（以下「条例」と略称する）に基づき、遼寧省の実際状況と結びつけて本「方法」を制定する。

**第2条** 遼寧省内で幼児園を経営している単位と個人はすべて「条例」および本「方法」を遵守しなければならない。

**第3条** 省、市、県（県級市、区を含む。以下同じ）教育行政部門は、本行政区内幼児園管理業務の主管部門であり、「条例」および本「方法」の実施、幼児園管理業務の評価、監督および検査に責任を負う。衛生、建設など行政部門は、各自の職務責任権限に基づき、教育行政部門に協力し、幼児園管理業務に最善をつくす。

**第4条** 各級教育行政部門は、幼児教育科学研究、教育研究を職務責任範囲内に入れ、幼児教育科学研究、教育研究業務を強化しなければならない。幼児教育科学研究、教育研究の専門家および幼児園教師が幼児教育科学研究と幼児教育改革実験を行うことを奨励する。

**第5条** 幼児園は下記の基本条件を備えなければならない。

- (1) 「条例」および本「方法」の規定条件に合致する園および施設を準備すること
- (2) 必要な園経営経費を準備すること
- (3) 国家の衛生、安全基準に合致する園舎および施設を準備すること。

**第6条** 幼児園を設立経営する単位および個人は、登記登録機関に書面申請と園経営計画案（教師資格、経費、園舎、施設などの基本的状況を含む）を提出しなければならない。

都市の幼児園は、県以上の教育行政部門の実地試験に合格しなければならない。衛生行政部門が検査し、かつ衛生保健合格証を発行した後、県以上の教育行政部門が登記登録証書を発行する；農村の幼児園は、郷（鎮）人民政府の実地試験に合格しなければならず、登記登録証書の発行を経て県教育行政部門に報告し、記録に載せる。

**第7条** 各級衛生行政部門は、幼児園の衛生保健業務の監督、検査に責任を負う。その所属する女性児童保健機関が幼児園衛生保健業務指導および監督に責任を負う。

**第8条** 幼児園の基本建設投資は、幼児園が所属する関連主管部門が基本建設投資計画に組み入れなければならない。新期造成区または改造居住地区は、幼児園建築をセットにし、必要とされる投資は、園建設費とセットにして、園経営単位が自ら賄う。または、幼児を入園させる保護者の単位から園建設費を受け取ることによって解決する。

各級人民政府は、貧困地区の幼児園建設に対して助成しなければならない。人民教育基金は、一定割合の資金を拠出し、本地区の幼児教育事業の発展に用いなければならない。

**第9条** 各単位が経営する幼児園を社会に開放することを奨励する。他の単位の子を入園させる場合は、一定の園建築費および園経営助成費を受け取ってもよい。具体的な基準および方法は、省教育行政部門が関連部門と共同で別行を制定する。

**第10条** 幼児園は質に基づいて級を定め、級に基づいて費用を徴収する。幼児園の定級徴収費基準および方法は、省教育行政部門が関連部門と共同で別行を制定する。

**第 11 条** 教育部門、国営企業事業単位が経営する幼児園の園長は、幼児師範学校卒業学歴を有するかあるいは幼児園教師専門合格証書を取得していなければならない。幼児園園長は、在職中に県以上の教育行政部門組織の職位養成訓練を受けなければならない。

**第 12 条** 幼児園職員は、招聘任命制を行う。幼児園は幼児教師の政治、業務資質に基づかなければならない。「遼寧省幼児園各級教師職務の職務責任および就職条件」の関連規定に基づき、その相応する職務に招聘任命する。

**第 13 条** 幼児園の保育員は労働者技術等級に基づき級を定める。学生期間は少なくとも3か月の専門養成訓練を経験しなければならない。

**第 14 条** 幼児園の炊事職員は、短期の専門養成訓練を受け、栄養素配分の基礎知識および技術の操作を習得しなければならない。

**第 15 条** 各級人民政府は幼児園園長、教師および医務職員の待遇を高める措置をとらなければならない。

教育部門経営の幼児園園長は、同等類型の小学校校長に基づいて管理する。国営企業事業単位経営の幼児園園長は、同等類型の小学校校長に基づいて管理する。幼児園医務職員は、当該地の衛生保健職員に照合して管理する。

都市の幼児園教師の賃金基準は、公立小学校教師の賃金基準を実施する。農村幼児園教師は県教育行政部門の登録を経て、その賃金基準は当該地の小学校民営（民办）教師の賃金基準を実施する。

教師、保健衛生職員が評価が良好で昇級し、民営教師が正規職員に転じる時には、幼児園教師、医務職員は一定の割合を占めなければならない。その賃金、特別手当、住宅、医療、退職休業などの福利待遇は、小学校教師、同級の保健衛生職員と同様に実施しなければならない。

**第 16 条** 省、市教育行政部門は幼児園教師養成訓練計画を策定しなければならない。省幼児教育養成訓練センターおよび市、県教師研修学校は同級教育行政部門の指導の下で、幼児教育幹部が幼児園園長および幼児園教師の養成訓練業務に責任を負う。

**第 17 条** 各類幼児師範専門（专业）学校卒業生は、幼児教育業務に従事しなければならない。県以上の教育行政部門の許可を経ないうちに、幼児園教師を引き抜いてその他の業務に職務を変えてはならない。

**第 18 条** 職務上の過失によって、幼児にやけど、けがなどの事故をもたらしたり、あるいは体罰、形を変えた体罰を幼児に与えた場合、その主管部門が行政処分を行う。

**第 19 条** 危険な園舎、施設に対して有効な措置をとらなかった場合、県以上の教育行政部門は期限をきって有効な措置をとらせなければならない。期限が過ぎても措置をとらなかった場合、責任をもって園経営停止を命令する。（1997年修正）

**第 20 条** 幼児園園舎、施設への侵入占拠、破壊に関しては、県以上の教育行政部門がその損失賠償のほか、100元以上1000元以下の罰金を課すことができる。（1997年修正）

**第 21 条** 無断で幼児園の周囲に幼児園の採光に影響する建築および施設を設置したり、あるいはその環境を汚染した場合は、県以上の建設行政部門がその建設の停止や、期限をきって改造あるいは取り除くことを命令する。

**第 22 条** 当事者が行政処罰に対して不服がある場合は、法に基づいて行政に再審議の申請あるいは人民法院に起訴することができる。期限が過ぎても再審議の申請がなく、処罰決定が不起訴、不履行の場合、処罰決定機関は法に基づいて人民法院に申請し強制執行を行うことができ

る。

**第 23 条** 本方法は省教育行政部門が解釈に責任を負う。

**第 24 条** 本方法は認可の日から施行する。

## 沈阳市托幼工作管理规定

### (瀋陽市託幼業務管理規定)

沈阳市人民政府 1994年1月15日发布

#### 第1章 総則

**第1条** 瀋陽市の託幼（託児所、幼稚園）事業の発展を促進し、託児所、幼稚園（学前班を含む、以下同じ）の管理、託幼業務の質を高めるために、国家の「幼稚園管理条例」および関連規定に基づいて、瀋陽市の実際状況に結びつけて本条例を制定する。

**第2条** 本規定は瀋陽市行政区域内の託児所、幼稚園に適用する。

**第3条** 多形式、多規格、多ルートを堅持し、託幼事業を発展させる。各級政府設立経営の託児所、幼稚園を除いたほか、企業事業単位、社会团体、居民（村民）委員会、および公民個人が、国家の法律、法規、および政策規定に基づいて託児所、幼稚園を設立経営することができる。

**第4条** 託児所、幼稚園は保育と教育の相互結合原則を徹底して行わなければならない。幼児に対して体・知・徳・美の全面発達教育を行い、幼児の良好な生活習慣、幼児の知力発達の促進、幼児が祖国を心から愛する感情および良好な道徳的行為を養成訓練し、その心身の調和的で健康的な発達を促進する。

**第5条** 託児所、幼稚園の管理は分級管理および関連部門が業務を分担し、責任を負うことが原則である。教育行政部門は瀋陽市託児所、幼稚園の主管部門であり、各県（市）、区教育行政部門管轄区内の託児所、幼稚園の管理業務を行う。各関連部門の幼児教育（託児所業務を含む）に対する職務責任業務分担は、「國務院官房発行、幼児教育事業指導管理職務責任に関する国家教育委員会等部門の指示願いへの通知」（国家処理発行 [1987] 69号）文書により執行する。

#### 第2章 託児所、幼稚園設立経営の基本条件および審査手順

**第6条** 託児所、幼稚園の設立経営は、国家の衛生基準と安全基準に合致し、保育と教育双方の要求に適応しなければならない。

**第7条** 託児所、幼稚園の設立経営は、下記の条件に合致する保育、教育、医務およびその他の従業員を準備しなければならない。

- (1) 託児所、幼稚園の所長、園長、教師は幼児師範学校（中等職業技術幼児教育専門）卒業程度あるいは教育行政部門の資格試験合格証を所有しなければならない。
- (2) 医務職員は医師、医士および看護師などの相応する技術職称をするか、あるいは衛生行政部門認定の資格を取得しなければならない。保健員は、高等学校以上の卒業学歴程度を有し、併せて乳幼児保健職業養成訓練を受けていなければならない。
- (3) 保育員は中学校以上の卒業学歴程度を所有しなければならない。併せて乳幼児保健職業養成訓練を受けていなければならない。
- (4) 炊事員は中学校以上の卒業学歴程度を所有し、併せて職業養成訓練を受けていなければならない。

慢性伝染病、精神病患者は託児所、幼稚園業務には不適當である。



**第 8 条** 託児所、幼稚園の経営単位および個人は、保育教育を行い、さらに園舎と施設の維持修繕あるいは増築の経費の調達源を準備しなければならない。

**第 9 条** 託児所、幼稚園は登記登録制度を実施する。未登記登録のいかなる単位および個人も、託児所、幼稚園を設立経営できない。託児所、幼稚園の設立経営は、衛生行政部門の検査合格を経なければならず、「衛生保健合格証」交付の後に、その所在する県（市）、区教育行政部門へ登録する。「託児所、幼稚園設立経営許可証」が交付され、設立経営が可能となる。

個人の託児所、幼稚園設立経営は、上述の審査手順の履行のほか、市教育行政部門が統一して市工商行政部門へ報告しその記録に載せる。

台湾、香港・マカオの同胞、海外華僑連合設立経営幼稚園および各種外国語、芸術課程などを実施する特色ある幼稚園は、必ず所在する県（市）、区教育行政部門の書類審査を経て登録し、併せて市教育行政部門に報告し、認可の後設立経営できる。

託児所、幼稚園の経営停止あるいは用途変更は、経営単位あるいは個人が所在する県（市）区の教育行政部門に書面申請をしなければならず、併せて市教育行政部門に登録し、実施が可能となる。

### 第 3 章 託児所、幼稚園の管理

**第 10 条** 託児所、幼稚園は管理基準および施設条件によって、定級別管理方法を実施する。託児所、幼稚園の級別基準は、市教育・衛生行政部門が共同で制定する。モデル幼稚園、1 級託児所、幼稚園は、市教育・衛生行政部門が審査して決定する。

**第 11 条** 託児所、幼稚園は所長、園長責任制を実施する。所長、園長は経営単位あるいは個人が招聘任命し、併せて所在する県（市）、区教育行政部門の記録に載せる。

**第 12 条** 幼稚園は遊びを基本的活動形式とし、教育規律に違反したり、乳児や幼児の心身の健康を損なう活動を行ってはならない。乳幼児に対する体罰および形を変えた体罰は厳禁とする。

**第 13 条** 託児所、幼稚園は衛生保健制度を確立し、食中毒および伝染病の発生を防止しなければならない。たとえば食中毒、伝染病が発生した場合、経営単位あるいは個人は、即時緊急救護措置をとらなければならない。同時に迅速に当該地域の教育、行政部門に報告しなければならない。

**第 14 条** 託児所、幼稚園は安全防護制度を確立しなければならない。託児所、幼稚園内に乳幼児の安全をおびやかすような危険な建物および設備を設置することを厳禁とする。有毒、有害物を使用して、玩具・教具を制作することを厳禁とする。

**第 15 条** いかなる単位および個人も託児所、幼稚園の園舎および施設に侵入して占拠したり、環境を破壊してはならない。託児所、幼稚園の周囲に危険物、汚染物、あるいは採光に影響がある建築や設備を設置してはならない。幼稚園の正常な業務秩序を妨害してはならない。

**第 16 条** 幼稚園は賃金システム体制を実施する。賃金システム体制による経費支出は現行財政体制が担う。

**第 17 条** 託児所、幼稚園の保育教育職員は、中小学校教職員の関連規定を参照し、交替で冬期、夏期休暇を設定する。賃金および待遇は、国家の規定に基づいて実施する。農村の幼児教師は県（市）、区教育行政部門の資格認定後、その賃金基準は当該地域の小学校民办（民営）教師の基準を実施する。必要経費は、所在する郷政府、村民委員会が自ら解決する。

**第 18 条** 託児所、幼稚園は財務管理を強化しなければならない。合理的に各項目の経費を使用

する。いかなる単位および個人も、託児所、幼稚園の経費を上前をはねたり流用してはならない。

**第19条** 市、県（市）、区人民政府は街道委員会経営の託児所、幼稚園建設を積極的に扶助しなければならない。1つの街道弁事所毎に少なくとも1ヶ所は一定の規模を備えかつ教育内容が比較的高い幼稚園が必要である。街道弁事所は、街道委員会経営託児所、幼稚園の管理を強化しなければならない。

**第20条** 和平区、沈河区、皇姑区、大東区、鉄西区の街道弁事所経営の託児所、幼稚園中、1993年12月31日以前に退職した教職員の年金は、市、区、街道経営託児所、幼稚園が共同で責任を負い解決する（内訳：市財政補填30%、区財政補填40%、街道弁事所が15%、託児所、幼稚園が15%責任を負う）。在職職員は逐次養老保険制度を実施する。

**第21条** 新区開発および旧区改造で託児所、幼稚園を建設する場合の配置計画は、市計画経済委員会、教育計画、都市建設部門などが策定する。託児所、幼稚園建築後、教育行政部門が検収（検査のうえ、引き取る）業務に参加しなければならない。

建築面積によって徴収する住宅建設セット費中、託児所、幼稚園については6元から10元に増加し、減免されない。

新興住宅地に属する託児所、幼稚園の建設は、誰が開発し誰が投資しても、すべて他用に改造したり、流用してはならない。他用に改造したり、流用した場合は、期限をきって元通りに回復させ、併せて経済的損失を賠償させる。たとえ元通りの回復が無理であっても期限内に納め、市政府が処理して、園運営を継続しなければならない。

新興住宅地が建設した託児所、幼稚園の落成後は、ただちに県（市）、区教育行政部門が責任をもって引き受ける単位を按配する。

新興住宅地、旧区改造住宅地は、託児所、幼稚園建設のその他の事項については、関連規定に基づいて行う。

#### 第4章 託児所、幼稚園の徴収費基準および管理方法

**第22条** 託児所、幼稚園の徴収費項目と基準

(1) 保育教育費（雑費、暖房費を含む）

1級託児所、幼稚園は幼児1人につき毎月74元、2級託児所、幼稚園は幼児1人につき毎月64元、3級託児所、幼稚園は、幼児1人につき毎月54元、等級外託児所、幼稚園は、幼児1人につき毎月44元。寄宿制託児所、幼稚園はこの基本上に15元を追加する。

(2) 託児所、幼稚園代行費

所属単位に託児所、幼稚園がなく、職員、労働者が他の単位の運営している託児所、幼稚園に子女を入れる場合（就学前準備クラスを除外）、代行費を納めなければならない。寄宿制は幼児1人につき毎月40元、全日制は幼児1人につき毎月30元とする。

(3) 給食費は託児所、幼稚園が自ら決定する。

**第23条** 下に該当すれば、徴収費価格は自由に決めることができる。

(1) 省、市級の模範幼稚園の認可を経た場合

(2) 外資と共同経営している託児所・幼稚園で併せて一定の規模を有している場合

(3) 個人経営の託児所、幼稚園の場合

(4) 満3歳以下の乳児を収容している場合。

その中で(1), (2)の項目の徴収費価格は、県（市）（区）の教育行政部門の記録に載せる。

**第 24 条** 乳幼児に対する託児所、幼児園補助の実施。

すでに一人っ子榮譽証を受けている子女は、1級託児所、幼児園に入る場合、単位から毎月40元補助される。託児所、幼児園に入らない場合は、単位から毎月22元補助される。計画出産に合致する非一人っ子（双児を含む）は、1級託児所、幼児園に入る場合、単位から毎月36元補助される。託児所、幼児園に入らない場合は、単位から毎月18元補助される。

託児所、幼児園に入る場合、乳幼児の父母が市財政局制定の託児所、幼児園領収書によって、所在する単位から託児所、幼児園補助費と託児所、幼児園の代行費を受け取る。

託児所、幼児園補助費と託児所、幼児園代行費は、幼児の父母双方の単位が半分ずつ負担するか、あるいは一方の単位が負担する。

**第 25 条** 下記に該当する場合、託児所、幼児園補助費および幼児園の代行費は、乳児、幼児の父母のどちらかの単位が負担する。

- (1) 配偶者との死別あるいは離婚した場合
- (2) 一方が労働能力を喪失しかつ経済的基盤がない場合
- (3) 一方が現役軍人であり、その子女が地方にある託児所、幼児園に入った場合は、地方単位が全額補助する。部隊にある託児所、幼児園に入った場合は、地方は補助しなくてよい。

**第 26 条** 個人経営の託児所、幼児園は、毎月所在する県（市）、区託幼経営および街道託幼経営部門に分けて、総収入の2%および8%の管理費を上納する。

**第 5 章 奨励と処罰**

**第 27 条** 下記に該当する単位および個人は、政府あるいは教育行政部門が褒賞を与える。

- (1) 託児所、幼児園条件の改善成績が著しい場合
- (2) 保育、教育の業務成績が著しい場合
- (3) 託児所、幼児管理業務成績が著しい場合。

**第 28 条** 下記に該当する場合、教育行政部門が直接責任者に対して誤りを指摘し通達する。あるいは200元以下の罰金を与える。

- (1) 職務上の過失によって乳幼児にやけど、転んでけがをする、中毒などの事故をおこした場合
- (2) 乳幼児に対して、体罰や形を変えた体罰を行った場合。

**第 29 条** 下記に該当する場合、教育行政部門が直接責任者に対して100元以上500元以下の罰金を与える。

- (1) 有毒、有害物質を使用して玩具、教具を製作した場合
- (2) 託児所、幼児園の経費を上前を取ったり、流用した場合
- (3) 託児所、幼児園の秩序を妨害した場合。

**第 30 条** 託児所、幼児園に下記の事実の1つがあった場合、教育行政部門は期限をきって整理し、園児募集停止、園所経営停止の処罰を与える。

- (1) 登記登録を経ないで無断で乳幼児を募集した場合
- (2) 園舎、設備が国家の衛生基準、安全基準と合致せず、乳幼児の身体の健康を害した場合。  
あるいは乳幼児の生命の安全をおびやかした場合
- (3) 教育内容および方法が乳幼児教育基準に違反し、幼児が心身の健康に損害を被った場合。

**第31条** 下記に該当する場合、教育行政部門が直接責任者に期限をきって改善するよう命令し、併せて500元以上5000元以下の罰金を課することができる。

- (1) 託児所、幼稚園園舎、設備に侵入占拠し破壊した場合
- (2) 託児所、幼稚園の周囲に危険物、汚染物を設置したり、託児所、幼稚園の採光に影響する建物および施設を設置した場合。

**第32条** 行政処分に不服のある当事者は、処罰通知を受け取った日から15日以内に、処罰決定機関の1級上の機関に再審議を申請する。再審議決定に対して不服がある場合は、再審議決定を受けた日から15日以内に人民法院に訴訟を起こす。当事者が期限を過ぎても再審議を申請しない、あるいは人民法院に訴訟を起こさない、また処罰の決定を履行しない場合、処罰決定機関が人民法院に強制執行を申請する。

## 第6章 附則

**第33条** 本規定実施における具体的問題は、市教育委員会が解釈に責任を負う。

**第34条** 本規定は公布の日から施行する。「瀋陽市託幼業務暫行規定」(瀋政発[1987]103号は廃止する)

# 国家教委，国家計委，財政部，人事部，労働部，建設部，卫生部， 物价局关于加强幼儿教育工作的意见

(国家教育委員会，国家計画委員会，財政部，人事部，労働部，  
建設部，卫生部，物価局の幼児教育業務強化に関する意見)

1988年8月15日 國務院官房

## 幼児教育業務強化に関する意見

幼児教育は我が国社会主義教育事業の重要な構成部分の1つである。それは学校教育の予備段階として、児童に対して幼時から目的のある教育的影響を与える。幼児の心身の健全な発達を促進し、民族の素質を高めることへの深遠な意義をもっている。同時に幼稚園の設立は、労働者の後顧の憂いを解決し、彼らが社会主義建設に安心して参加しやすい条件を提供する福祉業務の1つでもある。

党の11期3中全会以来、全国の幼児教育事業はかなりの発展をみた。多くの幼児教育者、社会各界の人々、および各婦人連合、労働者組合組織が多くのの仕事を行って、幼児教育事業に貢献した。

しかしながら、今日の我が国の幼児教育事業は、依然として経済、社会発展の要求に適応してはいない。具体的な現在の状況は次の通りである。いわゆる幼児教育事業の発展規模は、都市や農村の住民の要求に十分応えていない。幼稚園教師の資格を備えた教師数が不足しており、専門的資質向上について早急な解決が必要である。また幼稚園経営思想が正しくない幼稚園もある。教育内容と教育方法が幼児の生理・心理的特徴および教育法則と十分一致しておらず、早急な改善が必要である。これらの問題の存在は、その多くが、幾つかの地域における部門および単位の指導者たちの、幼児教育の性質、その重要性に対する認識不足にあることに関連している。幼児教育事業の健全な発展をさらに進めるために、特に以下の意見を提起する。

### 1. 社会各界の力を動員しまた依頼して、多種類のルートを通じて、 多種形式の幼児教育事業を発展させる。

「中共中央の教育体制に関する改革の決定」(中発 [1985] 12号)は、幼児教育発展に努力する必要があることを提起した。我が国の幼児教育事業の発展は、その土地の事情に適した措置をとらなければならない。積極的に条件を創出し、条件をもって発展の原則を定め、一定の質を保証するという前提の下で、量と質を統一することを堅持する。逐次当該地域経済と社会発展の要求に適応するという原則を成し遂げ、併せて幼児師範教育を協調して発展させる。

当面、幼児教育事業の発展は、都市および経済発展が速い所、教育の基礎が比較的良好な農村地域に重点を置く。都市では、次第に人民の子女を入園(班)させたいとする要求を満足させなければならない。農村では、先に就学前準備教育(学前1年教育)を発展させるべきで、条件のある地方は、農村幼稚園および良好な農村(郷)中心幼稚園の設立を促進しなければならない。

幼児教育事業は、地方性と全民性を有している。この事業は、国家によるばかりではなく、国家は組織や公民個人が共に幼稚園経営に参加することを求めるべきである。周囲に奮起を促さなければ発展は不可能である。

地方人民政府は幼稚園を設立経営すると同時に、各部門、各单位および社会各界の力に依存して、園経営を実施することが重要である。幼稚園は全民的性格を有するだけでなく、多くは集団的性格を有している。さらに公民個人が国家の法律および関連規定に基づいて設立経営する。

集団的性格の幼稚園(班)は、人民から資金を集め設立する形式がよく、呼びかけを行ったり奨励すべきである。都市と町の地域設立の集団的性格の幼稚園(班)は、合理的な費用徴収、独立採算で、損益は自己負担しなければならない。中共中央の國務院規定に基づいて、地方人民政府は、幼稚園の開設、大型設備増設や部屋の補修などの支払いに対して、状況に合わせて酌量してよい。地方財政の独自の経費の中から適当な補助を与える。

農村設立の集団制幼稚園(班)は、その経費は設立単位の独自の経費によって賄う。また関連規定に準じて保護者から費用を徴収してもよい。企業、事業、機関、団体、部隊、学校など単位が結集して幼稚園を設立する積極性を持続する必要がある。単独あるいは連合設立の幼稚園形式をとってもよい。勤務職員子女の入園問題を解決し、幼稚園を社会に開放する条件を併せもつことを奨励し、付近住民の子女の入園を募集する。公民個人設立の幼稚園(班)については、各地の人民政府および関連部門は扶助を与え、併せて指導、管理を強化しなければならない。

設園形式については、その土地の事情にあった措置をとるべきであり、保護者の要求に適応し、弾力性のある多様な原則を堅持する。全日制幼稚園(班)を設立することができ、寄宿制、半日制および季節性幼稚園(班)、あるいは就学前準備クラス(学前幼児班)などを設立することができる。

幼児教育事業の発展は、統一的に計画配することや、合理的なシステムが必要である。

教育行政部門は、当該地域の人民政府指導の下に、関連部門が共同で幼児教育事業の発展計画を総合的に編成する。都市や町の新しく建設する居住区および改造する老朽化した居住区には、すべて統一的な建設配分と当該地域住民の人口にみあった幼稚園(班)を配置しなければならない。

地方各級人民政府は、「中共中央の教育体制に関する改革の決定」の中の、教育経費は「2つの増大」を必要とするという精神に基づいて、幼児教育が必要とする経費をうまく采配しなければならない。

子女の養育は、保護者が法律規定に基づいて社会的義務をつくすべきものである。幼児教育は義務教育には属していない。保護者が子女を入園させるには、一定の保育、教育費を当然負担すべきである。各地における調査研究の基礎に基づいて、各種幼稚園の費用徴収基準を制定しなければならない。教育部門による徴収費基準は、人民が負担し、人民が使うという原則に基づいて、実際の需要と保護者の経済的な支払い能力の双方に配慮し、意見を提出し、同級物価部門の裁定を受ける。

## 2. 合格システムを確立し、幼稚園教師資格者数を安定させる

幼児教育事業の発展には、教師の人材養成および教師資質の向上が必要である。幼児師範教育を積極的に発展させなければならない。同時に現職教師の養成訓練を早急に実施し、教師に対する要求を発展させ、幼児教育事業を保証しなければならない。

各教育行政部門は、関連部門と協力して、幼児師範教育の発展計画を制定する。当該地域人口、幼児教育事業発展の要求と可能性に基づいて、さらに学校経営效益原則に重点を置き、幼児師範学校、中等師範学校幼児クラス、高等職業学校幼児教育専門過程および幼児教師養成訓練セン

ターなどを設置する。教師需要の拡大に、部門もまたふさわしい幼稚園教師養成機関を設置しなければならない。各地は各種の幼稚園教師資格養成訓練機関の横の連携強化に注意を払わなければならない。同時に幼児師範学校は、新しい教師資格者の養成および在職教師資格者の業務上の中核機能を十分発揮する。

幼児師範学校は、幼稚園のために教師資格合格者を養成する方向で、学校経営を堅持し、教育教学改革を実施しなければならない。設置する課程は、都市、農村の幼児教育の需要に適応する必要がある。文化課程と専門課程の関係、教育理論課程と教育実践の関係をうまく処理しなければならない。学生に対して思想、品德教育を強化し、彼らが児童を心から愛し、幼児教育事業を心から愛するよう養成しなければならない。

教育理論課程は実際の現象とかけ離れてはならない。基礎となる技術訓練を強化し、彼らの口語、文語表現能力、教育活動の運営能力、玩具、教具の製作能力およびその他の各種専門技能や技巧を向上させる。教育実践環境を真剣に改革、強化しなければならない。見学学習、実習、休暇を充分利用し、学生に社会と幼稚園に深く入り込ませ、自立的な作業能力を増強する。

幼児師範学校の学生募集および卒業生の分配制度を改革しなければならない。学生募集の方向性を指示し、分配を指示してもよく、幼稚園教師の出身を地方化させる。幼児師範学校は計画内の学生募集を除いた他、各種幼稚園の主経営単位の委託を受けて養成代替役割、あるいは自費学生募集を受け入れる条件を創出する必要がある。幼児師範学校卒業生の分配は、各種幼稚園のために配慮すべきである。幼稚園へ分配された教師は、国家の関連規定に基づいて、教師の待遇を受けなければならない。国家分配を含まない、高等職業学校幼児教育専門課程卒業生は、単位が人員増減指標内で、成績がいい順に採用あるいは招聘し幹部として任用する。関連部門は、彼らが組織あるいは公民個人設立の幼稚園に赴任することを奨励する措置をとってもよい。

各部門、各单位設立の幼稚園は、幼稚園教師の条件および招聘あるいは教師任用に関する条件について、国家基準に基づかなければならない。現職の幼稚園教師の中で、合格条件を備えていない者については、養成訓練を計画する必要がある。彼らに逐次専門合格証を取得させる。すでに合格条件を備えている者は、養成訓練を継続し、向上させ、彼らを徐々に幼稚園業務の中核としなければならない。担任の継続を希望しない教師に対しては、幼児師範学校、高等職業学校幼児教育専門課程卒業生および専門合格証を取得した職員によって、担任を漸次交代しなければならない。各幼児師範学校、高等職業幼児教育専門課程、幼児教育教師資格養成訓練センター、教師研修学校はすべて現職幼稚園教師を養成訓練する条件を整える。同時に、通信教育、夜学校、放送、テレビ、大学卒業資格認定試験、冬期・夏期休暇短期養成訓練など多種類の現職教師研修手段、組織を十分活用する必要がある。現職教師の研修は、独学、業務の余暇教育を主とし、不足部分を補足し、質を保証し、進んで実効を求めるものとする。

高等学校の就学前教育専門課程を強化する必要がある。幼児教育事業に奉仕する方向性を明確にし、設置課程を改革し、教学条件を改善する。併せて教師陣の建設を強化すべきである。学生募集および卒業生分配制度を改革する必要がある。幼児教育実践経験のある青年教師、また行政管理幹部の中から、一部分の学生を募集し、卒業後もとの地区で幼児教育業務に従事すべきである。師範大学(院校)は、幼児師範学校、職業高等中等師範クラス、研修学校教師資格者養成訓練専門課程、併せて幼稚園園長、教師、幼児教育行政管理幹部のために、資質向上のための研修機会を提供する。

幼稚園教師は幼児を啓蒙する教師である。彼らの仕事は光栄ではあるが、骨が折れるものであ

る。当然社会全体の尊重を受けるべきである。各人民政府、幼稚園の主経営単位および社会各方面はすべて、幼稚園教師のために彼らの仕事や生活に関心を寄せ、給料待遇改善政策を真剣に実施し、次第に彼らの住居、医療などの条件を改善するなど実際面での問題を処理する努力が必要である。

同時に多くの幼稚園教師が学習に励み、自身の修養を強化し、良好な職業道徳を打ち立てるよう導かなければならない。

### 3. 正しい園経営思想、教育改革の深化、全面的な保育および教育の質の向上

幼稚園教育の任務は、保育と教育の結合の原則、つまり幼児に対して体・知・徳・美の全面的な発達教育を行い、その心身の調和的発達を促し、小学校入学のために準備をよくし、人の一生の学力を養うためによい基盤をつくることを徹底して行うことにある。これは幼稚園教育改革の根本的な目的であり、また幼児園業務基準を検証し、評価する基本である。

幼稚園教育改革では、社会主義建設に不適応な時代遅れの教育観点を更新することによって、適切で正しい幼稚園経営指導思想を獲得する。幼児に身体的素質や心理的素質、品性徳性および行為習慣の健全な発達を会得させ、幼児の心身の発達法則や特徴を無視する「小学化」(小学校教育化)傾向を克服する。幼稚園は幼児の生理および心理衛生の保健業務を適切に行い、幼児の安全と健康を保証しなければならない。保育と教育が相互結合する原則を堅持し、体・知・徳・美諸方面の教育の相互浸透を重視しなければならない。遊びをもって基本活動形式とし、各方面の教育内容を合理的に運営する必要がある。各種教育手段の相互作用を十分発揮する必要がある。幼児の積極性を喚起するために良好な教育環境を創出しなければならない。幼児を尊重し、幼児を心から愛し、肯定的な(正面)教育を堅持し、積極性を導き、幼児に生き生きとして、活発で、自発的な発達をさせる。全幼児に向き合い、幼児の個性的で健全な発達を注意深く導きだすが、幼児に対して早期指向の訓練を行う必要はない。

我が国の国情より始め、国内の実践経験を総括し、併せて国外の教育理論および経験を学習し吸収して、幼児教育科学研究活動を発展させる。理論労働者と実際の労働者が互いに結びつき、我が国の幼児教育実践の中での新しい課題を共同研究し、幼児教育改革のために理論指導を提起する必要がある。

幼稚園教育は家庭教育と密接に協力する必要がある。幼稚園は指導のために正確な教育思想をもって、積極的に保護者に影響を与え、社会に影響を与える。しかし、社会の正しくない思潮の影響を受けるべきではない。保護者が良好な家庭教育環境を創り、教育方法を改善することを支援しなければならない。同時に幼稚園を保護者に開放し、歓迎し、受け入れて、幼稚園の教育、管理業務に保護者を参加させなければならない。幼稚園および保護者が相互に協力し、共同で教育業務をよく行う必要がある。

### 4. 職務責任の明確化、指導強化

幼児教育は多くの面に関係しており、各関連方面はすべて「明確な幼児教育事業管理指導職務責任業務分担伺いに関する国务院官房国家教育委員会等部門通知」(国事発[1987]69号)の精神を真剣に貫徹しなければならない。「地方責任、級別管理」および各関連部門は業務を分担して責任を負うという原則を実施することを堅持しなければならない。

各教育部門は関連する管理職務責任履行においては、当該地域の実際から始めることに注意を



払うべきである。各種幼児園に対して、種類別指導を行う。婦女連合、労働組合など関連部門は密接に協力し、一致して協力すべきである。併せて各幼児園の主経営単位の連携を強化して、共同で努力し、積極的に幼児教育事業の健全な発展を推進していかなければならない。

幼児教育事業は、社会全体の事業であり、社会全体がすべて児童の健全な成長に関心を持ち、児童のためにより仕事をなし、心を一つにして協力し、我が国幼児教育業務の新局面を創始することが肝要である。

## 幼児教育改革と発展に関する指導意見

2003年1月27日 教育部中央編集

国家計画委員会, 民生部, 財政部, 労働保障部, 建設部, 衛生部,  
国務院婦女児童工作委員会, 全国婦女連合会

### 前言

幼児教育は基礎教育の重要な組成部分である。幼児教育の発展は、児童の心身の全面的な健全発展を促進し、義務教育を普及し、国民全体の資質を高め、小康社会（まずまずの生活ができる社会）の建設を実現するために重要な意義がある。

改革開放以来、我が国の幼児教育事業は、長足な発展を遂げた。大中都市は基本的に適齢児童の入園需要を満たした：農村と旧辺境地区は弾力的で多様な形式を通して、ますます多くの学齡前児童に教育機会を提供し、幼児教育の質は向上した。ただし、現在我が国の幼児教育は相対的に水準は低い。地域間、都市農村間の発展は不均衡である。経済と社会、教育の発展と国民の日増しに増大する要求はまだ相互に適応していない：幼児教育事業への投資は不足している；いくつかの地方は幼児教育の重要性に対してなお認識するに至っていない。安易に企業の制度改革の方法を模倣して幼稚園を市場に押しやり、資金投入を減らしあるいは停止し、甚だしきは売却している：一部の地方の幼児教育管理能力は脆弱である。さらに幼児教育改革と発展を進めるために、「教育の深化と全面的資質教育の実施に関する中共中央、国務院の決定」（中発 [1999] 9号）と「基礎教育改革と発展に関する国務院の決定」（国発 [2001] 21号）の精神に基づいて、以下の意見を提出する。

### I 幼児教育改革と発展目標

1. 今後5年（2003-2007年）の幼児教育改革の総目標は：公営幼稚園を中核、モデルとし、社会力量（社会各界の力による）経営を主体として、公営と民営、正規と非正規教育を結合した発展構造を形成する。

都市農村の異った特徴に基づいて、次第に地域を基礎とし、モデル幼稚園を中心として、弾力的で多様な幼児教育形式が相互結合した幼児教育サービスネットワークを確立する。0-6歳児童の保護者のために、早期保育教育サービスを提供する。

今後5年間の全国幼児教育事業発展の総目標は：3年入園（班）率を55%、1年入園（班）率80%を達成する：大中都市では就学前3年教育を普及する：0-6歳児童の保護者および後見人の科学的育児能力を全面的に高める。

2. 各省、自治区、直轄市

既に9年義務教育が普及している県（市、区）では、就学前児童の3年入園（班）率を50%に到達させる。1年入園（班）率を80%に到達させる。0-6歳児童の保護者および後見人の90%には科学的育児指導を受けさせる。9年義務教育の普及を実現していない県（市、区）は3年教育を35%に到達させ、1年教育を80%に到達させる。0-6歳児童の保護者および後見人の大多数に科学的育児指導を受けさせる。

## II さらに幼児教育管理体制と規制を完全にし、政府の職責を真剣に実施する。

3. 地方責任制を実施し、分級管理と関連部門が分業して担う幼児教育管理体制を堅持する。国家は幼児教育法規、方針、政策および発展計画を制定する：省と地（市）級人民政府は、本行政区域の幼児教育に責任を負う。幼児教育発展計画を統括して制定し、その土地に合った方法で関連政策を制定し、実施運営する。積極的に農村および旧辺境地区の幼児教育業務を支援し、幼児教育の均衡的な発展を促進する。県級人民政府は、本行政区域内の幼児教育計画、構造調整、公営幼児園の建設と各種幼児園の管理、幼児園園長と教師の管理に責任を負い、教育教学業務を指導する：都市街道弁事所は、関連部門が制定した本管轄区内幼児教育の発展計画に協力し、科学的育児知識の宣伝、家庭幼児教育指導、活動場所と施設設備の提供、経費の手当に責任を負う。園経営条件を改善する：郷（鎮）人民政府は農村幼児教育の発展に責任を負い、郷（鎮）中心幼児園の経費手当に責任を負う。村民自治組織は、幼児教育の発展に役割を発揮しなければならない。多形式の早期教育と家庭に対する幼児教育指導を展開する。各級人民政府はすべて幼児園の治安、安全、合法權益を擁護しなければならない。保護者参加の早期教育活動を動員し、運営し、家庭幼児教育を指導する。

4. 教育部門は、幼児教育の主管部門である。幼児教育の方針、政策を真剣に徹底し、関連行政法規、重要な規則制度と幼児教育事業発展計画を制定し、実施運営する：幼児園に対して、業務指導を担い、関連基準を制定し、定級分類管理を実施する。関連部門に幼児園徴収費基準に対する意見を提出する：幼児教育監督指導と評価制度を確立する：各種幼児園園長、教師を養成訓練し、園長、教師試験と資格審査制度を確立する。家庭幼児教育を具体的に指導し、推進する。衛生部門と協力し、共同で、0-6歳児童の保護者の科学的育児指導を展開する。

衛生部門は関連する幼児園衛生保健方面の法規・規則制度を制定し、幼児園衛生保健業務を監督・指導する。

0-6歳児童の保護者は、児童衛生保健、栄養、成長発育などの方面の指導に責任を負う。

國務院教育部門は、財政部門、価格主管部門と共同で、営利を目的としないという原則に基づいて幼児園（班）徴収費管理方法を制定する。省・自治区・直轄市教育行政部門は、学生の平均養成コスト、当地経済の発展水準、住民の負担能力などの状況に基づいて、本地区公営幼児園（班）に対する最高と最低の徴収費基準の意見を提出する。同級財政部門と価格主管部門の審査報告を経て、省級人民政府の認可後、実施する。民営幼児園（班）は国家の関連規定に基づかなければならず、学校経営コストに基づいて、合理的な徴収費基準を確定する。関連部門に報告し、記録に載せ、併せて公示する。各地区は低収入家庭と流動人口の児童が幼児教育を受ける機会を享有できるよう確保する措置をとらなければならない。社会福祉機関は流浪児童救助保護機関の適齢児童に対して、世話をし、関連費用を減免しなければならない。

建設部門は教育部門と話し合い、都市計画の中で、合理的な幼児園の配置を確定しなければならない。都市改造と都市新興住宅地建設の過程で、居住人口と適合する幼児園を建設しなければならない。新興住宅地建設と旧住宅地改造幼児園は当地域政府の統括計画によって、各種資源を利用するよう按配する。教育部門は新興住宅地に対して幼児園をセットにして管理するよう強化しなければならない。社会に向けて公開入札する方法で、幼児園を設立経営する。いかなる単位、個人も用途を改変してはならず、また、国家规定外の費用を徴収してはならない。

民政部門は、幼児教育の発展を地域教育の重要な内容として、教育部門と共同で地域に幼児

教育発展を委託する管理規制と関連政策を検討する。

労働保障部門は農村の養老保険制度を検討する時に、農村幼児教師の養老保険問題も統括して検討する。都市の幼児教師は国家関連規定に基づいて、都市町村職員労働者社会保険に参加しなければならない。幼児教師陣の安定と幼児教師の合法權益を保障しなければならない。

編成部門は、教育部門、財政部門と共同で幼児園教職員の編成基準を制定しなければならない。幼児園教師編成の管理と教職員陣の建設を強化し、幼児教育事業発展の基本的要求を保障し、学校経営効益を高める。

各級婦女児童工作委員会と婦女連合組織の役割を十分発揮し、幼児教育事業の健全な発展を推進する。

5. 政府が統括指導し、教育部門が主管し、関連部門が協調して協力し、地域内の各種幼児園と保護者が共同で参加する幼児教育管理規制を確立し、完全にする。都市居民委員会と農村村民自治組織の役割を発揮し、総合的に協調し、各種社会資源を動員し利用して、幼児教育事業の健全な発展を促進する。

### III 管理を強化し、幼児教育事業の健全な発展を保障する。

6. 地方各級人民政府は、公営幼児園建設を強化しなければならない。幼児教育経費投入を保障し、全面的に保育教育の質を高める。制度転換（転制）の名を借りて公営幼児園に対する投入を停止したり、減少してはならない。公営幼児園と郷鎮中心幼児園を売却したり擬装売却してはならない。既に売却したものは、期限をきって回収しなければならない。都市、農村中小学校配置調整の後、空いた校舎は優先的に幼児園経営に使用しなければならない。
7. 社会各界の力を取り入れ、多種形式の幼児園を設立経営することを積極的に奨励し、提唱する。社会力量が設立した幼児園は、審査登記、定級分類、教師養成訓練、職稱評定、表彰獎勵などの各方面で公営幼児園と同等の地位を有する。各級教育部門は、社会力量が設立した幼児園の保育教育業務指導と監督を強化し、園経営行為を規範化し、園経営の正しい方向を保障しなければならない。
8. 企業事業単位幼児園に対する管理を強化する。企業事業単位は制度転換後、継続して幼児園を設立経営することができる。また企業事業単位経営幼児園の資産全体を無償で分与し、当地教育部門の統括管理に移すことができる。連合経営、請負い、国有民営など園経営体制改革の実施を通して、園経営効益と活力を高めなければならない。園経営体制改革の実施は、国有資産を流出せず、保育教育の質が下降しないよう保障しなければならない。広大な幼児教師の合法權益を保障し、全体の資質を高めなければならない。
9. 県級以上の教育部門は、各種幼児園設立資格審査に責任を負う。経営許可証を発行し、併せて定期的に再審査する。価格主管部門と財政部門は、すでに取得した園経営許可証と併せて登記手続き処理した幼児徴収費許可証の発行、行政事業性徴収費専用票の提供に責任を負う。園経営許可証の未取得、登記手続き未処理のいかなる単位と個人も幼児園を設立できない。非合法で設立した幼児園に対しては有力な取締措置をとらなければならない。

10. 幼稚園は実験クラス、特色クラス、趣味クラスなどの名目で別に費用を徴収したり、幼稚園入園とリンクした賛助費、教育支援費などを徴収してはならない。

#### IV 全面的に素質教育を実施し、幼児教育の質を高める。

11. 幼稚園は真面目にもとの国家教育委員会発行「幼稚園業務（工作）規程」と教育部発行の「幼稚園教育指導綱要（試行）」を徹底し、積極的に幼児教育改革を推進する。「保母式」の教育モデルから脱却し、「受験教育」の消極的な要素が幼児教育に浸透することを防止し、全面的な素質教育を行う。児童の人格の尊厳と、基本的権利を尊重し、児童のために安全、健康と豊かな生活と活動環境を提供し、児童の多方面での発達要求を満たさなければならない。児童の心身発達の特徴と法則を尊重し、個人の差異を重視し、児童の心身の健全な成長をはかる。体・知・徳・美など全面的調和発達を促進する。
12. 幼稚園は教師の専門性の水準をたえず高める制度を確立しなければならない。教師が教育実践に立脚することを奨励し、日常的な教研活動を展開し、たえず教師資質を高めなければならない。教育部門は、地域と保護者が幼稚園管理と監督に参加する制度を確立しなければならない。科学的な評価体系を確立し、幼稚園教育に対する実験と科学研究的管理、指導を強化する。幼稚園では教育法則に違反する実験活動に従事することを禁止する。
13. 幼稚園は家庭、地域と密接に協力しなければならない。幼稚園と地域の優良な資源を十分利用して、保護者に向けて多形式の早期教育の宣伝、指導などのサービスを展開しなければならない。幼児に対する家庭教育の質をたえず高めなければならない。
14. モデル幼稚園の建設を強化する。地方各級人民政府は、合理的な配置により計画的なモデル幼稚園の建設を推進しなければならない。都市農村の各種社会力量設立の幼稚園の中で、幼稚園経営方向が端正で、管理が厳格で、教育の質が良好な社会的信望のあるいくつかの幼稚園をモデル幼稚園として、支援しなければならない。
15. モデル幼稚園は、幼児教育法規の徹底、科学教育理念の宣伝、教育科学研究の展開、教師養成訓練と家庭の指導、地域早期教育などの方面の模範的輻射作用を十分に発揮しなければならない。モデル幼稚園は、その地区の各種幼稚園の業務指導に参加する。各級教育部門がよい保育教育管理業務ができるよう協力する。  
省・地（市）・郷は各級モデル幼稚園を中心として形成し、各級各類幼稚園の指導とサービスネットワークをカバーする。
16. モデル幼稚園は、省・地（市）・郷各級教育部門組織が審査評価し、認定する。省級教育部門は、国家関連規定に基づいて、モデル幼稚園基準を作成し、併せて定期的にモデル幼稚園に対して指導を行い、審査し評価する。その模範作用を発揮することを保障して、本地区幼児教育事業全体の発展と教育の質の向上に率先して模範を示す。評価審査活動は、簡潔にし、地方政府と幼稚園の正常業務に迷惑をかけること。

**V 教師陣の建設を強化し、幼児教育教師の資質を高める努力をする。**

17. 幼児師範大学経営水準と教育の質を高める。幼児教育事業の発展需要に基づいて、学生募集規模を確定する：幼児教育改革の実際と結合し、専門、課程設置と教学内容を早急に調整する。教育教学改革を深め、積極的に幼稚園の教育実践に参加する。
18. 幼児教育教師養成、養成訓練計画を策定し、幼児教育教師養成、養成訓練機関の建設を強化する。教育部「中小学校教師教育継続規定」の要求に基づいて、幼児教育教師の養成訓練を、当地中小学校教師教育継続計画に組み込む。
19. 「教師資格条例関連規定」に基づいて、幼稚園園長、教師資格認可制度を実施する。証明書を取得して職につくことを厳格に実施する。教師招聘任命制を実施し、奨励規定を確立し、教師陣の資質と水準を高める。
20. 「中華人民共和国教師法」を真面目に実施し、幼児教育教師は中小学校教師と同等の地位と待遇を受ける。法に基づいて幼児教育教師の養成訓練研修、先進者の評議選出、専門技術職務評定、賃金、社会保険などの方面の合法權益を保障し、幼児教育教師陣を安定させる。

**VI 幼児教育改革と発展の順調な進行を指導強化し、保障する。**

21. 地方各級人民政府は、幼児発達に対する認識を高め、幼児教育業務に対する指導を強化する。幼児教育業務を本地区経済社会発展の総体的計画に入れ、幼児教育の科学研究業務を強化する。幼児教育改革と発展のなかでの問題を真剣に研究して解決し、困難な問題については相応の政策と措置を策定する。幼児教育業務は、各級人民政府教育業務の重要な内容として審議する。有効な措置をとって、積極的に農村と辺境地区の幼児教育事業を発展させなければならない。
22. 地方各級人民政府は、幼児教育投入を拡大し、年々増加するように積極的な措置をとらなければならない。県級以上の人民政府は按配した財政性幼児教育経費を、公営幼稚園の正常な運営に保障しなければならない。教職員の賃金を賄える額を支出し、モデル幼稚園建設や教師養成訓練などにおける業務活動の正常な進行を保障する。農村および辺境地区の幼児教育事業を支援し発展させる。幼児教育経費は、幼児教育に用い、いかなる部門も滞留したり、上前をはねたり、流用してはならない。郷（鎮）人民政府の財政予算もまた幼児教育発展のための経費を按配しなければならない。
23. 幼児教育管理は幾層にも重なっており、所定の位置まで実施することを保障する。教育部門がリードして関連部門が参加する幼児教育連合会議制度を確立し、協調して報告し、幼児教育事業発展に際して出現した問題を解決する。幼児教育事業の安定した健全な発展を促進する。  
県級以上の教育部門は、幼児教育管理を強化し、良好な郷（鎮）中心幼稚園を経営しなければならない。それは郷（鎮）幼児教育に対して指導的役割を発揮する。郷（鎮）幼児保育教育業務指導については郷（鎮）中心幼稚園園長が責任を負う。
24. 地方各級人民政府は優遇政策を策定し、幼稚園（班）の公用事業費（石炭、水、電気、熱供

給、家賃などの費用)を中小学校の徴収基準に基づいて保障しなければならない。新規建築、改造建築、拡大建築幼稚園は、中小学校建設減免基準に準じて、関連費用を減免する。

25. 幼児教育監督指導制度を確立する。行政監督と教学監督を相互結合する。国務院教育部門は、幼児教育業務監督指導評価暫行方法を制定する。省級人民政府は地方幼児教育業務監督指導評価基準を制定する。幼児教育事業の発展、幼児教育の質、幼児教育経費投入と調達、幼児教師待遇などを各級政府教育監督指導内容に組み入れ、積極的に幼児教育問題、困難な問題に対して、専門的な指導監督指導と検査を展開する。

各級政府教育監督指導部門と教育行政部門は定期的に各種幼稚園の保育、教育の質と管理基準の指導監督と評価を行い、併せて結果を社会に公表し、社会と保護者の監督を受ける。

## 中华人民共和国妇女權益保障法（抜粋）

### （中華人民共和国婦女權益保障法（抜粋））

1992年4月3日第7期全国人民代表大会第5回会議通過、  
1992年4月3日中華人民共和国主席令第58号公布、1992年10月1日施行

#### 第1章 総則

**第1条** 女性の合法權益を保障し、男女平等を促進し、女性が社会主義現代化建設の役割を十分發揮するために、憲法および我が国の實際状況に基づいて本法律を制定する。

**第2条** 女性は政治的、経済的、文化的、社会のおよび家庭生活などの面で男性と平等な權利を享有する。

国家は女性が法に基づいて享有している特殊權益を保護し、次第に女性の社会保障制度を完全なものにしていく。

女性を差別し、虐待し、殺害することを禁止する。

**第3条** 女性の合法權益を保障することは、社会全体の共同の責任である。国家機関、社会团体、企業事業単位、都市の大衆性自治組織は、本法律および関連法律の規定に基づいて女性の權益を保障する。

**第4条** 国務院および省、自治区、直轄市人民政府は、組織的な措置をとり、関連部門が協調して女性權益の保障業務に最善をつくす。具体的な機構は、国務院および省、自治区、直轄市人民政府の規定による。

**第5条** 中華全国女性連合会および各級女性連合会代表、女性の權益を擁護している各民族各界は、女性の權益保障業務に最善をつくす。

労働組合、共産主義青年団は、各自の職務範囲内で女性の權益保障業務に最善をつくさなければならない。

#### 引用文献・参考文献一覧

[中国語文献]

- ・王湛著「在全国幼儿教育工作会议上的进话」中国学前教育研究会／湖南省长沙师范学校編『学前教育研究』2002年 No.1 所収
- ・簡尔贤著「北京市幼教事业发展分析」『管理纵横』所収、2003年
- ・朱慕菊「做好新时期幼儿改革工作」陝西教育網、2002年12月6日
- ・蒋永萍著「建国50年中国城市女性就业的回顾与反思」彭希哲、郑桂珍主编『社会转型期中的婦女就業』百家出版社所収、2000年
- ・張燕著「中国大陆近年民办幼儿教育实践和探策」『民办教育发展研究』2004年第3期（総97期）所収、桥网文化教育社、2004年
- ・張燕著「北京市部分企业办幼儿园发展现状调查——企业园体改与幼教社会化」、1997年
- ・張燕著「学前教育管理学」、北京师范大学出版社、2000年
- ・張燕著「幼儿园管理」、北京师范大学出版社、1997年
- ・張克勤著『国内七市幼稚園教育今昔比較観』『中華教育界』23巻第1期、1935年
- ・中国学前教育史編写去組編『中国学前教育史資料選』人民教育出版社、1996年
- ・中国法制出版社編『教育法規教師工作手冊』中国法制出版社、2004年



- 陈柱生著『中国民办教育问题』教育科学出版社，2001年
- 程玉申著『中国城市社区发展研究』华东师范大学出版社，2002年
- 唐淑，钟中华主编『中国学前教育史』人民教育出版社，2003年
- 北京师范大学学前教育系编『北京市幼儿园办园体制改革调查报告集』2002年4月
- 彭云著「江苏南通地区幼儿园办学体制改革调查的结果与分析」中国学前教育研究会／湖南省长沙师范学校编『学前教育研究』No.5所取，2002年
- 马仲良／于燕燕主编，贾征著『社区服务与社会保障』中国劳动社会保障出版社，2001年
- 牟映雪著『新中国幼儿教育变化与发展』重庆大学出版社，2004年
- 扬晓霞著「从教育机会供求矛盾看我国教育私有化」『教学与管理』155期所取，2002年
- 林可夫『广东省志·教育志』广东人民出版社，1995年

**【杂志】**

- 复印报刊资料幼儿教育导读 G 2001 1-12，中国人民大学书报资料中心，2001年
- 学前教育研究合订本2002年，2003年，中国学前教育研究会／湖南省长沙师范学校编，中国学前教育研究会刊，2003年，2004年

**【通達，法規，条例】**

- 中国法制出版社编『教育法律法规教师工作手册』中国法制出版社，2004年
- 中国学前教育研究会编『中华人民共和国幼儿教育重要文献汇编』北京师范大学出版社，1999年北京师范大学出版社，1999年
- 国务院办公厅转发「教育部门等部门（单位）关于幼儿教育改革与发展指导意见的通知」2003年
- 「中华人民共和国人口与计划生育法」中国民主法制出版社，2002年
- 北京市第11期人民代表大会「北京市学前教育条例」2001年9月
- 北京市学前教育工作领导小组办公室编『学前教育工作文件选编』第二册，北京市学前教育工作领导小组办公室，2002年

**【統計年鑑類】**

- 中国教育事业统计年鉴1989年版，中华人民共和国国家教育委员会计划建设司编，人民教育出版社，1990年
- 中国教育事业统计年鉴1990年版，中华人民共和国国家教育委员会计划建设司编，人民教育出版社，1991年
- 中国教育事业统计年鉴1991，1992年版，中华人民共和国国家教育委员会计划建设司编，人民教育出版社，1993年
- 中国教育事业统计年鉴1993年版，中华人民共和国国家教育委员会计划建设司编，人民教育出版社，1994年
- 中国教育事业统计年鉴1994年版，中华人民共和国国家教育委员会计划建设司编，人民教育出版社，1995年
- 中国教育事业统计年鉴1995年版，中华人民共和国国家教育委员会计划建设司编，人民教育出版社，1996年
- 中国教育事业统计年鉴1996年版，中华人民共和国国家教育委员会计划建设司编，人民教育出版社，1997年
- 中国教育事业统计年鉴1997年版，中华人民共和国国家教育委员会计划建设司编，人民教育出版社，1998年
- 中国教育事业统计年鉴1998年版，中华人民共和国国家教育委员会计划建设司编，人民教育出版社，

1999年

- ・中国教育事业统计年鉴1999年版, 中华人民共和国国家教育委员会计划建设司编, 人民教育出版社, 2000年
- ・中国教育事业统计年鉴2000年版, 中华人民共和国国家教育委员会计划建设司编, 人民教育出版社, 2001年
- ・中国教育统计年鉴2001年版, 中华人民共和国国家统计局编, 中国统计出版社, 2002年
- ・中国教育统计年鉴2002年版, 中华人民共和国国家统计局编, 中国统计出版社, 2003年
- ・中国教育统计年鉴2003年版, 中华人民共和国国家统计局编, 中国统计出版社, 2004年
- ・中国教育年鉴1984年版, 中国教育年鉴编辑部编, 人民教育出版社, 1985年
- ・中国教育年鉴1986年版, 中国教育年鉴编辑部编, 人民教育出版社, 1987年
- ・中国教育年鉴1987年版, 中国教育年鉴编辑部编, 人民教育出版社, 1988年
- ・中国教育年鉴1988年版, 中国教育年鉴编辑部编, 人民教育出版社, 1989年
- ・中国教育年鉴1989年版, 中国教育年鉴编辑部编, 人民教育出版社, 1990年
- ・中国教育年鉴1990年版, 中国教育年鉴编辑部编, 人民教育出版社, 1991年
- ・中国教育年鉴1991年版, 中国教育年鉴编辑部编, 人民教育出版社, 1992年
- ・中国教育年鉴1992年版, 中国教育年鉴编辑部编, 人民教育出版社, 1993年
- ・中国统计年鉴2004年版, 中华人民共和国国家统计局编, 中国统计出版社, 2004年
- ・中国人口统计年鉴1990年版, 国家统计局人口统计司编, 科学技术文献出版社, 1990年
- ・中国人口统计年鉴1991年版, 国家统计局人口统计司编, 中国统计出版社, 1991年
- ・中国人口统计年鉴1992年版, 国家统计局人口统计司编, 中国统计出版社, 1992年
- ・中国人口统计年鉴1993年版, 国家统计局人口统计司编, 中国统计出版社, 1993年
- ・中国人口统计年鉴1994年版, 国家统计局人口统计司编, 中国统计出版社, 1994年
- ・中国人口统计年鉴1995年版, 国家统计局人口统计司编, 中国统计出版社, 1995年
- ・中国人口统计年鉴1996年版, 国家统计局人口统计司编, 中国统计出版社, 1996年
- ・中国人口统计年鉴1997年版, 国家统计局人口统计司编, 中国统计出版社, 1997年
- ・中国人口统计年鉴1998年版, 国家统计局人口统计司编, 中国统计出版社, 1998年
- ・中国人口统计年鉴1999年版, 国家统计局人口统计司编, 中国统计出版社, 1999年
- ・中国人口统计年鉴2000年版, 国家统计局人口统计司编, 中国统计出版社, 2000年
- ・中国人口统计年鉴2001年版, 国家统计局人口统计司编, 中国统计出版社, 2001年
- ・中国人口统计年鉴2002年版, 国家统计局人口统计司编, 中国统计出版社, 2002年
- ・沈阳年鉴1994年版, 沈阳年鉴编委会编, 中国统计出版社, 1994年
- ・沈阳年鉴2002年版, 沈阳年鉴编委会编, 中国统计出版社, 2002年

#### 【日本語文献】

- ・阿部洋著『中国近代教育と明治日本』福村出版, 1990年
- ・阿部洋著『中国近代学校史』福村出版, 1993年
- ・阿部洋著「中国」岡田正章・川野辺敏監修, 阿部洋編『世界の幼児教育1 アジア』日本らいふらり所収, 1982年
- ・一見真理子著「中国解放区における保育事業の展開——陝甘寧辺区を事例として——」教育史学会『日本の教育史学』教育史学会紀要第37集, 1994年
- ・一見真理子「中国」日本保育学会編『諸外国における保育の現状と課題』世界文化社, 1997年, 82-96頁
- ・一見真理子著「中国こどもの状況調査結果にみる子どもの実態と教育課題」『国立教育研究所研究集録』第27号所収, 1993年
- ・梅根悟監修／世界教育史会編集『世界教育史体系4 中国教育史』講談社, 1975年

- ・王曙光著『詳説中国改革開放史』勁草書房, 1996年
- ・王力著, 竹内実訳『毛沢東伝』太平出版社, 1975年
- ・大塚正修著『中国社会保障改革の衝撃——自己責任の拡大と社会安定の行方』勁草書房, 2002年
- ・川野辺敏, 柴田義松編『資料ソビエト教育学』新読書社
- ・小島麗逸, 鄭新培編著『中国教育の発展と矛盾』御茶の水書房, 2001年
- ・坂茂, 枅尾勲, 小玉武俊編『新版保育行政』チャイルド本社, 1989年
- ・篠原則省／上野実訳『人民公社』理論社, 1959年
- ・自治体問題研究会編『ソビエトの保育』自治体研究社, 1975年
- ・白井常著『世界の幼児教育／中国』丸善メイツ株式会社, 1983年
- ・J・ステイシー著／秋山洋子訳『フェミニズムは中国をどう見るか』勁草書房, 1990年
- ・張紀涛著『現代中国社会保障論』創成社, 2001年
- ・日本保育学会編『諸外国における保育の現状と課題』世界文化社, 1997年
- ・根橋正一著「近代化中国における幼稚園教育の現状」『武蔵野短期大学研究紀要』2集, 1985年, 219-229頁
- ・守屋光雄著「最新中華人民共和国における保育動向に関する考察」『兵庫女子短期大学研究集録』第21号(1)(2), 22号, 1988年, 1989年, 159-169頁, 114-119頁, 173-180頁
- ・横山宏著『各年史／中国 戦後教育の展開』エムティ出版, 1991年
- ・R・シデル著／石垣恵美子訳『中国の女性と保育』誠信書房, 1980年
- ・李瑞雪／史念／俞嶸共著『中国経済ハンドブック2004』全日出版社, 2003年
- ・林毅夫著, 関志雄／李粹蓉訳『中国の国有企業改革』日本評論社, 1999年
- ・若林敬子著『現代中国の人口問題と社会変動』新曜社, 1996年

【学会報告資料】

- ・張燕著, 苏真訳「中国の早期教育およびその社会支援体系」日本保育学会第56回大会資料, 2003年
- ・有賀克明報告「中国における育児の社会的支援と乳幼児の権利保障に関する調査研究——北京, 上海の状況——」日本保育学会第56回大会報告資料, 2003年